

2024（令和6）年度

自己点検・評価報告書

学校法人明星学苑

明星大学

2024（令和6）年度
自己点検・評価報告書

目 次

序章.....	- 1 -
第1章 理念・目的.....	- 3 -
(1) 現状.....	- 4 -
(2) 長所・特色.....	- 9 -
(3) 課題・問題点.....	- 9 -
(4) 全体のまとめ.....	- 9 -
第2章 内部質保証.....	- 11 -
(1) 現状.....	- 12 -
(2) 長所・特色.....	- 26 -
(3) 課題・問題点.....	- 26 -
(4) 全体のまとめ.....	- 27 -
第3章 教育研究組織.....	- 28 -
(1) 現状.....	- 29 -
(2) 長所・特色.....	- 34 -
(3) 課題・問題点.....	- 34 -
(4) 全体のまとめ.....	- 34 -
第4章 教育課程・学習成果.....	- 35 -
(1) 現状.....	- 36 -
(2) 長所・特色.....	- 57 -
(3) 課題・問題点.....	- 57 -
(4) 全体のまとめ.....	- 57 -
第5章 学生の受け入れ.....	- 59 -
(1) 現状.....	- 60 -
(2) 長所・特色.....	- 72 -
(3) 課題・問題点.....	- 72 -
(4) 全体のまとめ.....	- 72 -
第6章 教員・教員組織.....	- 74 -
(1) 現状.....	- 75 -
(2) 長所・特色.....	- 82 -
(3) 課題・問題点.....	- 83 -
(4) 全体のまとめ.....	- 83 -

第7章 学生支援	- 84 -
(1) 現状	- 85 -
(2) 長所・特色	- 96 -
(3) 課題・問題点	- 97 -
(4) 全体のまとめ	- 97 -
第8章 教育研究等環境	- 98 -
(1) 現状	- 99 -
(2) 長所・特色	- 111 -
(3) 課題・問題点	- 111 -
(4) 全体のまとめ	- 112 -
第9章 社会連携・社会貢献	- 113 -
(1) 現状	- 114 -
(2) 長所・特色	- 121 -
(3) 課題・問題点	- 121 -
(4) 全体のまとめ	- 121 -
第10章 大学運営・財務	- 122 -
<大学運営>	- 123 -
(1) 現状	- 123 -
(2) 長所・特色	- 138 -
(3) 課題・問題点	- 138 -
(4) 全体のまとめ	- 138 -
<財務>	- 140 -
(1) 現状	- 140 -
(2) 長所・特色	- 142 -
(3) 課題・問題点	- 142 -
(4) 全体のまとめ	- 143 -
終章	- 144 -

序章

本学では、2004（平成 16）年度より大学が認証評価を受けることが法制化されたのを機に準備を進め、2005（平成 17）年度に文部科学省の認証を受けた認証評価機関である公益財団法人大学基準協会の加盟判定審査を受けた。本学は長い間にわたり同協会の準会員校であったが、これによって正会員校と認められ、その後、2010（平成 22）年度に第 1 期の認証評価を、2017（平成 29）年度に第 2 期の認証評価を受審し、それぞれ「適合」の認定を受けた。この 2024（令和 6）年度には第 3 期の認証評価を受審している。

2009（平成 21）年度、本学では経営改善を目的とした「MI21 (Meisei Innovation for the 21st Century) プロジェクト（以下、「MI21 プロジェクト」という）」を立ち上げ、教職協働による取り組みを通じ、中期目標に基づく PDCA サイクルを回すことで着実に学生数・志願者数の増加に繋げてきた。本学ではこの取り組みを、学校教育法第 109 条で定める自己点検・評価と位置付け、教育改善に結び付けてきた。しかし、第 2 期機関別認証評価において同協会から、MI21 プロジェクトの中で検証されるテーマが限定的であり、最終的な数値による定量的な評価が中心となっているとの指摘を受け、それ以降、本学では、3 つの方針に基づく教育改善を実現するための内部質保証システムの構築が喫緊の課題であると認識していたところである。

2020（令和 2）年度、自己点検・評価を担当する副学長を委員長とし、各副学長及び事務局長等を構成員とする「明星大学内部質保証推進委員会」を設置し、3 つの方針を基に自己点検・評価を行い、これを基盤に PDCA サイクルをまわす内部質保証システムを構築した。具体的には、同委員会のもとに自己点検・評価を担う「明星大学自己点検・評価委員会」「部局別自己点検・評価委員会」を置き、大学基準に定める点検・評価項目及び評価の視点を基に自己点検・評価を行い、この自己点検・評価で明らかとなった課題・問題点に対して、明星大学内部質保証推進委員会を中心に改善方策を打ち出し、学長へ答申しながら全学的な教育改善を進めることを企図している。2022（令和 4）年度は、この内部質保証システムに、学部間のピア・レビュー及び外部評価を導入することでより客観的な視点で評価を行うことができた。また、2023（令和 5）年度は、明星大学内部質保証推進委員会が、学士課程のアセスメントプランを含んだ「教育の内部質保証ガイドライン」を作成し、学位プログラムレベルの自己点検・評価の活性化を支援した。

また、本学の設置者である学校法人明星学苑が、2023（令和 5）年度に創立 100 周年を迎えることを機に、学苑全体及び各設置校において、次の 100 年を見据えた新たなビジョン及び教育目標を策定し、さらに、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度の 5

年間を対象とした「学校法人明星学苑第4期中期経営戦略」「明星大学第2期中期事業計画」を策定した。この計画を着実に進めるために、理事会の自己点検・評価を導入し、学苑と大学が重層的にPDCAサイクルをまわす体制を整えている。

本学における「学修者本位の教育」とは、学修者自身が（P）DPに基づき入学から卒業に至る学修を設計し、（D）計画した履修を重ね、（C）そのプロセスと成果を常に把握し、（A）必要な修正を当初計画に加え、最終的には卒業等をもって自らの質保証を行うという、学生の主体的な学修PDCAの完遂を可能にする、学びの場の提供、必要な教育支援や評価等の総体である。この「学修者本位の教育」の実現に向けて、2023（令和5）年2月に「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」を立ち上げ、各学科において、2027（令和9）年度または2028（令和10）年度を目途とした次期学位プログラムの検討が進められている。

このように、全学的に推進しているこれらの取り組みを恒常的・継続的に実施することで、社会からの期待に応えていく所存である。

以上

第 1 章 理念・目的

第1章 理念・目的

(1) 現状

■点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 (1)：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を設定しているか。

評価の視点 (2)：大学の理念・目的と学部・研究科の目的に連関性はあるか。

本学の設置者である学校法人明星学苑の建学の精神は、「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」であり、これに基づき、学校法人明星学苑の教育方針「1. 人格接触による手塩にかける教育」「2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育」「3. 実践躬行の体験教育」及び校訓「健康、真面目、努力」を掲げている。本学は、この理念を受けて、大学の目的を「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする」と学則に定め、また、大学院の目的を「高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする」と大学院学則に定めている。

また、2023（令和5）年度に学校法人明星学苑が創立100周年を迎えることを機に、「Next100 学苑ビジョン」及び本学をはじめ各設置校における新たなビジョンと教育目標を2021（令和3）年10月に策定し、2022（令和4）年4月1日に公表した。本学の新たなビジョン「新たな時代を世界の人々と共創する大学」は、建学の精神の謳う「世界に貢献する」ことにほかならず、「多摩に根差し、地域に貢献する大学」は、本学の知・情・意を多摩において発揮し、その調和的進歩の実現を多摩において図ることを意味している。そして、このビジョンの実現に向け、教育目標を「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」とし、従来の教育目標を再構築する形で策定した。

大学の理念・目的と、学部・研究科の目的との連関性については、大学の教育目的、教育目標を踏まえ、学部・学科、学環、研究科・専攻における「人材の養成に関する目的」として、学則に基づき制定している教則で具体的に明文化している。例えば、理工学部においては、「理工学部は、技術立国日本を支え、人類の豊かさに貢献するため、幅広い教養と、理学と工学の知識と技術を基礎とした「科学する心」を持ち、自ら考え行動できる道義心の強い技術者を育成する。」、また、人文学研究科においては、「人文学研究科は、変動著しい環境下に置かれた「人間」とその人間が作り出す「文化」や「社会」に関する諸問題を、各専攻の専門領域の視点から理論的・実証的に研究し、解明することを目指し、高度な専門性と豊かな人間性を備えた専門職業人として社会に貢献する事のできる人材を育成する。」と定めるなど、本学の教育目的、教育目標を踏まえ設定している。

このように、設置者である学校法人明星学苑の建学の精神、教育方針及び校訓を礎に、大学としての教育目的及び教育目標を適切に設定し、これを踏まえて、各学部・研究科における人材養成その他の教育研究上の目的を設定していることから適切であると判断できる。

＜明星学苑 建学の精神＞

和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する

＜明星学苑 教育方針＞

1. 人格接触による手塩にかける教育
2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育
3. 実践躬行の体験教育

＜明星学苑 校訓＞

健康、真面目、努力

＜明星大学 教育目的＞

明星大学は、設置者である学校法人明星学苑の建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」に基づき、広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする。

＜明星大学大学院 教育目的＞

明星大学大学院は、高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする。

＜明星大学通信教育部 教育目的＞

明星大学通信教育課程は、教育の機会均等の理念を拡大するために、明星大学通学課程に則し、主として通信教育の方法により、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする。

＜明星大学通信制大学院 教育目的＞

明星大学通信制大学院は、教育研究の機会均等の理念を拡大するため、明星大学大学院の通学の課程に則し、主として通信教育の方法により、高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする。

＜Next100 学苑ビジョン＞

自ら変革し続け、新たな時代、新たな世界を謳歌する
人間性あふれる卒業生を輩出する学苑

＜明星大学ビジョン＞

- ・ 新たな時代を世界の人々と共創する大学
- ・ 多摩に根差し、地域に貢献する大学

＜明星大学教育目標＞

生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成

■点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点（1）：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を、学則等に明示しているか。

評価の視点（2）：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等により、大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表しているか。

本学の理念・目的に関しては、明星大学学則、明星大学大学院学則、明星大学通信教育部学則及び明星大学通信制大学院学則に明示しており、各学部・研究科における「人材の養成に関する目的」に関しては、各学則に基づき制定している明星大学教則、明星大学大学院教則、明星大学通信教育部教則及び明星大学通信制大学院教則に明示している。これらは、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトやクレドカードを通して学内に周知し、学部生には『履修の手引』、大学院生には『大学院便覧』等を通して学生に周知している。あわせて、本学の理念・目的や学部等の目的を周知するため、大学案内等を刊行し、広く配布している。

また、学校法人明星学苑創立 100 周年を機に策定した「Next100 学苑ビジョン」及び本学をはじめ各設置校における新たなビジョンと教育目標を広く学内外に周知するため、明星学苑ウェブサイト上に「明星学苑創立 100 周年特設ページ」を作成した。そのなかでは、記念コンテンツとして、明星学苑の卒業生や在校生、保護者や教職員による「100 人インタビュー」や、学苑創立 100 周年を祝うために明星小学校に通う児童たちが思い思いに描いた「100 ギャラリー」などの企画を展開した。また、ウェブサイト以外にも、明星学苑創立 100 周年記念式典や記念講演会等での 100 周年記念映像の

その先に、
謳歌する力を。



上映や、校舎や多摩モノレールへの学苑創立 100 周年ビジュアルの掲出など、多方面にわたりさまざまな方法で周知及び公表を行った。

このように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則等に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していることから適切であると判断できる。

■点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 (1)：大学として将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点 (2)：直近の認証評価の結果等を踏まえ、中・長期の計画等を策定しているか。また、その計画は、評議員会の意見を聴いたものとなっているか。

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 ヶ年を対象とする「明星大学第 2 期中期事業計画」を設定し、各目標の達成に向けて取り組んでいる。「明星大学第 2 期中期事業計画」の策定にあたっては、2021（令和 3）年度、学長及び副学長を中心に、「明星大学第 1 期中期事業計画」（対象年度は 2017～2022 年度）に関するレビューを行い、本学を取り巻く環境の変化等を踏まえた諸施策について議論を行った。同年度には、学校法人明星学苑が創立 100 周年を迎えることを機に新たな明星大学ビジョンを定め、教育目標を一新した。このビジョン及び教育目標を達成するために、学校法人明星学苑経営委員会大学部会及び明星大学第 2 期中期事業計画策定 WG を設置し、2022（令和 4）年度に経営と教学が一体となって高等教育事業の持続的発展を図ることを目指した「明星大学第 2 期中期事業計画（案）」を作成した。その後、教職員にパブリックコメントを募集し、寄せられた意見等を踏まえて一部修正を加え、2022（令和 4）年 11 月の理事会及び評議員会において、「明星大学第 2 期中期事業計画」が承認された。

2017（平成 29）年度に受審した第 2 期機関別認証評価では、大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の低さが指摘された。この指摘を受け、「明星大学第 2 期中期事業計画」では、「大学院の組織運営に係る認証評価結果を踏まえ、設置の趣旨に照らした本学としての大学院教育のあるべき姿を検証し、人材養成の目的を再定義した上で、策定した改組改編計画を実行する」ことを明記し、認証評価の結果を踏まえた中期計画を策定している。なお、その他の指摘事項については、既に改善が完了しており、同計画には反映していない。

また、「明星大学第 2 期中期事業計画」の推進にあたっては、掲げられた事業を各学部・研究科及び各事務組織の単年度の事業計画に反映するよう様式を整えており、これに基づく事業の進捗管理を理事長・学長室ユニットが行っている。特に、各学部・研究科においては、各年度の期首・期中・期末を 1 枚のシートで管理できる、予算と一体となった様式を新たに作成し、2023（令和 5）年度より運用を開始したところである。事業計画の進捗状況は、学長等の確認を経て、各年度の事業報告書として取りまとめ、最終的には理事会で確認を行っている。

建学の精神：	「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」
Next100学苑ビジョン：	自ら変革し続け、新たな時代、新たな世界を謳歌する人間性あふれる卒業生を輩出
明星大学ビジョン：	新たな時代を世界の人々と共創する大学 / 多摩に根差し、地域に貢献する大学
明星大学教育目標：	生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成

教育		自己点検・評価																			
目標	計画	目標	計画																		
学修者本位の教育の実践	到達目標など可視化情報による評価 外部アセスメント、学生卒業生調査の活用 学内外の専門職の垣根を越えた「クロスリンク」学修 データサイエンス学環との連携による全学のデータサイエンス教育の推進 履修モデル「明星大学国際人基礎力科目」による新たなグローバル教育の全学的推進	自主的自律的な自己点検・評価 第3期認証評価に向けた実現目標 情報公開、認知度の向上、社会との連携促進	外部評価など多角的な評価体制構築 DP、CPの見直しとDP達成度の可視化システムの構築 内部質保証システムによる改善活動推進 学修成果、研究成果、社会連携等に関する情報発信の強化																		
社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育研究																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩地域と共に成長・進化する大学</td> <td>「多摩アントレプレナープログラム」による地域イノベーション創出</td> </tr> <tr> <td>多摩地域人材活性化への寄与</td> <td>「多摩共創事業」によるリスキリング/リカレント教育</td> </tr> <tr> <td>多摩地域におけるグローバル人材の育成</td> <td>多摩をフィールドとするグローバル教育プログラムの実施</td> </tr> <tr> <td>業務連携による明星学苑の総合性の強化</td> <td>校教連携の連携による、教育協同研究資源の活用など府中校とのマッチング向上</td> </tr> </tbody> </table>		目標	計画	多摩地域と共に成長・進化する大学	「多摩アントレプレナープログラム」による地域イノベーション創出	多摩地域人材活性化への寄与	「多摩共創事業」によるリスキリング/リカレント教育	多摩地域におけるグローバル人材の育成	多摩をフィールドとするグローバル教育プログラムの実施	業務連携による明星学苑の総合性の強化	校教連携の連携による、教育協同研究資源の活用など府中校とのマッチング向上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学マネジメントの権限と責任の明確化</td> <td>学部長等のリーダーシップ発揮を可能にする体制の整備</td> </tr> <tr> <td>本事業計画に基づき持続可能な教育の提供とその質保証</td> <td>教育の基盤となる教育研究組織の点検と改編</td> </tr> <tr> <td>業務プロセスの可視化と迅速かつ効率的な組織運営</td> <td>業務分掌の見直し、DXの推進 権限委譲など意思決定プロセスの見直し</td> </tr> </tbody> </table>		目標	計画	大学マネジメントの権限と責任の明確化	学部長等のリーダーシップ発揮を可能にする体制の整備	本事業計画に基づき持続可能な教育の提供とその質保証	教育の基盤となる教育研究組織の点検と改編	業務プロセスの可視化と迅速かつ効率的な組織運営	業務分掌の見直し、DXの推進 権限委譲など意思決定プロセスの見直し
目標	計画																				
多摩地域と共に成長・進化する大学	「多摩アントレプレナープログラム」による地域イノベーション創出																				
多摩地域人材活性化への寄与	「多摩共創事業」によるリスキリング/リカレント教育																				
多摩地域におけるグローバル人材の育成	多摩をフィールドとするグローバル教育プログラムの実施																				
業務連携による明星学苑の総合性の強化	校教連携の連携による、教育協同研究資源の活用など府中校とのマッチング向上																				
目標	計画																				
大学マネジメントの権限と責任の明確化	学部長等のリーダーシップ発揮を可能にする体制の整備																				
本事業計画に基づき持続可能な教育の提供とその質保証	教育の基盤となる教育研究組織の点検と改編																				
業務プロセスの可視化と迅速かつ効率的な組織運営	業務分掌の見直し、DXの推進 権限委譲など意思決定プロセスの見直し																				
組織運営の改善及び効率化																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究の更なる深化</td> <td>「多摩共創プロジェクト」による地域貢献を重点に置いた研究活動の推進、学内外における分野交差型の研究の実現</td> </tr> <tr> <td>研究の実施体制の整備 外部資金獲得促進</td> <td>研究企画マネジメント体制の構築 クロスアポイント制度の整備による研究活動の活性化</td> </tr> </tbody> </table>		目標	計画	研究の更なる深化	「多摩共創プロジェクト」による地域貢献を重点に置いた研究活動の推進、学内外における分野交差型の研究の実現	研究の実施体制の整備 外部資金獲得促進	研究企画マネジメント体制の構築 クロスアポイント制度の整備による研究活動の活性化														
目標	計画																				
研究の更なる深化	「多摩共創プロジェクト」による地域貢献を重点に置いた研究活動の推進、学内外における分野交差型の研究の実現																				
研究の実施体制の整備 外部資金獲得促進	研究企画マネジメント体制の構築 クロスアポイント制度の整備による研究活動の活性化																				

※本学における「学修者本位の教育」は、教授者中心から学修者中心へという学びのパラダイムの移行だけを意味しない。学修者自身が (P) DPに基つき入学から卒業に至る学修を設計し、(D) 計画した履修を重ね、(C) そのプロセスと成果を常に把握し、(A) 必要な修正を当初計画に加え、最終的には卒業まで自ら質保証を行なう、学生の主体的な学修PDCAの完遂を可能にする学びの場の提供、必要な教育支援、評価等の協力をもちて本学は「学修者本位の教育」と呼ぶ。

これと並行し、2022（令和4）年度には、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5ヵ年を対象とする「学校法人明星学苑第4期中期経営戦略」を策定した。この中期経営戦略は、設置者である学校法人明星学苑の目指すビジョンを着実に実現するために立案したマスタープランとして位置づけられるものであり、その対象年度は「明星大学第2期中期事業計画」と同様に設定されている。これにより、学校法人明星学苑と明星大学のさらなる一体化を目指し、「Next100学苑ビジョン」の具現化を図っている。

また、理事会のガバナンス機能の向上と教育の充実を目指し、学校法人明星学苑では、2022（令和4）年度から理事会の自己点検・評価を実施している。2021（令和3）年度に理事会の自己点検・評価として4つの大項目（「ガバナンス体制」「教学の充実」「経営力の強化」「コンプライアンス」）を策定し、この4つの大項目と「学校法人明星学苑第4期中期経営戦略」に掲げられた各目標項目及び担当理事との関係性を整理し、運用している（下表参照）。副理事長、学苑・大学企画局担当理事、学苑・大学事務局担当理事は、それぞれ学長、学苑・大学企画局長、学苑・大学事務局長という大学組織の立場も兼ねており、経営と教学が一体となり情報を共有しながら課題を洗い出し、目標の達成を推進している。なお、「明星大学第2期中期事業計画」と同様、理事会の自己点検・評価についても、各年度の期首・期中・期末を1枚のシートで管理し、運用している。

このように、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、将来を見据えた「学校法人明星学苑第4期中期経営戦略」及び「明星大学第2期中期事業計画」を設定していることから適切であると判断できる。

2024 年度 理事会の自己点検・評価（目標項目と担当理事）

4つの大項目	2024 年度の目標項目	担当理事
ガバナンス体制	ガバナンス体制の整備	学苑・大学企画局担当
	100 周年記念事業の立ち上げ	
教学の充実	【大学】認証評価への対応	副理事長・学長
	【大学】学位プログラムの再構築	
	【大学】大学院の活性化	
	【府中校】特色ある明星教育の実現	府中校一貫教育担当
	【府中校】15 ヶ年を俯瞰した一貫教育	
経営力の強化	人の成長	学苑・大学企画局担当
	組織の成長	
	業務改善	学苑・大学事務局担当
	多摩共創プロジェクト	学苑・大学企画局担当
コンプライアンス	コンプライアンス体制の充実	コンプライアンス担当

(2) 長所・特色

- ・2023（令和 5）年度の学苑創立 100 周年を機に新たなビジョンや教育目標を策定し、これを広く学内外に周知するため、明星学苑ウェブサイト上に「明星学苑創立 100 周年特設ページ」を作成した。そのなかでは、記念コンテンツとして、明星学苑の卒業生や在校生、保護者や教職員による「100 人インタビュー」や、学苑創立 100 周年を祝うために明星小学校に通う児童たちが思い思いに描いた「100 ギャラリー」などの企画を展開した。また、ウェブサイト以外にも、明星学苑創立 100 周年記念式典や記念講演会等での 100 周年記念映像の上映や、校舎や多摩モノレールへの学苑創立 100 周年ビジュアルの掲出など、多方面にわたりさまざまな方法で周知及び公表を行ったこれにより、本学教職員が「理念・目的」について意識する機会が増え、組織における共通理解の促進につながった。

(3) 課題・問題点

- ・特になし

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的が適切に設定されており、学部・学科、学環、研究科・専攻の教育研究上の目的も適切に設定されている。これらは学則及び教則に明示するとともに、大学公式ウェブサイト等を通じて広く社会に向けて公表している。また、これらの理念・目的を実現するための中・長期の計画その他の諸施策について、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度を対象とした「学校法人明星学苑第 4 期中期経営戦略」及び「明星大学第 2 期中期事業計画」を策定し、さらに、理事会のガバナンス機能の向上と教育の充実を目的とした理事会の自己点検・評価を実施している。今後は、2024（令和 6）年度の認証評価結果を踏まえた改善計画を、中期経営計画及び中期事業計画に反映させ、教学組織と法人組織が一体的に理念・目的の実現に向け取り組んでいく。

明星大学の新たなビジョンや教育目標に関しては、明星学苑創立 100 周年記念事業の実施に伴い、広く関係者に周知することができた。今後も大学の理念・目的の発信に努めるとともに、これを実現するための計画を適切に遂行していく考えである。

第2章 内部質保証

第2章 内部質保証

(1) 現状

■点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 (1)：下記の要件を備えた内部質保証に関する大学の方針及び手続を明示しているか。

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を担う全学的な組織と、上記組織に関わる組織に係る権限と役割
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、明星大学における内部質保証に関する規程に基づき、内部質保証のための全学的な方針及び手続として、「明星大学内部質保証の方針」を定め、そのなかで「1. 基本的な考え方」「2. 組織体制」「3. 手続」「4. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」を明示している。

「1. 基本的な考え方」では、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を次のように明示している。

- ① 本学における「内部質保証」とは、本学設置の目的の実現に向けて、本学の教育研究活動等について不断に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に努め、これによって本学の教育研究等が適切な状態・水準にあることを本学自らの責任において説明・保証する恒常的・継続的プロセスのことをいう。
- ② 本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進するとともに、内部質保証の推進に関する組織体制及び手続を適切に整備し運用することを通じて、内部質保証の実質化を図る。

「2. 組織体制」においては、「本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進するため、さらに内部質保証における客観性と適切性を担保するため、内部質保証推進に責任を負う組織と、自己点検・評価の実施に関わる組織とを分立する。また、教育の内部質保証については、自己点検・評価の実施に関わる組織を大学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの3水準に分けて構築する。」と明示した上で、本学の内部質保証推進に責任を負う組織である「明星大学内部質保証推進委員会」（以下、「内部質保証推進委員会」という。）、内部質保証推進委員会の下に置かれ、自己点検・評価を実施・統括する「明星大学自己点検・評価委員会」（以下、「自己点検・評価委員会」という。）、自己点検・評価委員会の指示に基づき置かれ、各部局における定期的な自己点検・評価を行う「部局別自己点検・評価委員会」（以下、「部局別委員会」という。）について、それぞれの役割等を明示している。

「3. 手続」においては、「(1) 各組織における教育の内部質保証に向けた活動」「(2) 内部質保証システムの有効性を高めるための取り組み」と題し、「自己点検・評価の基本方針」を策定すること、自己点検・評価結果の活用方法、改善に向けた取り組みとしてのFD活動に係ることなどを記載している。

また、「4. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」においては、「本学は「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の3つの方針を定め、これを教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革のための指針とする」ことを明示している。

この「明星大学内部質保証の方針」は、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内で共有している。

このように、本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、それを学内で共有していることから、適切であると判断できる。

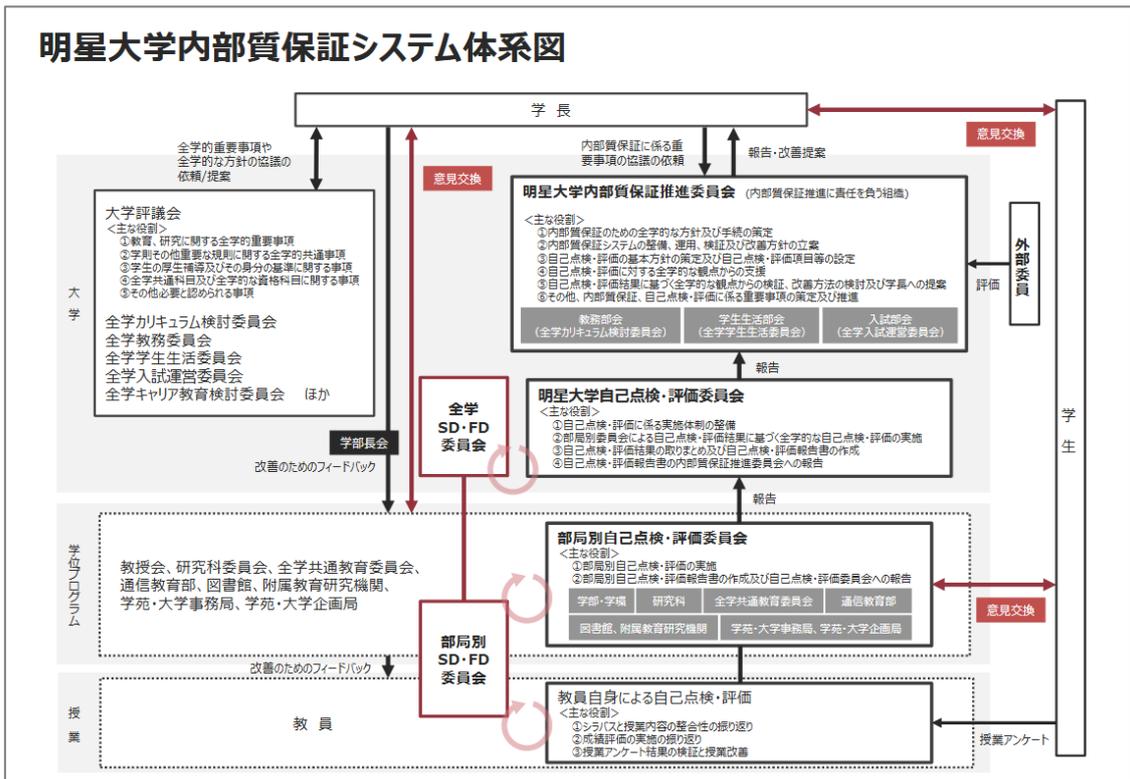
■点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点（1）：内部質保証の推進に責任を負う体制について、規程等に定められているか。

評価の視点（2）：上記体制において、全学内部質保証推進組織の構成員を明確にしているか。

本学の内部質保証システムの構築・整備は、2020（令和2）年より取り組んでいる。自己点検・評価を担当する副学長及び担当事務組織を中心に検討が開始され、「内部質保証体制の構築にあたっての組織の在り方（案）」が原案として取りまとめられた。同年9月の学部長会では、原案に対する意見聴取が各学部・研究科等に対して行われ、その結果を踏まえ、同年11月に内部質保証に責任を負う組織や定期的な自己点検の実施に係る組織の役割や構成員が取りまとめられた。そして2021（令和3）年1月、内部質保証推進委員会が設置され、あわせて関連規程の整備も行われた。

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制として、内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会、部局別委員会を中心とした、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進体制の整備を目指しており、その体制は、明星大学における内部質保証に関する規程及び明星大学自己点検・評価規程に定めている。内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価の基本方針」を策定し、これに基づき、自己点検・評価委員会及び部局別委員会は定期的な自己点検・評価を行う。その結果を内部質保証推進委員会は全学的観点から検証し、学長へ改善提案を行う。学長は、必要に応じて、本学の審議機関である大学評議会や学長の諮問委員会を活用しながら方針や改善策を決定し、学部長会等を通じて各部局へこれをフィードバックする。各部局はフィードバックされた内容に基づき改善活動を行い、その結果は定期的な自己点検・評価を通じて内部質保証推進委員会へ報告する。このような一連の手続を大学全体の内部質保証システムとして整備している（下図参照）。各組織の役割と構成については、次の通りである。



(1) 内部質保証推進委員会

内部質保証推進委員会は内部質保証の推進を目的とし設置されている。その役割については、明星大学における内部質保証に関する規程に定めている。

構成員は、自己点検・評価を担当する副学長を委員長とし、その他3名の副学長、学苑・大学事務局長、学苑・大学企画局長及び2名の学苑・大学事務局長代理としている。なお、同委員会の事務は、理事長・学長室ユニット大学企画チームが行っている。

また、自己点検・評価結果に基づく検証及び改善方法の検討を全学的な観点から行うために、内部質保証推進委員会の下に部会を置くことができると定めている。具体的には、教務部会、学生生活部会、入試部会の3組織の設置が認められており、それぞれの構成員は、明星大学学長の諮問委員会に関する細則に規定された全学カリキュラム検討委員会、全学学生生活委員会、全学入試運営委員会の構成員としている。

(2) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、内部質保証推進委員会の下で全学的な自己点検・評価を推進及び運営することを目的とし設置されている。その役割については、明星大学自己点検・評価規程に定めている。

構成員は、自己点検・評価を担当する副学長を委員長とし、その他3名の副学長、10名の学部等の長（副学長との兼務者1名を含む）、7名の大学院研究科長、通信教育課程長、全学共通教育委員会委員長、学苑・大学事務局長、学苑・大学企画局長、図書館長及び6名の附属教育研究機関長（副学長との兼務者1名を含む）としている。なお、同委員会の事務は、理事長・学長室ユニット大学企画チームが行っている。

(3) 部局別委員会

部局別委員会は、自己点検・評価委員会の指示に基づき各部局に設置され、各部局における自己点検・評価を実施することを目的としている。その役割については、明星大学自己点検・評価規程に定めている。

部局別委員会は、学内の組織に応じて、次の通りに設置することを規程で定めており、それぞれの委員会には、各部局の長と各部局の長が指名する教職員若干人を構成員としている。なお、同委員会の事務は、教学マネジメントユニット等の関係部署が行っている。

- (1) 学部等自己点検・評価委員会
- (2) 研究科自己点検・評価委員会
- (3) 通信教育部自己点検・評価委員会
- (4) 全学共通教育自己点検・評価委員会
- (5) 図書館自己点検・評価委員会
- (6) 附属教育研究機関自己点検・評価委員会
- (7) 学苑・大学事務局自己点検・評価委員会
- (8) 学苑・大学企画局自己点検・評価委員会

また、本学の内部質保証体制及びそのシステムの有効性、ならびに自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため、2022（令和 4）年度には外部委員による評価体制を整備した。具体的には、内部質保証推進委員会における外部委員として、地方自治体や産業界の有識者を選任し、点検・評価報告書などに基づき、本学の内部質保証について評価を受けるものである。実施にあたっては、「明星大学内部質保証推進委員会が求める外部評価の実施要領」を策定し、「外部評価の対象及び評価基準等」「外部評価の頻度」「外部委員の選出」「外部評価の手法」などを明文化した。また、外部委員が公正な評価を実施できるよう、「外部評価の評定の目安」「外部評価シート」を定め、実施要領及び評定の目安に基づいて、外部評価を適切に実施する体制を整備している。

このように、内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会、部局別委員会をはじめとした委員会に加え、外部評価体制も着実に整備していることから、適切に内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

■点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 (1)：3 つの方針を策定する際の基本的な考え方を、大学として示しているか。

評価の視点 (2)：方針及び手続に従った内部質保証活動を実施しているか。

評価の視点 (3)：全学内部質保証推進組織は、学部・研究科その他の組織における教育のPDCA サイクルを支援しているか。

評価の視点 (4)：点検・評価の結果をどのように改善・向上に活用しているか。

評価の視点 (5)：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対して、適切に対応しているか。

評価の視点 (6) : 点検・評価における客観性・妥当性をどのように確保しているか。

1. 3つの方針を策定する際の基本的な考え方

本学の3つの方針（学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者受け入れ方針）を策定するための全学としての基本的な考え方は、「3つの方針策定のための全学的な基本方針」において示している。従前、本学には大学としての3つの方針が設定されており、各学部・研究科は、この大学としての3つの方針を参考に、各学部・研究科の3つの方針を設定していた。しかし、大学としての3つの方針は、3つの方針の策定・見直しにあたっての全学的な考え方という位置づけではなく、また2021（令和3）年度の自己点検・評価の時点においては、そのような全学的な考え方は設定されていなかったため、これを早急に整備する必要があった。そこで、内部質保証推進委員会で検討を重ね、2022（令和4）年2月に、「3つの方針策定のための全学的な基本方針（案）」を作成し、学部長会での意見聴取や大学評議会での審議を経て、2022（令和4）年5月に機関決定した。

本基本方針では、「3つの方針の定義」「3つの方針の策定単位」「3つの方針の策定にあたっての留意事項」、そして「3つの方針の改定の手続き」を示している。

3つの方針の定義に関しては、第4章及び第5章に詳述する。

3つの方針の策定単位に関しては、原則として学位プログラムごとに策定するものと明示している。なお、大学は、学位プログラムの集合体ではあるが学位プログラムそのものではないので、「大学としての3つの方針」を定めることは行っていない。

3つの方針の策定にあたっての留意事項に関しては、学位授与方針に明示する学修目標を「課題発見・解決」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「知識・理解・表現」「技術・技能」の5項目から構成すること、教育課程編成・実施方針を「教育課程編成の考え方」「教育方法の考え方」「評価方法の考え方」の3項目に分けて記載することなどを明示している。また、入学者受け入れ方針について、学士課程においては学力の3要素を踏まえて、入学者に求める学習歴、学力水準、能力、態度等を示すことと、これらをどのように評価するかを示すことを明示している。博士前期課程、修士課程、博士後期課程においては、基礎となる学部等の学位授与方針を踏まえて、入学者に求める入学前の学修歴、学力水準、能力、態度等を示すことと、これらをどのように評価するかを示すことを明示している。

また、3つの方針の改定の手続きに関しては、「(略) 3つの方針の策定主体である学位プログラムにおける自己点検・評価を通じて3つの方針自体に改善すべき点が見出された場合は、当該学位プログラムが主導して3つの方針を改定することができる。」ことを定め、各学部・研究科が自主的・自律的にPDCAサイクルを回すことを明示している。一方で、「明星大学内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証の結果、改善の必要があると認めた場合には、3つの方針の改善方法を検討し、これを学長に提案する。学長は、この提案を是とした場合、当該学位プログラムに改定を指示し、学位プログラムではその改定を遂行する。」ことを定め、内部質保証推進委員会が全学的な観点からの検証機能を有していることについても明示している。

2022（令和4）年度には、全学的に新たな教育課程が2023（令和5）年度から開始されることに合わせ、カリキュラム・マップとナンバリングの全学的な点検及びカリキュラム・ツリーの作成が行われた。この作業を通じて、学位授与方針を見直す学科があったが、内部質保証推進委員会の提言に基づき同基本方針に準じて見直しを行うよう全学的に周知されるなど、3つの方針の策定・見直しにおいて内部質保証推進委員会によるマネジメントが行われている。

学士課程においては、「3つの方針を策定するための基本方針」に準拠した3つの方針を定めている。一方、大学院における各課程では、同基本方針に準拠していないものの、学位授与方針に関しては、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5項目から、教育課程編成・実施方針に関しては、「教育課程編成の考え方」「教育内容・方法」「学修成果への評価」の3項目から構成されている。また、入学受入れ方針に関しては、学士課程で修得・養成される5つの能力・資質「課題発見・解決」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「知識・理解・表現」「技術・技能」の5項目を有するかを評価基準として策定されている。現在、本学大学院は、博士前期課程、博士後期課程、修士課程のいずれにおいても長年にわたり定員未充足といった課題を抱えている。この課題解決のため、大学院の活性化に向けた取り組みが2022（令和4）年度より開始され、2023（令和5）年6月には各研究科・専攻の活性化案が取りまとめられ、現在、学部教育と大学院教育の一体化をねらいとした大学院における教育改革が推進されている。この間、各研究科・専攻の3つの方針が、「3つの方針策定のための全学的な基本方針」に準拠していないことは認識されていたが、各研究科・専攻の活性化案の検討状況に鑑み、直ちに3つの方針を見直すという判断には至らなかった。しかし、各研究科・専攻の活性化案が取りまとめられ、その後の進め方が2023（令和5）年7月の学部長会で学長より示されたことに伴い、内部質保証推進委員会において、各研究科・専攻の3つの方針と同基本方針とをどのように整合させることが適切かについて、全学的な観点からの検討が行われている。

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動

全学的な内部質保証の取り組みは、その方針と手続を明示した「明星大学内部質保証の方針」に基づき行われている。同方針には、本学の内部質保証の組織体制は内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会、部局別委員会を中心に組織され、大学レベル・学位プログラムレベル・授業レベルの3水準に分けて構築することを明示している。

まず、授業レベルにおける自己点検・評価及び改善を図るための取り組みとしては、「学生による授業改善のためのアンケート」の実施及びこの結果に基づく「授業改善実施記録」の作成が挙げられる。「学生による授業改善のためのアンケート」は、履修した授業がシラバスを遵守していたか、教員の授業運営、授業技術、教材等がシラバスに記載された教育目標の達成にとって適切であったか、授業を履修することで成長を実感できたかなどについて、学生がアンケート形式で回答するものとなっており、この他、自由記述欄が設けられている。また、「授業改善実施記録」は、教員が「学生による授業改善のためのアンケート」の回答結果を活用して授業を振り返り、当該科目の教育目標の達成にとって最適な授業を実現するために授業を改善する活動を支援するツールで

ある。これらは半期ごとに実施され、「学生による授業改善のためのアンケート」の集計結果は、大学公式ウェブサイトを通して学内外に公表している。

次に、学位プログラムレベルにおいては、各部局において定期的な自己点検・評価を行っている。各学部・研究科、通信教育部、全学共通教育委員会、図書館及び各附属教育研究機関では、学部長などの各部局の長を中心に組織された部局別委員会が、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を後述する「自己点検・評価シート」に取りまとめ、自己点検・評価委員会へ報告している。事務組織では、各ユニットリーダーを中心に組織された部局別委員会が、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果をチーム単位で「自己点検・評価シート」に取りまとめ、自己点検・評価委員会へ報告している。

大学レベルにおいては、部局別委員会が作成した「自己点検・評価シート」を基に、自己点検・評価委員会が「自己点検・評価報告書」を取りまとめている。また、「自己点検・評価報告書」に基づき、内部質保証推進委員会が全学的な観点で大学全体の現状、課題・問題点、長所・特色を整理し、課題・問題点に対する改善方法の提案を取りまとめ、学長へ報告している。具体的には、「自己点検・評価報告書」、「大学基礎データ」とともに「明星大学自己点検・評価報告書に基づく改善提案について（答申）」及び「課題・問題点リスト」を学長へ提出している。学長は必要に応じて、大学評議会や学長の諮問委員会を活用しながら方針や改善策を決定し、学部長会等を通じて「課題・問題点リスト」を各部局へフィードバックし、これに基づき改善・向上に向けて全学的に取り組むことを周知している。

さらに、「明星大学内部質保証の方針」では、内部質保証システムの有効性を高めるための取り組みとして、①全学及び各部局でのSD及びFDの実施、②学長と各学部・学科等との意見交換、③自己点検・評価への学生の参画を明示している。本学における従前のFD活動は、毎年度、全学及び各部局がそれぞれ任意でテーマを設定し、教育改善に努めてきたところであるが、同方針を踏まえれば、自己点検・評価で明らかとなった課題を基に、全学及び各部局で実施するFDのテーマ等を設定する必要がある。そこで、2022（令和4）年度末に、「明星大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を廃止し、改正大学設置基準も踏まえた上で、「明星大学SD・FDに関する規程」を新たに制定した。具体的には、全学SD・FD委員会が全学のSD及びFDを企画・運営していく体制とし、特にFDに関しては、自己点検・評価の結果を踏まえた教育研究活動等の向上を推進することを目的に据え、同委員会構成員は自己点検・評価委員会の構成員とほぼ同一とした。そして、全学SD・FD委員会の下に部局別SD・FD委員会を置き、各部局は全学SD・FD委員会の示す方針に基づいて活動することとし、2023（令和5）年度には「明星大学SD・FDに関する基本方針」を策定した。この体制は緒に就いたばかりであり、内部質保証システムの有効性を高める取り組みとして機能しているか現時点では判断できない。今後は、全学SD・FD委員会が自己点検・評価委員会と連携しながら、全学的にSD及びFDを推進していく考えである。

学長と各学部・学科等との意見交換については、「学部等と学長との意見交換会」を実施している（下表参照）。実施方法に多少の変更はあるものの、この意見交換会は、2010（平成22）年度から毎年度実施されており、各学部・学科等に所属するすべての

教員が学長と意見交換する機会となっている。前述の通り、学長は自己点検・評価に基づく改善策を、学部長会等を通じて各部局にフィードバックしているが、この意見交換があることでより相互理解が図られ、改善策の実効性を高めることにつながっている。

また、自己点検・評価への学生の参画については、「学生による授業改善のためのアンケート」が実施されているものの、学位プログラムレベル及び大学レベルでは十分に実施されていない。従前は、「学生と学長との懇談会」が年に2回実施されていたが、新型コロナウイルス感染拡大により2020（令和2）年度以降、実施が見送られている状況であった。しかし、2024（令和5）年12月、5年ぶりに「学長等と学生の意見交換会」が開催された。学生からは学生生活における明星大学への要望などの意見が出され、「成績評価制度について」「卒業生の活用・教育の明星大学について」など10のテーマについて意見交換が行われた。

学部等と学長との意見交換会テーマ（2018年度以降）

年度	テーマ
2023	学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト
2022	① 就職状況について ② 1・3年生対象自己分析テスト（PROG）の活用等について
2021	① 明星大学教育新構想の実現に向けての取り組みについて ② 教育再生実行会議第12次提言「ポストコロナ期における新たな学びのあり方について」の紹介 ③ 認証評価および入試について ④ 第四の学修の場づくり（教職学連携－MEISEI HUB構想） ⑤ 教育・研究のDX推進に向けて
2020	① 事業方針説明に基づく今後の取り組みの詳細について ・明星大学教育新構想について ② コロナ禍における今後の展開等について ③ その他、学科等で取り組んでいる課題について
2019	① 明星大学中期事業計画に基づく教育改革の推進について ・中期事業計画及び内部質保証について ・学生生活実態調査の結果について ② その他、学科等で取り組んでいる課題について
2018	① 明星大学中期事業計画に基づく教育改革の推進について ・学科等における中期事業計画の取り組み ・認証評価の結果を受けての今後の課題 ・改革総合支援事業への取り組み など ② その他、学科等で取り組んでいる課題について

3. 内部質保証推進委員会による各学部・研究科等における教育のPDCAサイクルの支援
各学部・研究科等における自己点検・評価及び改善・向上の一連のプロセスを運営・支援するため、内部質保証推進委員会は以下の取り組みを行っている。

- (1) 「自己点検・評価の基本方針」の作成

明星大学における内部質保証に関する規程に基づき、内部質保証推進委員会は各年度の「自己点検・評価の基本方針」を作成している。同基本方針には、自己点検・評価の目的、基本単位、対象項目、方法、実施体制、実施の流れ（年間スケジュール）及び結果の公表について明示している。同基本方針は、当該年度の自己点検・評価開始時に自己点検・評価委員会で示され、その内容に基づき全学的な自己点検・評価活動が組織的に行われている。

(2) 「自己点検・評価シート」「自己点検・評価のガイドライン」の作成

2021（令和 3）年度より、自己点検・評価を基盤とする内部質保証活動を開始したが、この際、内部質保証推進委員会では、現状を把握するとともに、長所・特色及び課題・問題点を可視化し、組織内でこれを共有することが肝要であるとの認識があった。そこで、各部局における自己点検・評価の実施にあたり、統一したフォーマットである「自己点検・評価シート」を作成した。「自己点検・評価シート」は、「現状」「長所・特色」「課題・問題点」「将来に向けた発展方策」及びこれらの根拠資料を書き込む仕様となっており、これを毎年度積み上げていくことで、各部局がどのような活動を行ってきたかを可視化することを企図している。「自己点検・評価シート」は、自己点検・評価活動自体を支援するツールとしてのみならず、自己点検・評価内容のデータベース化を通じて、同一部局の点検・評価活動の継時比較と、点検・評価活動の部局間での同時比較（ピア・レビュー）とを可能にするツールとして活用している。

また、あわせて「自己点検・評価シート」の記入方法や各部局が担当する点検・評価項目を明記した「自己点検・評価のガイドライン」を作成し、各部局における自己点検・評価を支援している。

(3) 「教育の内部質保証ガイドライン」の作成

2021（令和 3）年度に自己点検・評価を開始したものの、内部質保証推進委員会では、「自己点検・評価シート」の作成方法について各学部・研究科間で標準化が図られていないという課題認識があった。そこで、部局別委員会が委員長の下で教育データ等を基に自己点検・評価を行う手順等を記載した資料として、「教育の内部質保証ガイドライン」を作成した。同ガイドラインは大学基準協会が定める大学基準のうち、基準 4（教育課程・学習成果）及び基準 5（学生の受け入れ）を対象とし、点検・評価項目ごとに【点検の手順】【評価方法】【根拠資料例】を整理し、各学部・研究科の「自己点検・評価シート」の作成を支援するツールとして、2023（令和 5）年度より導入している。

また、このガイドラインには、本学のアセスメントプラン（学士課程）を掲載している。アセスメントプランは、後述する DP 達成度評価システムの検討にあわせて、2021（令和 3）年度より内部質保証推進委員会で検討を開始した。検討にあたっては、各学部・研究科で想定される DP 達成度の評価指標案に関する学内調査を行い、また複数の学科・専攻からヒアリングを行うなどの検討を重ね、2022（令和 4）年 8 月に、「学位授与方針（DP）達成度評価の在り方およびアセスメントプランにおける DP 達成度評価の位置づけについて（答申）」を取りまとめた。この答申に基づき、2022

(令和 4) 年 10 月の学部長会で、各学部等に対するアセスメントプラン(案)の意見聴取が行われ、2022(令和 4)年 12 月の学部長会にて、学士課程におけるアセスメントプランが承認された。

(4) 「自己点検・評価シート」の検証

2024(令和 6)年度からの試みとして、前年度に各学部・研究科等が作成した「自己点検・評価シート」の検証を内部質保証推進委員会が行った。これは、各部局における自主的・自律的な自己点検・評価を支援するためのものであり、検証は上述の「教育の内部質保証ガイドライン」を参考に、自己点検・評価が適切に実施されているかを主な評価ポイントとし行われた。内部質保証推進委員会は、改善すべき指摘事項とともに好事例(Good Practice)を取りまとめ、これを各学部・研究科等にフィードバックした。

(5) ピア・レビューの実施

優れた事例(Good Practice)及び改善すべき課題を発掘し、これらを学部等で共有することを通じて、自己点検・評価の質的向上を図ることを目的に、学部・学科間によるピア・レビューを2022(令和 4)年度より実施している。具体的には、部局別委員会の構成員が、他の部局別委員会が作成した「自己点検・評価シート」を基にその学部等の教育プログラムや特色ある取り組みを「ピア・レビューシート」へ記載し、当該学部等へフィードバックするといったものである。この取り組みは、他の学部等の教育プログラムを互いに評価し、そこで得られる新たな気づきを自身が所属する学部等の教育プログラムの改善に活かすことができ、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めることに寄与している。さらには、「自己点検・評価シート」の活用に、ひいては学部・学科間交流の活性化にもつながっており、理工系・人文社会系・融合系など9学部1学環12学科がワンキャンパスに集まるといふ、他大学にあまり例のない個性を今後一層発展させ得る取り組みであるといえる。

4. 点検・評価結果の改善・向上への活用

内部質保証推進委員会は、各年度の自己点検・評価報告書に基づき、全学的な観点で大学全体の現状、課題・問題点、長所・特色を整理し、課題・問題点に対する改善方法の提案を取りまとめ、学長へ報告している。具体的には、前述の通り、「明星大学自己点検・評価報告書に基づく改善提案について(答申)」「自己点検・評価報告書」「大学基礎データ」「課題・問題点リスト」を取りまとめ、学長に提出している。「明星大学自己点検・評価報告書に基づく改善提案について(答申)」では、1年間の自己点検・評価を踏まえ明らかとなった課題に対しての改善方策や内部質保証システムの更なる改善・向上に向けて、「内部質保証推進委員会が協議すべき事項(案)」についても明記している。2022(令和 4)年度から2024(令和 6)年度の協議事項は次の通りである。

<2022(令和 4)年度の協議事項(案)>

1. 学位授与方針(DP)に定める学修目標の達成度評価の在り方について

2. 外部評価制度（外部委員の選任案・評価の実施について）
3. 大学が定める各種の方針の策定について
4. 「教育の内部質保証ガイドライン（仮称）」の策定について
5. 部局間によるピア・レビューの実施方法について

<2023（令和 5）年度の協議事項（案）>

1. 情報公表の在り方について
2. 自己点検・評価における学生参画の在り方について
3. ピア・レビューの実施方法について

<2024（令和 6）年度の協議事項（案）>

1. 自己点検・評価における学生参画の在り方について
2. 教育課程編成・実施方針における「学修成果の評価方法」の見直しについて

2022（令和 4）年度の協議事項に関しては、いずれも内部質保証推進委員会で協議され、同年度内に複数回に分けて学長に答申し、その方向性が示されている。例えば、大学が定める各種の方針の策定については、大学基準協会が定める大学基準の 6～10 に関連する方針等が本学では未整備であり、その策定プロセスについては 2021（令和 3）年 10 月の内部質保証推進委員会で確認されていたが、策定に向けた具体的な取り組みには至っていなかった。そこで、関連する事務部署との調整を図りつつ、2022（令和 4）年 9 月より再び内部質保証推進委員会での検討を開始し、同年 11 月に「大学が定める各種の方針について（答申）」を取りまとめ、学長に答申した。その後、学部長会での意見聴取、大学評議会での議を経て、2023（令和 5）年 2 月に各種の方針を機関決定した。

また、2023（令和 5）年度の協議事項に関しては、ピア・レビューの実施方法について検討が行われ、その検討結果を基に、同年 10～11 月の期間でピア・レビューが実施されている。しかし、他の協議事項については十分な議論を行えていないため、引き続き内部質保証推進委員会が協議すべき事項として取り上げ、議論する考えである。

2024（令和 6）年度の協議事項に関しては、学生参画の在り方についての議論に先立ち、学生と教職員によるグループディスカッション形式の「しゃべり場」（2024 年 9 月）であったり、「学長等と学生の意見交換会」（2024 年 12 月）であったりと、学生から教育研究活動や学生生活支援などに関する率直な意見をうかがう企画が実施されている。内部質保証推進委員会は、このような事例や組織文化を考慮しながら、各学部等が学生の意見を組み込める自己点検・評価を実施できるよう、体制整備を進めていく考えである。教育課程編成・実施方針における「学修成果の評価方法」に関しては、まだ十分な議論を行えていないが、2027（令和 9）年度のカリキュラム改訂を目途に、内部質保証推進委員会が協議すべき事項として取り上げ、議論を進めていく考えである。

教職課程に関する自己点検・評価については、2022（令和 4）年度から定期的な自己点検・評価を開始し、2023（令和 5）年 11 月に「令和 4 年度教職課程自己点検・評価報告書」を取りまとめた。作成にあたっては、本学の附属教育研究機関である教職セン

ターが中心となり関係学科からの意見を聴取し、教職センター運営委員会での協議を経て、完成に至った。同年 12 月の教職センター運営委員会にて課題の改善策（アクションプラン）について検討を行い、2024（令和6）年3月には、「2024年度教職自己点検・評価アクションプラン」を取りまとめた。2024（令和 6）年度は、このアクションプランに基づき、各学科において改善・向上に向けた取り組みが行われている。

5. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応は次のとおりである。

(1) 文部科学省より指摘された事項への対応

現在、文部科学省より指摘されている事項はない。

本学は、2020（令和 2）年度に建築学部、人文学研究科国際コミュニケーション専攻（博士前期課程・博士後期課程）及び心理学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、2023（令和 5）年度にデータサイエンス学環を届出申請により設置している。この届出申請時及びその後の設置計画履行状況等調査時において、文部科学省より特段の指摘は受けていない。

(2) 公益財団法人大学基準協会より指摘された事項への対応

本学は、2017（平成 29）年度に大学基準協会の第2期機関別認証評価を受審しており、大学評価結果において、努力課題として6項目の改善報告を求められた（改善勧告はなし）。これらの指摘について本学は真摯に受け止め、自己点検・評価を全学的に統括する委員会（当時）や全学カリキュラム検討委員会、研究科委員会等を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組み、最終的に、2021（令和 3）年7月に改善報告書を大学基準協会に提出した。その後、2022（令和 4）年3月に改善報告書の検討結果通知を受領し、履修登録単位数の上限を超えた履修を制限するための措置、及び学生の受け入れについて更なる対応を求めるとの概評があったものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との結果であった。更なる対応を求められた大学院における学生の受け入れについては、前述の通り、大学院の活性化に向けた取り組みを進めているところである。

また、2024（令和 6）年度は、大学基準協会による第3期機関別認証評価を受審しており、大学評価結果において指摘された事項があれば、次年度以降、適切に対応していく考えである。

6. 点検・評価における客観性・妥当性の確保

本学では自己点検・評価における客観性・妥当性を確保するため、内部質保証推進委員会における外部評価を導入している。外部評価に関しては、2021（令和 3）年度からその必要性を同委員会内で議論しており、2022（令和 4）年度に初めて実施するに至った。具体的には、公益社団法人職員 1 名、地元自治体職員 1 名の計 2 名の外部有識者が、2021（令和 3）年度の自己点検・評価報告書を確認し、本学の内部質保証や社会連携・社会貢献に関する体制や取り組みが適切に機能しているかを評価した。その後、この評価結果を踏まえた外部有識者と内部質保証推進委員会との意見交換が行われ、客観

的に本学の課題や特色を把握することができたといえる。この外部評価結果は学部長会を通じて学内で共有されている。

このように、内部質保証のための全学的な方針と手続を明示した「明星大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証システムは概ね有効に機能していると判断できる。ただし、内部質保証システムの有効性を高めるための取り組みとしては、現時点で未実施なものがあり、加えて、2024（令和 6）年度の認証評価では、書面評価や実地調査の過程で、PDCA サイクルのうち改善活動の機能が十分ではないといった指摘もあったことから、引き続き内部質保証推進委員会を中心に検討していく考えである。

■点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点（1）：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等に係る情報公表に関して、次の法令等に準じて適切に公表しているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表に関して、本学は、学校法人明星学苑情報公開規程及び明星大学教育情報の公開に関する細則に基づき、本学が発刊する刊行物への掲載、本学公式ウェブサイト、その他広く周知を図ることができる方法により、その情報を学内外に積極的に発信している。

明星大学教育情報の公開に関する細則には、公表する教育研究情報として、次の通り定めており、これは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 を踏まえ規定している。

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身健康等に係る支援に関すること

このほか、学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める「学位論文に係る評価基準」、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定める「教職課程における教員の養成の状況についての情報」、学校教育法第 109 条に定める「点検・評価報告書」、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に定める「教職課程に関する点検・評価結果」、私立学校法第 47 条に定める財務関係書類を公表している。学校教育法第 109 条に定める公表にあたっては、「内部質保証、点検・評価」というページを設け、自己点検・評価報告書のほか、「明

星大学内部質保証の方針」や「自己点検・評価の基本方針」等の自己点検・評価に関連する各種方針や、自己点検・評価に関連する規程をあわせて掲載し、情報を得やすいよう工夫している。また、2025（令和 7）年度に改正される学校教育法施行規則に基づく情報公開についても対応を進めているところである。

このように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

■点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：PDCA サイクル等の適切性、有効性について、定期的に点検・評価しているか。

評価の視点（2）：PDCA サイクル等の適切性、有効性を確保するために、点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。内部質保証システムの適切性に関する点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、内部質保証推進委員会の事務を担っている理事長・学長室ユニット大学企画チームが、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果の素案を自己点検・評価委員会に報告している。特に、「明星大学内部質保証の方針」に則った内部質保証システムを整備・運用できているかといった観点からの自己点検・評価を行い、内部質保証システムの構築を目指している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価結果の素案に基づき自己点検・評価を行う。自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。具体例は次の通りである。

（1）外部評価制度の導入

外部評価制度については、本学の内部質保証及び自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めることを目的とし、その制度の在り方の検討を2021（令和 3）年6月より内部質保証推進委員会で開始した。他大学の事例などを参考に、組織体制や評価の在り方などの検討を進め、2022（令和 4）年3月に「外部評価制度の導入について（答申）」を取りまとめ、学長に提案した。本答申では、産業界や行政機関、本学同窓生等の学外の評価者より組織される外部評価委員会を置くことが提案されたが、まずは内部質保証推進委員会における外部委員を選任し、会議に参加するという組織体制として、2022（令和 4）年10月より外部評価制度を導入している。なお、この外部評価制度の導入に伴い、「明星大学内部質保証システム体系図」を改訂している。

（2）FDの在り方の見直し

前述の通り、本学におけるFDについては、「明星大学内部質保証の方針」を踏まえ、自己点検・評価で明らかとなった課題に対して取り組む活動とすべく、その在り方の見直しを内部質保証推進委員会で行った。2021（令和3）年10月より検討を開始し、本学におけるFD及びSDに関する課題整理を行った。その後、複数回にわたり検討を行い、2022（令和4）年3月に「今後のFDの在り方について（答申）」を取りまとめ、学長に提案した。これを受けて、2022（令和4）12月の学部長会にて、FDおよびSDの組織体制整備の方向性が学長より示され、2023（令和5）年4月より、明星大学SD・FDに関する規程に基づくSD及びFDの推進体制の構築が目指されている。なお、この見直しに伴い、「明星大学内部質保証の方針」及び「明星大学内部質保証システム体系図」を改訂している。

（3）教務部会の見直し

内部質保証推進委員会が教務部会に期待する機能は、全学的な方針等に基づきカリキュラム編成又はそのための検討が行われていることや、自己点検・評価結果に基づきカリキュラム改善のための活動が毎年行われていることを全学的視点から確認することである。従前、教務部会の構成員は、学長の諮問委員会である全学教務委員会の構成員と定めていたが、全学カリキュラム検討委員会が臨時的な諮問委員会から恒常的な諮問委員会に改編され、カリキュラムに関する全学的な検討を同委員会が担うことになったことから、2023（令和5）年10月より教務部会の構成員を全学カリキュラム検討委員会の構成員へ改編した。教務部会が期待される機能を果たすためには学部長・学環長を構成員とする全学カリキュラム検討委員会がよりの確であるとの判断に基づく見直しである。なお、この見直しに伴い、「明星大学内部質保証システム体系図」を改訂している。

（2）長所・特色

- ・優れた事例（Good Practice）及び改善すべき課題を発掘し、これらを学部等で共有することを通じて、自己点検・評価の質的向上を図ることを目的に、学部・学科間によるピア・レビューを2022（令和4）年度より実施している。他の学部等の教育プログラムや特色ある取り組みを参照・評価することで、自学部等の教育プログラムの改善にも活かすことができ、また自己点検・評価の客観性、妥当性を高めることにも寄与している。

（3）課題・問題点

- ・「明星大学内部質保証の方針」には、内部質保証システムの有効性を高めるための取り組みとして、組織的なSD及びFDの実施が明示されているが、全学SD・FD委員会を中心とした実施体制は、緒に就いたばかりであり、内部質保証システムの有効性を高める取り組みとして機能しているか現時点では判断できない。特に、2024（令和6）年度の認証評価では、PDCAサイクルのうち、改善活動の機能が十分ではないといった指摘も受けたことから、今後は、全学SD・FD委員会の機能向上と、各学部等の改善活動が活性化できる仕組みを構築していく考えである。

- ・「明星大学内部質保証の方針」には、内部質保証システムの有効性を高めるための取り組みとして、自己点検・評価への学生の参画を明示しているが、学位プログラムレベル及び大学レベルでは十分に実施されていないことから、学生の参画の在り方を内部質保証推進委員会で検討し、これを実践していく考えである。

(4) 全体のまとめ

本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進するという内部質保証に関する基本的な考え方とともに、その組織体制や手続を「明星大学内部質保証の方針」に明示している。

この方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会の下、自己点検・評価委員会、部局別委員会を組織し、教員個々による自己点検・評価を含め、大学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの3水準の組織体制を構築している。また、内部質保証推進委員会には、教務部会、学生生活部会、入試部会の3つの部会を置くことができるとともに、内部質保証推進委員会における外部評価を導入しており、多様な視点で内部質保証を推進するための全学的な体制を整備しているといえる。

また、内部質保証推進委員会が中心となって、「教育の内部質保証ガイドライン」の策定や学部・学科間によるピア・レビューの実施、「自己点検・評価シート」の検証など、自己点検・評価委員会、部局別委員会が適切に自己点検・評価を行う体制を着実に整備しているものの、改善活動をより円滑に進める仕組み作りが求められる。さらに、自己点検・評価への学生の参画など、現時点で実現に至っていない取り組みがあるため、組織的かつ計画的に体制整備を進めていく考えである。

第 3 章 教育研究組織

第3章 教育研究組織

(1) 現状

■点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 (1)：教育研究組織について、大学の理念・目的と適合しているか。
 評価の視点 (2)：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織は適切であるか。
 評価の視点 (3)：教育研究組織の設置及び改組等の検討にあたって、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を配慮しているか。
 ・学部、学科 ・大学院 ・附属教育研究機関 ・その他

本学は、建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」に基づき、「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的」としており、この理念・目的を実現するための教育研究組織を設置している。

現在では、理工学部（総合理工学科）、人文学部（国際コミュニケーション学科、人間社会学科、日本文化学科、福祉実践学科）、経済学部（経済学科）、情報学部（情報学科）、教育学部（教育学科）、経営学部（経営学科）、デザイン学部（デザイン学科）、心理学部（心理学科）、建築学部（建築学科）、データサイエンス学環の9学部1学環12学科の学部・学科構成としている。

データサイエンス学環は、2023（令和5）年4月1日に開設した。これは、既存の学部等の教育資源を活用して文理横断的な教育課程編成を可能とする学部等連係課程の制度の下で設置した新たな教育研究組織である。データサイエンス学環（学部等連係課程実施基本組織）と、連係協力学部である理工学部、情報学部、経済学部で編成されており、デジタル人材の育成が求められる現代において、データサイエンスの学びを中心に、それぞれの専門分野教育をより実践的かつ分野交差的に学ぶことのできる画期的な学位プログラムといえる。

学年		1年	2年	3年	4年
全学共通科目		現代社会での自分の生き方を考える			
学科等科目	基幹科目	データサイエンスに必要な数理・統計・AIの基礎とデータサイエンス活用に必要な知識・技術			
	情報学分野	ビッグデータの活用やAI、画像や音声の解析、計算機科学など			
	理工学分野	気候変動研究や自動運転技術など			
	経済学分野	計量経済学やファイナンスなど			
研究実践科目	ポイント2	「基幹科目」や「応用科目」で学んだ知識・技術を具体的に実践			
全学共通キャリア形成科目		キャリア体験を通じて、自身の将来を考える			

大学院については、理工学研究科（物理学専攻、化学専攻、機械工学専攻、電気工学専攻、建築・建設工学専攻、環境システム学専攻）、人文学研究科（社会学専攻、国際コミュニケーション専攻）、情報学研究科（情報学専攻）、経済学研究科（応用経済学専攻）、教育学研究科（教育学専攻）、心理学研究科（心理学専攻）の6研究科12専攻を

設置しており、経済学研究科の修士課程を除いては、博士前期課程及び博士後期課程を設けている。

加えて、通信教育課程として、教育学部（教育学科）及び教育学研究科（教育学専攻）を設置している。

このように、本学は、多種多様な学位プログラムを擁することで、建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」を可能としている。加えて、附置研究所、センター等については、以下の附属教育研究機関等を設置しており、理念・目的に照らして適切に設置していると判断できる。

（1）図書館

本学における研究及び教育に資するため、図書その他の情報メディアを収集整理、保存し、本学の教職員及び学生等の利用に供することや、学術の交流及び地域の文化的・教育的発展に資する事業を展開している。滞在型学習施設として 28 号館内の地下 1 階から 2 階のフロアに図書館があり、また、コレクション資料・貴重書・逐次刊行物バックナンバー・美術書等の収蔵施設として 15 号館（呼称：資料図書館）を有している。

（2）情報科学研究センター

先進の情報基盤システムの共同利用を通じて、情報科学に関する研究及び教育を任務とし、教職員及び学生が行う研究、教育及び社会貢献活動、並びに必要な応じて事務処理の電算化等に係る支援を行う。また、明星大学の情報基盤システムの利用促進、適切な運用及び利用者の保護のための活動を行うと同時に、同センターの資源を利用し、社会貢献を行っている。

（3）国際教育センター

海外の大学、研究機関等との協定締結の準備や、海外の提携校から派遣される教員、研究者等の受入れ及び提携校等への本学教職員の派遣に係る業務を担う。また、提携校及び国際交流実績校への本学学生の海外留学や、語学研修並びに提携校等からの留学生及び研修生の受入れ、さらに、語学に関する授業以外の外国事情及び外国語会話、各種資格試験に必要な語学力向上の機会の提供に係る業務等を行っている。

（4）連携研究センター

本学における産学公連携活動の推進及び本学が所有する知的財産の管理・運用に関する諸活動を行うことを目的に、産学公連携活動等の推進及びその連絡調整に関することや、外部資金獲得等の連携事業の支援及び知的財産の管理・運用等に関する業務を担う。また、学外機関からの業務の請負等に関することや、同センターの施設・設備を活用した教育及び研究を行っている。

（5）明星教育センター

学校法人明星学苑の建学の精神に基づく明星大学の教育の理念及び目的に関する研究・啓発・広報活動、並びに、明星教育の具現化及び学生の社会的・職業的自立促進

等に関する教育研究活動を実践することを目的に、明星教育に関する啓発及び広報活動や、明星教育の内容及び方法に関する研究開発、並びに諸資料の収集を担う。また、高大接続活動、全学共通入学前教育、全学共通初年次教育及び全学共通キャリア形成科目等、キャリア教育の企画立案・実践に関する業務を行っている。

(6) 心理相談センター

臨床心理学的、実践的研究を推進すること、心理的な問題を対象とした相談活動を行うこと及び心理臨床の専門家を養成することを目的に、心理臨床に関する学術調査・研究や心理相談、そして、公認心理師養成及び臨床心理士養成に係る本学の学部生及び大学院生の実習受入れ及び指導を行っている。

(7) 教職センター

全学的な教職課程等の管理・運営を統括するとともに、教員及び保育士養成に係る教育活動の効果的な実践支援を行うことで、教育の発展に寄与することを目的に、教員免許及び保育士資格の取得並びに就職支援に係る学生指導及び情報提供、教員養成等に係る外部機関等との連携や、教員養成等の学外実習に係る事前・事後指導等を行っている。

このように、大学の理念・目的に照らし、学問の動向や社会的要請を配慮した上で、適切に教育研究組織の設置を行っていると判断できる。



■点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。教育研究組織に関する自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、理事

長・学長室ユニットが中心となり、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。ただし、ここ最近の自己点検・評価においては、特筆すべき課題が浮き彫りになっていない。

一方、教育研究組織の設置や廃止について、多くの場合、学長もしくは当該組織の提案に基づき検討が行われている。

例えば、大学院に関して、各研究科・専攻において活性化に向けた取り組みが進められているが、このうち、理工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）では、教育研究組織の改編が必要との結論に至り、学校法人明星学苑諮問委員会に関する規程に基づき、「理工学研究科改組改編検討委員会」が2023（令和5）年8月に設置された。そして、同年9月には、理工学研究科建築・建設工学専攻を建築学研究科建築学専攻（修士課程）とする改組改編案が提案され、建築学研究科設置準備委員会の設置が理事会で承認された。その後、「建築学研究科設置準備委員会」による検討が行われ、同年11月には、「建築学研究科設置計画及び設置の趣旨（案）」が大学評議会、理事会の議を経て承認され、2025（令和7）年4月開設に向け、準備が進められている。また、建築・建設工学専攻を除く5専攻については、引き続き「理工学研究科改組改編検討委員会」で検討が行われている。

学士課程においては、人文学部福祉実践学科の入学定員充足率が低迷していることから、同学科に所属する教員から将来像を再構築する必要性が提起され、学校法人明星学苑諮問委員会に関する規程に基づき、「人文学部及び心理学部改組改編検討委員会」が2024（令和6）年9月に設置された。人文学部福祉実践学科の改組改編の妥当性について、現在議論が重ねられている。

また、2022（令和4）年度に、学部・学科の再活性化・再構築を目的とした「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」を設置している。これは、学部長と中堅・若手の教員2、3名程度の計3、4名程度から成る再構築チームを編成し、当該学位プログラムの将来像を検討するものである。具体的には、外部環境と自己の学生募集ポテンシャルを把握し、現行の学位プログラムの問題点を根本から点検して、卒業後進路が明確な、受験生に魅力ある個性的な学位プログラムを再構築する取り組みであり、2027（令和9）年度又は2028（令和10）年度開始の次期学位プログラムの基本構想に資することを企図している。2023（令和5）年12月には各学部等から学位プログラムの骨子の検討結果が学長に提出され、これに基づき学長と各学部等との意見交換が行われた。その後、2025（令和7）年8月を目途とし、学位プログラムの検討が進められている。

また、このプロジェクトと並行し、2024（令和6）年度には、全学共通科目のうち必修科目として開設されている授業科目の魅力および課題、そして今後取り扱うべき分野などについて意見交換を行うことを目的に、「新カリキュラム編成のための条件を検討するタスクフォース」が学長の下に設置され、全学的な議論が行われた（4月～9月）。さらに、この検討結果を次期学位プログラムに反映させるため、「新カリキュラム編成に関する前提条件検討タスクフォース」（テーマ①：クロッシング科目、選択科目区分・科目構成の振り返り・検証、テーマ②：ライフデザイン・アカデミックスキル科目の検討、テーマ③：データサイエンスリテラシー科目の振り返り、テーマ④：外国語科

目の検討)が学長の下に設置され、各々のテーマについて議論が行われ、その検討結果が学長に提出されたところである(10月~12月)。このように、全学共通科目を含めた学位プログラムの検討が進められており、今後の検討次第では、学部間の垣根を超えた大胆な学位プログラムの実現に結びつくことが期待される。

このように、教育研究組織の適切性について、定期的な点検・評価を行い、必要な改善を行っている。

(2) 長所・特色

- ・各教育研究組織を中・長期的な観点で活性化・再構築していくことを目的にした「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」を設置している。このプロジェクトは、現行の学位プログラム等の課題を着実に見直し、改善・向上へ向けて取り組むことにとどまらず、学生募集環境が今後厳しくなることを前提に、大学が持続的に発展するための将来像を見据え、学部間の垣根を超えた大胆な学位プログラムの実現に結びつくことが期待できることから、評価できる。

(3) 課題・問題点

- ・特になし

(4) 全体のまとめ

学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織については、大学の理念・目的に基づき設置されており、また、これらの教育研究組織は、社会的要請や大学を取り巻く環境に配慮しながら、必要に応じて学部等の改組改編を行っている。2023(令和5)年度には、学部等連係課程制度を活用したデータサイエンス学環が開設された。また、理工学研究科建築・建設工学専攻(博士前期課程・博士後期課程)を建築学研究科建築学専攻(修士課程)とする改組改編案が承認され、2025(令和7)年4月開設に向けた準備が進められている。このように、教育研究組織の適切性について、点検・評価を行い、必要な改善を行っている。

第 4 章 教育課程・学習成果

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状

■点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 (1)：学位授与方針 (DP) を学位ごとに明示しているか。また、どのような方法で、教職員及び学生に周知しているか。

評価の視点 (2)：通学課程 (学部) の学位授与方針 (DP) は、「3 つの方針を策定するための全学的な基本方針」と整合しているか。

評価の視点 (3)：学位授与方針 (DP) に、課程修了にあたって、学生が修得すべき学習成果 (知識・技能・態度等) を明示しているか。

本学では、本学設置の目的、ビジョン、教育目標及び学部・学科等の人材の養成に関する目的に基づき、学位プログラムを単位として学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を定めている。2022 (令和 4) 年 5 月に策定された「3 つの方針策定のための全学的な基本方針」には、学位授与方針の定義を次の通り明示している。

学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) は、本学設置の目的、ビジョン、教育目標および学部・学科等の人材の養成に関する目的に基づき、「どのような力を身につけた者に卒業 (修了) を認定し、学位を授与するのか」を定める基本的な方針であり、学修において学生が達成すべき目標を示すものとする。

また、同基本方針には、3 つの方針の定義のほか、3 つの方針の策定単位、3 つの方針の策定にあたっての留意事項、そして、3 つの方針の改定の手続きが示されており、学位授与方針に関しては次のような留意事項が示されている。

○学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) は、学生の学修の目標 (達成すべき成果) として、「学修者本位」の教育を実現するための基盤として役立つよう、以下を要件として策定する。

(1) 本学設置の目的、ビジョン、教育目標および学部・学科等の人材の養成に関する目的に基づいて定めていること。

(2) 学生が修得すべき資質・能力を示していること。

(3) 「何を学び、身につけたのか」の観点から、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し学位を授与するのかを示していること。

(4) 次の5項目から構成され、その意義を踏まえるとともに当該学位にふさわしい学修の目標を示していること。

①課題発見・解決

当該学位プログラムの学びに即して、「実践的かつ体験的な学びを通じて知識・技能を能動的に修得して、多様な実践の場で自ら課題を発見し、それを解決することができる」という学修目標に言及していること。

②思考・判断

当該学位プログラムの学びに即して、「国際化に対応する幅広い視野と多様性を受け入れる創造的思考力及び判断力を修得して、地域社会の発展に寄与しながら、国際社会の発展にも貢献することができる」という学修目標に言及していること。

③関心・意欲・態度

当該学位プログラムの学びに即して、「学生同士並びに教職員との人格接触を伴う学修を通じ、自己を律するとともに自己を確立し、自らの目標を明確に定め、社会に貢献することができる」という学修目標に言及していること。

④知識・理解・表現

当該学位プログラムの学びに即して、「多様な価値観を受け入れることができる自立した市民に相応しい幅広い教養を修め、社会的倫理に従って自己を律しながら、多様なコミュニケーションの方法を用いて、修得した教養を社会のために役立てられる」という学修目標に言及していること。

⑤技術・技能

当該学位プログラムの学びに即して、「国内外の社会に専門的技術・技能を以て貢献しうる証として種々の資格を取得している。あるいは、資格化されていないが社会に貢献しうる技術・技能を、又はそのような技術・技能の基礎を成す資質を修得している」という学修目標に言及していること。

なお、上記(4)の5項目は、従前本学が定めていた「明星大学の学位授与方針」の各項目を学修目標として再定義したものである。

この基本方針に基づき、各学部等は学位プログラムごとに学位授与方針を策定し、各教則に定めた上で、これを『履修の手引』や大学公式ウェブサイトの情報公開等を通じて教職員及び学生へ周知し、広く学内外へ公表している。『履修の手引』では、冒頭の「はじめに」において、学位授与方針に関する解説文を入れ、学生が理解しやすいよう配慮している。

例えば、建築学部建築学科の学位授与方針は、明星大学教則において以下のとおり定められている。

(課題発見・解決)

1. 建築学の専門知識に基づき、都市や地域が抱える今日的課題を発見し、その解決案を提案できる。

2. 建築学の専門知識を応用して、自ら課題を設定し実証的な手法を用いて研究論文の作成、又は社会的・客観的視点に立脚した建築設計を行うことができる。

(思考・判断)

3. 自然科学分野に加え、社会科学・人文科学分野を含めた幅広い教養を用いて、建築を歴史・社会・人間と関連付けて思考することができる。

(関心・意欲・態度)

4. 建築に携わる職業人としての社会的役割と責任について理解している。

5. 他者との協働作業において、他者の立場や意見を尊重し、チームの成果に貢献することができるコミュニケーション能力を有している。

(知識・理解・表現)

6. 建築学に関する幅広い専門知識を身に付けている。

7. 自らの成果物に関して、論理的かつ合理的に説明できるプレゼンテーション能力を有している。

(技術・技能)

8. 建築における総合的(意匠、計画、環境、構造)な設計を行うことができる。

一方、各研究科・専攻に関しては、従前より全ての研究科が、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5項目に沿って、専攻別及び課程別に学位授与方針を策定している。そして、各教則に定めた上で、これを『大学院便覧』や大学公式ウェブサイトの情報公開等を通じて教職員及び学生へ周知し、広く学内外へ公表している。

例えば、理工学研究科建築・建設工学専攻博士前期課程及び博士後期課程の学位授与方針は、明星大学大学院教則において以下のとおり定められている。

- | |
|--|
| <p>①博士前期課程
(知識・理解)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 建築物を取り巻く社会的背景や空間特性、機能性を読み解く力を有している。
(建築・デザイン)2. 建築、構造、設備、建設における計画、設計、施工、管理の実務に係わる幅広い知見と理解力を有している。(構造・設備・建設工学)
(思考・判断)3. 技術者倫理を理解し、種々の条件・制約を踏まえて、建築物の立案、設計、プレゼンテーションをすることができる。(建築・デザイン)4. 建築構造、建築材料、建築設備あるいは建設工学分野における問題を把握し、考究する能力を有している。(構造・設備・建設工学)
(関心・意欲)5. 専門分野に係わるコミュニケーションを図りながら、文献調査、実験、観測、現地調査など熱意をもって進め、自らの設計、研究を深めてゆくことができる。
(態度)6. 積極的に設計競技に参加し、あるいは学会発表を行い、自らの設計および研究の専門分野における意義と社会的な重要性を認識するとともに、設計および研究における問題に対する解決策を検討することができる。7. 建築、建設技術が社会に及ぼす影響、および設計者、技術者が社会的に負っている責任を理解して、専門分野における自らの課題に取り組むことができる。
(技能・表現)8. 計画から工事監理までのプロセスを理解し、専門家としてそれを実践するための能力を有している。(建築・デザイン)9. 専門知識に基づく実験、実測、解析を行い、結果の整理と解釈から正しい説明を行うことができる。(構造・設備・建設工学) <p>②博士後期課程
(知識・理解)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 研究結果を正しく解釈し、その成果を学会等において説明することができる。
(思考・判断)2. 高度な専門知識に基づく社会性のある新規的で独創的な研究計画を立案でき、その遂行能力を有している。
(関心・意欲)3. 建築、建設分野において社会性を有する観点から新規的で独創的な研究遂行ができ、その成果を国内外の学会等において広く公表し、また、多様な情報を積極的に収集し、自らの研究をより高めていくことができる。
(態度)4. 建築、建設技術の社会における役割、責任を理解し、技術的問題に対して技術者、研究者は社会的な説明責任を負っていることを踏まえて、技術開発、研究に従事することができる。
(技能・表現)5. 実務に対応できる幅広い知見と理解力および技術開発能力を有している。 |
|--|

大学院の学位授与方針について、現時点では「3つの方針策定のための全学的な基本方針」に準拠していないものの、各研究科・専攻が学位授与方針を策定、見直しを行う

際には、この構成に準拠し行われている。前述の通り、大学院の活性化に向けた取り組みの状況に鑑み、直ちに学位授与方針を見直すという動きには至っていないが、内部質保証推進委員会において、各研究科・専攻の学位授与方針と同基本方針とをどのように整合させることが適切かについて、全学的な観点からの検討が行われている。

また、通信教育課程の学位授与方針は、通学課程の学士課程、博士前期課程及び博士後期課程と同様に、5つの身に付けるべき能力等に分けて、明星大学通信教育部教則及び明星大学通信制大学院教則において定められている。

このように、本学は、全学的に統一した方針に基づき課程修了時に身に付けるべき学修成果（知識・技能・態度等）を授与する学位ごとに明示し、『履修の手引』や大学公式ウェブサイト等を通じて周知している。このことから適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。なお、2023（令和5）年度より多くの学科等で新たな教育課程が編成されることに合わせ、2022（令和4）年度にカリキュラム・マップとナンバリングの全学的な点検及びカリキュラム・ツリーの作成が行われた。この作業を通じて、学位授与方針を見直す学科があったが、その際も同基本方針に基づき改正が行われている。

■点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点（1）：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針（CP）の設定及び公表をしているか。

- ・「教育課程の編成」に関しては、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分を具体的にどのようなものとしていくかに関する考え方
- ・「教育課程の実施」に関しては、授業形態（講義・演習等）や具体的な教育方法（アクティブラーニングやICT等）などに関する考え方
- ・課程修了にあたって、学生が修得すべき学習成果（知識・技能・態度等）の評価方法に関する考え方

評価の視点（2）：通学課程（学部）の教育課程の編成・実施方針（CP）は、「3つの方針を策定するための全学的な基本方針」と整合しているか。

評価の視点（3）：教育課程の編成・実施方針（CP）と学位授与方針（DP）には適切な関連性があることを示しているか。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に関して、「3つの方針策定のための全学的な基本方針」には、その定義を次の通り明示している。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成のために、「どのような教育課程を編成し、どのような内容をどのような方法で教育し、その学修成果をどのように評価するのか」を定める基本的な方針とする。

また、策定にあたっての留意事項として、次の通り明示している。

○教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との適切な関連性をもって策定するとともに、体系的な教育課程の編成および実施の観点から、以下を要件として策定する。

- (1) 教育課程の体系と教育内容を、順次性に配慮して明確かつ具体的に示していること。
- (2) 教育課程を構成する授業科目区分や授業形態等を、明確かつ具体的に示していること。
- (3) 学修成果の評価方法を、明確かつ具体的に示していること。
- (4) 上記(1)～(3)を「教育課程編成の考え方」、「教育方法の考え方」、「評価方法の考え方」の3項目に分けて記載していること。

従前本学は、「明星大学の教育課程編成・実施方針」を定めており、「教育課程編成の考え方」として「(1) 実践躬行と学術的な学修、(2) 初年次教育、(3) キャリア教育、(4) 地域に立脚し「世界」と向き合うグローバルな学び、(5) 専門教育を補完する幅広い教養教育、(6) 表現力とコミュニケーション力の要請、(7) 情報化社会における倫理教育、(8) 資格や特別な技術・技能の修得」を明示し、「教育方法の考え方」として「(1) 実践躬行、(2) 分野横断的な学び、(3) 地域社会との連携、(4) 教育目標の達成度の検証による授業改善、(5) カリキュラムの体系性の検証」を明示し、また、「評価方法の考え方」として「(1) 授業の最終的及び中間的到達目標の明示、(2) チェックポイントのフィードバック、(3) チェックポイントの測定による成績評価」を明示していた。しかし、「3 つの方針策定のための全学的な基本方針」にはこのような具体的な観点は明示せず、各学位プログラムの特色をより明示しやすい運用を目指している。

例えば、データサイエンス学環では、「1. 教育課程編成の考え方」について、「(1) 連係協力学部と連係した教育課程の実現、(2) 数理科学・統計学・情報科学の基礎の修得、(3) データサイエンスの活用に必要な知識・技術の修得、(4) 連係協力学部の専門性を活かした応用分野に関する知識の修得、(5) 演習・実習及び卒業研究を通じた実践力の修得」と整理し、学部等連係課程の特色を活かした教育課程編成の考え方の明示している。また、「2. 教育方法の考え方」については、「(1) 学部等連係課程としての学部横断型の学び、(2) 履修モデルの提示と指導、(3) 主体的な学び、(4) 演習・実習による実践的な学び」と整理し、「(3) 主体的な学び」では、「主体的・能動的な学びを自立して行えるよう、アクティブラーニングの手法を取り入れる。」とし、具体的な教育手法について明示し、『履修の手引』や大学公式ウェブサイトの情報公開等を通じて教職員及び学生へ周知し、広く学内外へ公表している。

大学院に関しては、全ての研究科・専攻が、「1. 教育課程編成の考え方」「2. 教育内容・方法」「3. 学修成果への評価」といった基本的な考え方に基づき、専攻別及び課程別に具体的な方針を定め、『大学院便覧』や大学公式ウェブサイトを通じて公表している。

例えば、経済学研究科応用経済学専攻修士課程では、「1. 教育課程編成の考え方」に関して、「経済専門コース」「企業マネジメントコース」「会計・税務コース」の3つのコースを設け、専攻科目を経済学の基礎的素養を修得するための「選択必修科目」、各コースに対応した「選択科目」、及び「論文指導科目」に区分し、体系的に教育課程を編成することを明示している。また、「2. 教育内容・方法」に関しては、「選択必修科目」「選択科目」による知識教授を主眼にした教育と、「論文指導科目」による論文執筆指導を通じた個別教育を組み合わせることを明示するとともに、課程修了時に身に

付けるべき能力等を、どのような教育課程・教育方法で修得していくのかを明示している。

大学院の教育課程編成・実施方針について、現時点では「3つの方針策定のための全学的な基本方針」に準拠していないものの、各研究科・専攻が教育課程編成・実施方針を策定、見直しを行う際には、この構成に準拠し行われている。前述の通り、大学院の活性化に向けた取り組みの状況に鑑み、直ちに教育課程編成・実施方針を見直すという動きには至っていないが、内部質保証推進委員会において、各研究科・専攻の学位授与方針と同基本方針とをどのように整合させることが適切かについて、全学的な観点からの検討が行われている。

課程修了にあたって学生が修得すべき学修成果（知識・技能・態度等）である「評価方法に関する考え方」に関しては、学部では「3. 評価方法の考え方」、大学院では「学修成果への評価」と題して明示しているが、その内容の多くは、従前の「明星大学の教育課程編成・実施方針」に示されていた内容に準じて策定されており、授業科目レベルの評価方法に終始しているケースが多い。そのため、学位プログラムレベルの課程修了時に修得すべき学修成果の評価方法とは言い難い状況といえ、今後は学修成果の評価方法に関して、授業レベル・学位プログラムレベルを整理して策定することが求められる。

教育課程編成・実施方針と学位授与方針との関連性については、上記の通り、「3つの方針策定のための全学的な基本方針」の留意事項に明記している。また、学位授与方針に示す学生の各学修目標と教育課程編成・実施方針に基づき開講される授業科目との関連性を明確にするため、各学科等においてカリキュラム・マップを作成し、『履修の手引』『大学院便覧』及び大学公式ウェブサイト等を通じて公表している。

このように、本学は、全学的に統一した方針に基づき授与する学位ごとに教育課程編成・実施方針を明示し、これを『履修の手引』『大学院便覧』及び大学公式ウェブサイト等を通じて公表している。ただし、課程修了時に身に付けるべき学修成果（知識・技能・態度等）の評価方法に関する考え方に改善の余地があることから、学修者にとって理解しやすい教育課程編成・実施方針となるよう、内部質保証推進委員会が各学部等の改善・向上に向けた取り組みを支援していく考えである。

■点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点（1）：教育課程の編成・実施方針（CP）に基づき、必要な授業科目が開設されているか。

評価の視点（2）：教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、また、授業科目の位置づけ（必修、選択等）に関してどのように措置しているか。

評価の視点（3）：単位制度の趣旨に基づき、2学期制における半期の授業期間を15週としているか、また、15週としていない場合は、学習時間の確保をどのように措置しているか。

評価の視点（4）：個々の授業科目の内容及び方法は、教育課程の編成・実施方針（CP）における、教育課程の実施（授業形態や教育方法）に関わる考え方を踏まえているか。（選択科目の分野上の偏りがないか。CPと無関係な科目が設置されていないか。）

評価の視点 (5) : 各学位課程にふさわしい教育内容を設定しているか。
＜学士課程＞初年教育、高大接続、教養教育と専門教育の配置＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークの組み合わせ
評価の視点 (6) : 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施しているか。

1. 教育課程編成・実施方針に基づく授業科目の開設

各学部・学科、学環の教育課程に関しては、学位授与方針に掲げる学生の学修目標の修得を実現するために、教育課程編成・実施方針に基づき、全学共通科目、全学共通キャリア形成科目、学部共通科目、学科科目等を体系的に編成しており、各学則別表に明示している。

(1) 全学共通科目

全学共通科目は、2023（令和 5）年度より授業科目を改編したところであり、「現代社会での生き方を考える」「言葉で世界につながる」「多摩に学ぶ」「健康に生きる」「考えを広げる（知識を知恵に①）」「考えをクロスさせる（知識を知恵に②）」「考えを深める（知識を知恵に③）」といった 7 つの科目グループによって編成されている。そして「世界に貢献する人として必要な幅広い教養を身に付け、知性、感情、意志、及び心と体のバランスのとれた人格を育み、総合的な思考力と的確な判断力を土台として、自立し、世界の人々と共生できる人、自ら積極的に学び考える、自己教育能力を持つ人となること」を学修目標としている。具体的には、「現代社会での生き方を考える」には「学びとキャリア」「データサイエンスリテラシー」「世界の言葉と文化を知る」「健康スポーツ科学論」を、「言葉で世界につながる」には「外国語（1A・1B・2A・2B）」を必修科目として配置している。特色として、「考えをクロスさせる（知識を知恵に②）」では、全学共通教育委員会の教員を中心に、複数の専門分野の教員によってクロッシング（分野交差）する授業科目を配置し、広い視野からの学びの実践を始めたところである。

(2) 全学共通キャリア形成科目

全学共通キャリア形成科目も全学共通科目と同様、2023（令和 5）年度より授業科目を改編し、「社会とキャリア」「仕事とキャリア」「キャリアデザイン基礎」「キャリアデザイン応用」「働き方とキャリア」の 5 つの科目を配置している。全学共通科目の必修科目にある「学びとキャリア」を含めた 6 科目は、附属教育研究機関である明星教育センターが企画立案及び授業運営を担当している。

(3) 学部共通科目・学科科目

各学部・学科、学環では、教育課程編成・実施方針に基づき、学位授与方針に示した学修目標を修得するために、学部共通科目及び学科科目を編成している。

例えば、人文学部日本文化学科では、学科科目については、基礎的な言語能力の習得を目指す「①基本科目群」と、専門的な知識を身につける「②専門科目群」に分けられ、それぞれの科目群を履修することで、体系的・総合的に日本文化を学ぶことができるよ

う科目を配置している。①基本科目群の多くは必修科目とし、1年生から4年生にかけて履修できるよう配置している。また、②専門科目群は、文学、歴史、日本語学、視覚文化、芸術・伝統芸能、編集、博物館学に関する学問分野別に区分し、選択科目を配置している。一方、学部共通科目としては、人文学部に設置されている国際コミュニケーション学科から5科目、人間社会学科から7科目、日本文化学科から4科目、福祉実践学科から5科目が配置されており、合計20単位まで進級要件・卒業要件として算入することができる。

教育学部教育学科では、小学校教員コース、教科専門コース（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・英語）、特別支援教員コース、子ども臨床コースの11コースにおいて、（1）学科科目、（2）学部共通科目で構成し、学科科目については①必修科目と②選択科目に区分している。①必修科目には、1・2年生に教育者・保育者に向けて子どもや教育に関する理論や制度等を学ぶ基礎的な科目を配置するとともに、全学年を通じて少人数クラスの演習科目やゼミを配置し、そして4年間の学びの集大成として「卒業研究」を配置している。また、②選択科目には、幅広い知識や実践的指導力を備えた教育者・保育者を育成するための授業科目を配置している。一方、学部共通科目としては、教育者・保育者としての必要な知識や実践的指導力とともに、高次の教養を身に付けさせるため、思想、言語、歴史、文化、社会、情報等に関する科目を選択科目として配置している。

また、デザイン学部デザイン学科では、「企画表現演習科目」を、1年次の前期から3年次の後期まで半期ずつ6つのステップで編成し、対話・文章作成のような基礎的な内容から、調査・分析、発想、プレゼンテーションなど、同学部が理念とする「デザイン＝企画×表現」を段階的に学ぶ科目編成をとっている。特に3年次の「企画表現5」は、対話・文章、調査・分析、プレゼンテーションなどを統合する、「デザイン＝企画×表現」の集大成的な科目としている。

各研究科・専攻の教育課程に関しては、専攻科目として授業科目を配置しており、各研究科により違いはあるものの、専攻科目を研究科目、論文指導科目等に区分し、教育課程を体系的に編成している。これらの授業科目は、各大学院学則別表において明示している。

例えば、人文学研究科国際コミュニケーション専攻博士前期課程では、研究科目として44科目、論文指導科目として4科目を配置している。研究科目では、「領域横断科目」「留学生対応科目」「コミュニケーション研究領域」「言語学研究領域」「文化研究領域」「国際社会研究領域」の科目群を設け、幅広い専門領域の研究手法や修士論文作成に有機的につながる専門的知識を修得させることを目的とした科目を配置している。また、論文指導科目では、自らの研究課題を論理的かつ体系的に考察し、学術的な研究手法を用いて修士論文の作成を可能とする科目を配置している。一方、人文学研究科国際コミュニケーション専攻博士後期課程では、特殊研究科目として18科目、論文指導科目として6科目を配置している。特殊研究科目では、博士前期課程の「コミュニケーション研究領域」「言語学研究領域」「文化研究領域」「国際社会研究領域」の4つの領域をより高度専門化し、科目を配置している。また、論文指導科目では、3年間を通じ

て、博士論文作成のための高度な研究遂行能力を身に付けさせることを目的とした科目を配置している。

2. 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

各学部・研究科において、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、また、授業科目の位置づけ（必修、選択等）に関しては、カリキュラム・マップやナンバリングを施すことでその可視化に努めている。2023（令和 5）年度から全学的に新しい教育課程が開始されることを機に、2022（令和 4）年度にカリキュラム・マップとナンバリングを全学的に点検し、カリキュラム・ツリーを新たに作成した。カリキュラム・マップに関しては、学年、科目番号（ナンバリング）、科目名、単位数に加え、各学位授与方針と各授業科目の関与度を「◎」「●」の二種類で示している。

特に重視したのがこの関与度の明確化であり、授業を担当する各教員は、各授業科目が学位プログラムにおいて学位授与方針とどのように結びつき、どの程度の影響を与えるのかを意識して「◎」「●」の整理を行った。また、整理にあたっては 1 つの授業科目に付与できる「◎」「●」の個数を明確にした上で点検を行った。さらに、主要授業科目や必修科目に関しても、授業を受け持つ担当教員と教員組織編制のバランスを意識しながら点検し、教育課程における各授業科目の位置づけを改めて整理した。カリキュラム・ツリーに関しては、各年次でどのような授業科目を履修することができ、どのような学修目標を修得することができるのかを明確化し、それぞれの授業科目間がどのように関連し合っているかを可視化した。

これまで、一部の学部や科目群ではカリキュラム・マップが未整備、又は不備不足が見受けられていたことから、教育課程の順次性及び体系性に関する点検が機能していなかった。今回のように全学的にカリキュラム・マップやナンバリングを俯瞰して点検し、カリキュラム・ツリーを新たに作成することで、教育課程に関する順次性及び体系性を検証する意味で非常に有効であったといえ、今後の教育課程の見直しにも活用していく考えである。

3. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学は、明星大学学則第 20 条、明星大学大学院学則第 17 条において、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものと定めている。この規程に基づき、各授業科目の単位を設定している。

なお、本学は明星大学学則第 16 条において、学年を分けて前学期と後学期の 2 学期とすることを定め、明星大学教則第 11 条において、前学期科目、後学期科目について、それぞれ 15 週にわたって開講することを定めている。

4. 個々の授業科目の内容及び方法

各学部・学科、学環の教育課程における個々の授業科目の内容及び方法については、教育課程編成・実施方針に基づき編成され、シラバスに明示されている。例えば、人文学部国際コミュニケーション学科では、教育課程編成・実施方針の「2. 教育内容・方法」において、「(1) グループ内、グループ間の協働、話し合い、発表を主体とした教育を行う。(2) グループ活動での学びや気づきが多い体験を通して、自律的な学修を促進する。(3) タスク・プロジェクト遂行型の活動を積極的に行う。」を定めており、この方針に基づき、全ての科目で協働的学習、グループ活動、自律的な学修が推奨され、「サマースクール」「映像翻訳」そして全ての「フィールドワーク」のクラスでタスク・プロジェクト遂行型の活動が採用されている。

このように、本学では、従前より、対面授業によるアクティブラーニング等の実践的かつ能動的な教育方法が展開されてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020（令和 2）年度は従来の対面授業を実施することが困難となった。本学では、2020（令和 2）年 3 月 24 日付けで、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策のための明星大学危機対策本部」より、「新型コロナウイルス感染拡大の対応に関する基本方針」が示され、学生及び教職員の生命及び身体の安全確保を最優先としつつ、学生の学修の機会を保障するために可能な限り学事を実施すること、そして学生には、「新型コロナウイルス感染防止のための学生の行動指針」に則った行動をとるよう指導することが周知された。また、同日に開催された大学評議会において、同基本方針に基づく授業実施方法等が審議され、2020（令和 2）年度の学事日程の変更は行わないことや、LMS（Learning Management System；学習管理システム）や Web 会議システムを利用し対面授業以外の授業を実施することなどを機関決定した。さらに、3 月 26 日には、「対面授業以外の授業」の実施方法に関するガイドラインが学長より示され、具体的には、LMS 及び遠隔会議システム（Zoom）を用いて、各授業科目の教育目標を達成することが示された。この基本方針及びガイドラインに基づき、2020（令和 2）年度の大半の授業科目は遠隔授業として実施する措置が講じられ、15 週にわたって開講することが確保された。遠隔授業の全学的な実施にあたっては、本学における遠隔授業の在り方を探ることを目的とし、「遠隔授業ミニシンポジウム」と題した勉強会が全学的に行われた。内容としては、遠隔授業の導入事例に関する各教員からの発表はもとより、新入生や SA にも遠隔授業に対する意見や提案を述べてもらう機会を設け、学生の意見を取り入れながら、教員一人ひとりが遠隔授業の在り方を考える取り組みを行った。

5. 初年次教育、高大接続に配慮した教育内容

初年次教育に関しては、従前、全学部の 1 年次を対象に、全学共通科目として「自立と体験 1（大学生生活の基盤をつくる）」を開設していた。この授業科目は、学生が学部横断型でグループワークを行うもので、自立した学修の態度や方法を修得するとともに、社会の様々な分野への興味や関心をもつことを目的とした内容としていた。2014（平成 26）年度に日本高等教育開発協会（JAED）より Good Teaching Award を、2019（平成 31）年に初年次教育学会から第 1 回教育実践賞最優秀賞を受賞するなど、本学の特色ある授業科目のひとつであった。2023（令和 5）年度にはこれを改編し、「自己を探究しつつ、自分らしさを活かす方向へ行動を起こす人の育成」を教育目標とする「学び

とキャリア」を開設した。従前の科目にもキャリアという視点はあったが、本授業の到達目標のひとつに「生涯にわたってキャリアをデザインする必要性を理解する」を掲げ、自身のキャリアデザインを考え、まとめるためのツールである「明星キャリアデザインシート」を活用するなど、よりキャリアを意識した授業科目としている。なお、明星教育センターは「明星キャリアデザインシートの活用について」と題する教職員向けの説明動画を作成し、「明星キャリアデザインシート」の活用促進にも努めている。

また、各学科においても初年次教育は展開されている。例えば、人文学部人間社会学科では、「レポート作成とプレゼンテーション」「フィールドワークへの招待」「社会学への招待A・B」「社会調査法A・B」を配置し、すべて1年次の必修科目とすることで、高校までの勉強中心の学びから、大学での探究中心の学びへと円滑に移行できるように配慮している。経済学部経済学科では、データ分析能力と文章作成能力を重視し、1年次必修科目である「データ分析基礎」と「ライティング基礎」においてきめ細かい少人数教育が行われており、専門教育へスムーズに移行できるよう配慮している。また、経営学部経営学科では、1年次必修科目として「経営基礎1・2」を設置し、経営学の基礎知識の習得、キャリア教育の導入、ケーススタディを通じたチームワークを行っている。

高大接続に関しては、多くの学部・学科では、高校生を対象にした大学教員による出張授業を実施している。例えば、人文学部国際コミュニケーション学科では、明星高等学校において、学生が講師役となりフェアトレードに関するワークショップなどを行う出張授業を実施している。

6. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、キャリア形成を目的とした全学共通キャリア形成科目を配置している。2022（令和4）年度までの教育課程では、ここに配置された授業科目は、一部の学科を除き、進級要件・卒業要件には算入できない自由科目として位置づけられ、履修者数が少ないといった課題があった。そこで、これを見直し、2023（令和5）年度入学者からは、全学共通科目又は学科科目の選択科目に含むことができることとしている。

全学共通キャリア形成科目のほか、各学部・学科では、社会的及び職業的自立を図るための科目を充実させており、例えば、理工学部総合理工学科の生命科学・化学系では、「理工キャリア開発」を必修科目として配置し、人文学部福祉実践学科では、「福祉インターンシップ1・2」「ソーシャルワーク実習」「精神保健福祉援助実習」を配置している。また、経営学部経営学科では、1年次の必修科目「経営基礎1・2」において、生涯を通じたキャリアの基本的な考え方を修得し、2年次から3年次では、選択科目の「キャリア開発1～4」において、自己分析・業界分析・グループディスカッションなどを通じて、社会で求められている調査、考察、伝達能力や技術の向上を図っている。

7. コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮

大学院に関しては、コースワークとリサーチワークの組み合わせに配慮しており、例えば、情報学研究科情報学専攻の博士前期課程においては、課程修了に必要な30単位

のうち、講義科目を 18 単位以上（選択科目）、論文指導科目を 12 単位（必修科目）履修することを義務付けている。また、博士後期課程においては、講義科目を 8 単位以上（選択科目）と論文指導科目を 12 単位（必修科目）履修することを義務付けており、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した教育課程を編成している。

8. 教育課程の編成における全学内部質保推進組織等の関わり

2022（令和 4）年 10 月の学部長会を通じて、「適正なカリキュラム運営のためのガイドライン」が示された。このガイドラインは、従前から本学にあった教育課程の編成や授業運営に関する複数のガイドラインを統合、再整理し、経営的に持続可能な学修者本位の教育の実現を目的とし策定された。このなかでは、「カリキュラムの改編の手続きは、学長が全学カリキュラム検討委員会および内部質保証推進委員会の意見を聴いたうえで行うものとする。」と明示され、教育課程の編成において、全学内部質保証推進組織が関わることを示している。このガイドラインの策定を受け、2023（令和 5）年 2 月の内部質保証推進委員会において、2024（令和 6）年度に予定されているデザイン学部
の教育課程の改正について、改正の趣旨、人材養成の目的、3 つの方針、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーなどについて協議が行われ、同委員会としての意見を付した上で、学長を通じて学部長にフィードバックしている。

このように、教育課程編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しており、概ね適切であると判断できる。

■点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点（1）：単位の実質化を図るための措置（授業時間外に必要な学習の促進、学士課程においては※履修登録単位数の上限設定等）を講じているか。

※大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合は、該当する学生数が適正な範囲であることに留意する。

評価の視点（2）：シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）をどのようにチェックしているか。また、授業内容とシラバスとの整合性は確保されているか。

評価の視点（3）：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法などの措置を講じているか。

評価の視点（4）：各学位課程に応じてその他の措置を講じているか。

＜学士課程＞・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数 ・履修指導の実施

＜修士課程、博士課程＞・研究指導計画（※①研究指導の内容及び方法、②年間スケジュール）をあらかじめ学生に明示し、それに基づく研究指導

※①どのような体制や方法で研究指導を行うか、②学位取得までの流れの両方を明示

1. 単位の実質化を図るための措置

単位の实質化を図るための措置として、授業時間外に必要な学習の促進するため、事前事後学修内容を 15 回の授業計画それぞれに設定し、また事前・事後学修に必要な目安時間を設定し、これをシラバスに明示している。1 年間に履修登録できる単位数の上限に関しては、明星大学学則第 32 条、明星大学通信教育部学則第 16 条で 45 単位と定めている。ただし、教授会が必要と認めたとき、卒業要件に含まれない全学共通キャリア形成科目及び全学共通教職・資格科目を履修する場合の上限を、明星大学教則第 7 条で 50 単位と定めている。全学共通教職・資格科目を履修するなど、資格課程を履修する学生は通常の学生と比較して履修すべき単位数が多くなり、単位の实質化に留意する必要がある。このうち、教職課程・保育士養成課程を履修する学生に対しては、附属教育研究機関である教職センターが全学的な支援を担っている。教職センターでは、『教職課程の手引』を発行しており、この手引には同センターの支援体制のほか、「教育インターンシップ」「介護等体験」の教育実習等関連科目の特性や事前・事後に行うべき内容等を記載し、教職課程・保育士養成課程を履修する学生に対する学修支援を行っている。予復習の実施の確認は、教職課程・保育士養成課程科目を担当する教員それぞれが行っている。基本的には、シラバスに事前事後の学びについて記載があり、学生はこれを意識して学修することが期待されている。どのように確認するかは、教員ごとに手法が異なっており、例えば「生物学概論 1」では、授業前に LMS に次回授業の内容に関する簡単な資料と課題テーマを提示し、授業時にテーマについて発表、受講者による意見交換を実施している。その後、予定されたテーマを教員が解説、最後にテーマ関連の報告用課題を提示している。予習と復習の状況は資料の確認とレポートの提出を LMS で確認できる。

また、本学学部生の本学大学院への進学を推奨することを目的とし、学部等に在学する学生が大学院の授業科目を履修する早期履修の制度を整備している。早期履修生が履修できる単位数は、従前より一年度につき 10 単位までと定められていたが、この制限を緩やかにし、大学院の活性化を図る狙いから、2023（令和 5）年 11 月の大学評議会の議を経て、2024（令和 6）年度より 15 単位へ変更されることが決定した。

なお、成績優秀者に対して、履修登録単位数の上限を緩和する仕組みなどは導入していない。

2. シラバスの内容及び実施について

シラバスについては、教務ユニット教務チームから全学的に案内される「シラバス作成要領」に基づいて、授業科目の各担当教員が作成している。作成されたシラバスの適切性について、心理学部心理学科では学科所属教員による相互チェックを行っており、そのほかの学部・学科では、学部長、学科主任等の役職者が、各教員が作成したシラバスの内容をチェックしている。授業内容とシラバスとの整合性については、主に「学生による授業改善のためのアンケート」によって学生の視点からチェックできる仕組みとしており、授業を担当する教員は、アンケート結果を基に、「授業改善実施記録」を作成し、次の学期の授業に向けて必要な改善を行うことでその適切性を担保している。

3. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法などの措置

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法などの措置に関して、本学は、学校法人明星学苑の教育方針にある「人格接触による手塩にかける教育」「実践躬行の体験教育」を実現すべく、各学部・学科がアクティブラーニングをはじめ、多種多様に取り組んでいる。例えば、理工学部総合理工学科では、「プロジェクト 1～6」を必修科目にして学生の主体的学修を推進している。特に、「プロジェクト 1」では、その集大成として、地域子ども達に理工系分野に興味を持ってもらうため「夏休み科学体験教室」を実施しており、初年次のうちから主体性を涵養する授業科目として設定している。人文学部国際コミュニケーション学科では、学科発足以来、アクティブラーニングを実践しており、現在では、「サマースクール」「フィールドワーク」「映像翻訳」をはじめとする全ての科目でこの教育手法が定着している。情報学部情報学科では、各学生にプレゼンの場を提供したり、プレゼン結果のフィードバックを行い、次のプレゼンに活かしたりするための授業方法や、Slack を活用し学生のアイデアを取り入れ授業内容に活かす取り組みを行っている。教育学部教育学科では、少人数クラスとして「教育学基礎演習 1・2」（1・2 年次）、「教育実践ゼミ 1・2・3」（3・4 年次）を配置し、学生の主体的参加を促しつつ、討論や考察、追究等を通して教育に対する深い理解や実践力を修得させている。また、デザイン学部デザイン学科では、学生の主体的参加を促すために、実践的なプロジェクト型の科目として「デザインプロジェクト A～D」を実施し、学生自身が学修を活性化するような空間や仕組みについてデザインを行うプロジェクトを展開している。

大学院に関しても、大学院生の主体的参加を促す授業方法として、多くの研究科においてアクティブラーニングを導入し、その旨をシラバスに明記している。また、理工学研究科電気工学専攻では、他大学の大学院生と学ぶ「電気工学特論 A・B」を開講しており、ここでは、国内外・国際的に最新の技術的問題を学ぶ環境の中で、大学内だけでは得ることのできない知見に触れることができ、学びの深化に繋がっている。

このような各学位プログラムにおける学生の学修を活性化させる取り組みに加え、本学では、他学部の授業科目を履修し、単位を修得することで、所属学部・学科での学びに広がりを与えることを目的とする他学部履修制度を設け、2022（令和 4）年度より運用している。本制度の対象学生は、2 年生以上で累積 GPA が 2.0 以上と設定されており、所属学部・学科での学修を疎かにしていないことを条件としている。また、学部・学科によっては、他学部履修で修得した単位を進級要件・卒業要件に含めることができるが、この場合でも 1 年間に履修登録できる単位数の上限である 45 単位に含むこととし、単位の実質化に配慮した制度設計となっている。

また、9 学部 1 学環 12 学科の多彩な学部等がワンキャンパスに設置されているという本学の特長を活かした取り組みとして、2022（令和 4）年度より「明星 SATOYAMA プロジェクト 2022→2025」という学部横断型のプロジェクトを進めている。これは、学長をプロジェクトオーナーに位置づけ、現在は理工学部、教育学部、デザイン学部及び建築学部の教員、職員、学部生・大学院生が相互に連携しながら活動するもので、各教職員はそれぞれ授業、ゼミを中心に、ボランティアやサークル等の参加を視野に入れなが

ら推進している。プロジェクトメンバーである各学部の教員は、「多摩の里山を楽しむキャンパス」という基本理念の下、学生を巻き込みながらそれぞれの専門領域を生かした取り組みを進めており、例えば、建築学部では学内外の人々の憩いの場になる東屋の設計を、デザイン学部では地域連携の仕組みのデザインを、教育学部では歴史地理学の観点から学内を通して地域をつないでいる“むかし道”の散策路化を、理工学部ではホテル池の保全や間伐材の資源化などを進めている。この活動を通じて、学生をはじめ教員及び職員は、それぞれの専門知識や経験を相互に生かして「調べる」「デザインする」「創る」「整理・管理する」「知ってもらう」「体験する」というサイクルを実践している。このプロジェクトは、大学全体初の学部横断型のクロッシング・プロジェクトとして、2025年度まで取り組んでいくことが予定されている。本プロジェクト活動が先行事例となり、これからも各学部等から新規のクロッシング事業が企画されることも期待されている。

4. 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

各授業科目の授業形態に応じた学生数については、経営的に持続可能な学修者本位の教育の実現を目的とした「適正なカリキュラム運営のためのガイドライン」において、クラス編成における履修者数の下限値を以下の通り定めており、クラスサイズの見安としても活用されている。

授業形態	下限
講義	30名
演習（教員1人あたり）	5名
実験・実技・実習（教員1人あたり）	5名
語学（英）	15名
語学（独・仏・中・韓・西）	8名

一方、多くの学部・学科では、各学位プログラムに応じて1授業あたりの受け入れ学生数に配慮している。例えば、教育学部教育学科では、必修科目及び教員免許状取得に必須の教職科目（教育の基礎的理解に関する科目等）については1クラス100名を、実習指導に関わる科目は1クラス20名を超えないようなクラス分けを行っている。

5. 履修指導の実施

毎年3月下旬から4月初旬にかけて、全学部生、大学院生に対する履修ガイダンスを実施している。ガイダンスでは、『履修の手引』『大学院便覧』『学生時間割表』『履修登録マニュアル』などの資料に基づき、各学科等の教員が丁寧な履修指導を行っている。これらの資料は、本学のLMSを通じて配付しており、パソコンやスマートフォン、タブレットからいつでも閲覧可能な状態となっている。さらに、学科等によっては独自に履修指導体制を整えており、例えば、デザイン学部デザイン学科では、教員1名が1学年あたり10名程度の学生を担当するアドバイザー制度を導入しており、アドバイザーに

よる履修科目の確認・指導を行っている。なお、全ての学部等で教員のオフィスアワーを設定し、学生が授業の質問や相談のため教員を訪ねる機会を設けている。

6. 研究指導（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究指導計画に関しては、『大学院便覧』に「博士前期課程「修士」および 博士後期課程「博士」の学位取得までの流れ」と題し、学位取得までのスケジュールと、研究テーマの決定、研究関連文献の整理、研究指導計画書の提出などといった研究指導方法等について、大学院生に対してあらかじめ明示している。

このように、各分野の特性を生かしながら、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。その一方で、一部の学部・学科では、今以上に学生自身の探究心を醸成するための措置やアクティブラーニングをより実践的な内容とするため、教員数の確保及びカリキュラム上の工夫が必要な状況にあると課題認識していることから、さらなる改善・向上に向けた取り組みが求められる。

■点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点（1）：単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位の適切な認定を行っているか。

評価の視点（2）：成績評価の客観性、厳格性をどのように担保しているか。

評価の視点（3）：卒業・修了要件、また、修士課程・博士課程においては、論文審査基準（特定課題研究の審査基準を含む）をあらかじめ学生に明示しているか。

評価の視点（4）：学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するために、どのような措置を講じているか。学位授与に係る責任体制及び手続は明示しているか。

評価の視点（5）：上記（1）～（4）の視点を踏まえたうえで、学位授与に関わる定めを設け、適切に学位授与を行っているか。

1. 単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位の適切な認定

単位制度の趣旨に基づく単位認定について、大学設置基準第 21 条及び大学院設置基準第 15 条（大学設置基準の準用）に基づき、明星大学学則第 20 条及び明星大学大学院学則第 17 条において、授業科目の単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを規定している。単位数の算出方法については『履修の手引』へ掲載し、事前・事後学修に必要な目安時間は授業科目ごとにシラバスに掲載し、学生への周知を図っている。

既修得単位の認定については、明星大学入学者の既修得単位の認定に関する細則において、本学入学前に在学した大学又は短期大学等の在学期間が 2 年に満たない者の認定単位は 30 単位を超えない範囲で、本学入学前に在学した大学又は短期大学等の在学期間が 2 年を超えた者の認定単位は 60 単位を超えない範囲で認定を行っている。

2. 成績評価の客観性、厳格性の担保

成績の評価について、学部では明星大学教則第 22 条の別表第 9「成績の評価、評語及び評価基準」に規定されている。また、評価基準に基づく 5 段階成績評価による科目の成績をグレードポイント（GP）により点数化した上で、履修科目の 1 単位当たりの成績平均点を求めた GPA 制度を導入している。各教員はシラバスに成績評価方法、評価基準等を明示し、これに基づき、学生に対して透明性のある成績評価を実施している。

また、成績の評価に係る異議申立てについて、明星大学教則第 23 条及び別表第 10 に規定されている。一定の条件を満たした場合、学生は担当教員に成績評価に係る異議申立てを行うことができ、誤った評価に対する防止措置が取られている。

全学的には、各授業科目の成績評価分布状況を「教学 IR データ」として可視化し、学内で共有するといった取り組みが、教務ユニット教学企画・学修分析チームを中心に 2023（令和 5）年度より開始された。各学部・学科、学環においては教授会等でこれらのデータを確認することで、成績評価の標準化が図られると期待される。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの授業が遠隔授業となった 2020（令和 2）年度は、教員及び学生が慣れない環境で取り組んでいることもあり、学生からは成績評価に対する不安の声が寄せられた。そこで、定期試験及び成績評価における混乱を避けるため、遠隔授業特有の課題を考慮したガイドラインを作成し、同年 6 月の学部長会で教授者に対して周知され、成績評価の客観性、厳格性に向けた措置が講じられた。

3. 卒業・修了要件の明示、論文審査基準（特定課題研究の審査基準を含む）の明示・公表

卒業・修了要件について、各学部・学環では、明星大学学則第 33 条に規定しており、各学部・学環の学位授与方針を踏まえ、明星大学教則第 5 条の別表第 6 にそれぞれの教授会が定める卒業に必要な単位数などが規定されている。学生に対しては『履修の手引』や履修ガイダンスを通じて周知を図っている。

各研究科においては、修士・博士それぞれについて、明星大学大学院学則第 25 条及び第 26 条に規定しており、明星大学大学院教則第 4 条及び第 7 条の別表第 5 にそれぞれの研究科委員会が定める修了に必要な単位数などが規定されている。また、学位論文についても同大学院教則第 25 条及び 26 条に規定しており、各研究科は課程ごとに学位論文審査基準及び特定課題研究の審査基準を内規として定め、これに則り審査を行っている。学生に対しては『大学院便覧』や履修ガイダンス、LMS などを通じて周知を図っている。

また、通信教育課程においては、通学課程と同様、明星大学通信教育部学則第 23 条、明星大学通信教育部教則第 5 条の別表第 6、明星大学通信制大学院学則第 21 条及び 22 条、明星大学通信制大学院教則第 4 条及び 7 条の別表第 2 に規定しており、学生に対しては『履修の手引』又は『大学院ハンドブック』を通じて周知している。

4. 学位授与を適切に行うための措置

学位授与について、各学部では、卒業に必要となる単位数の修得状況を確認し、各学部教授会が学位授与に相応しい候補者を決め、最終的に学長が学位授与を行っている。また、各研究科では、修了に必要な単位数の修得状況、学位論文審査及び最終試験

結果を確認し、各研究科委員会が学位授与に相応しい候補者を決め、最終的に学長が学位授与を行っている。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するために、各学部では、教授会による審議のほか、多様な措置が取られている。例えば、人文学部人間社会学科では、主査の教員以外の教員が内容を確認する体制を整備し、また情報学部情報学科では、卒業研究成果の発表が専門分野の近い複数教員のもとで実施されている。心理学部心理学科では、1年間の研究成果の発表の場として研究発表会「明星大学心理学会」を実施している。心理学部及び心理学研究科の全学生が参加するこの発表会では、学部卒業を控えた4年生が4年間の集大成として研究の成果を発表しており、学生及び教員は卒業研究の内容を確認することができ、教員は同時に卒業研究の審査も行っている。一方、明星大学教則第4条の別表第5では、各学部教授会が定める進級基準が定められている。例えば、経済学部経済学科では、2年次から3年次、3年次から4年次へ進級する際に各学生の学習評価を確認し、学科会議及び教授会において進級判定が行われるなど、学位審査時以外でも厳格化を図っている。

大学院では、学位論文の審査は学位論文審査委員会が行うことを明星大学大学院学則第28条に定めており、同条文では、学位論文審査に係る主査及び副査は研究科委員会の議を経て決定することを規定している。この規程に基づき、各研究科は学位論文審査を適切に行っている。

このように、本学は成績評価の客観性、厳格性の担保に努めるとともに、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

■点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

- 評価の視点 (1)：各学位課程の分野の特性に応じて、学位授与方針 (DP) に示した、学習成果を測定するための多角的で適切な指標設定を行っているか。
- 評価の視点 (2)：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するために適切な測定方法を用いているか。
＜学習成果の測定方法例＞・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取
- 評価の視点 (3)：課程修了にあたって修得すべき学習成果の達成度を適切に評価し、学生にフィードバックしているか (上記(2)の測定結果を返却するなど)。

本学では2022 (令和4) 年度に学士課程のアセスメントプランを策定し、このプランの組織的運用に向けて準備を進めている。下表 (「教育の内部質保証ガイドライン」より転載) は指標・データを整理したものであり、横方向を入学から卒業後までの時系列で配列し、縦方向には評価の種類を内部と外部に分けて配置している。内部評価の第一の区分は、直接評価 (成績評価や GPA などの直接的なエビデンスに基づく評価指標) で、これを大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3水準で整理してい

る。また、内部評価の第二の区分は間接評価で、学修に関する学生調査や「学生による授業改善のためのアンケート」などの間接的なエビデンスに基づく評価指標としている。一方、外部評価には、PROG テスト（アセスメント・テスト）の結果や資格取得状況などが含まれ、内部評価を補完するものとして各部局が必要に応じて活用するものとしている。

このアセスメントプランに示された指標・データをどのように収集し、どのように活用するかについては、大学として一定のルールが必要との考えの下、これを明確化するため、「教育の内部質保証ガイドライン」を策定し、下表に示した指標・データの具体的な内容とその収集管理組織及び分析組織を明示した。主な分析組織としては、教務ユニット教学企画・学修分析チームが担っており、GPA や成績評価、入学時アンケートに関する分析結果は「教学 IR データ」として、教職員向けポータルサイトや学部長会を通して学内に共有している。教育改善のため、通学課程の全学部生を対象に実施している ALCS 学修行動比較調査については、理事長・学長室ユニット大学企画チームが担っており、教職員向けポータルサイトを通して学内に共有している。また、PROG テストは全学部生の1年次、3年次を対象に実施しており、リテラシー能力やコンピテンシー能力の現状や2年間での伸長度合いを把握している。

表1 把握・評価にあたって根拠とする指標・データ（学士課程）

		入学前後 (AP 検証)	在学中 (CP 検証)	卒業時（後） (DP 検証)
内部評価	直接評価			
	大学全体レベル (機関レベル)	・入試選抜評価	・ DP 達成度評価 ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 4年卒業率／退学率／ 除籍率／休学率	・ 学位授与数
	学位プログラムレベル (教育課程レベル)	・入試選抜評価	・ DP 達成度評価 ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 4年卒業率／退学率／ 除籍率／休学率	・ 学位授与数
	授業科目レベル (科目・授業ごと)	—	・ 成績評価 ・ 卒業論文・卒業研究	—
	間接評価	・ 入学時アンケート	・ ALCS 学修行動比較調査 ・ 学生による授業改善の ためのアンケート	・ 卒業時アンケート ・ 卒業生アンケート
外部評価		・ GTEC	・ PROG テスト	・ 就職先企業調査 ・ 資格取得状況

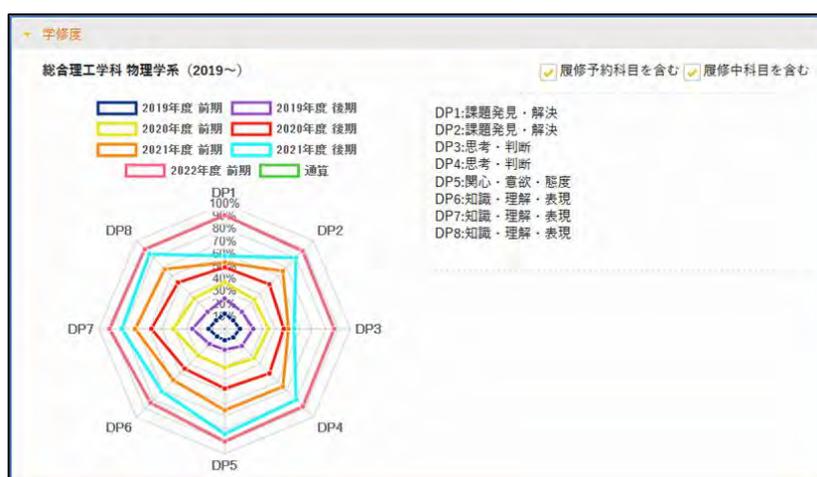
※下線の項目は、2023年3月現在未実施。入学時アンケートについては、23年度入学生から実施予定。

※外部評価は内部評価を補完するものとし、大学及び各部局が必要に応じて活用する。

各学位プログラムの分野の特性に応じて、学位授与方針に示した学修成果を測定するための指標設定や、それを把握及び評価するための測定方法については、一部の学部・学科を除き、開発が遅れている状況にあるが、現在、DP 達成度評価システムの構築を全学的に進めているところである。

本学では、学生が学修を自律的にマネジメントする「学修者本位の教育」の実現のために、これを支援する仕組みを全学的に整備することを目指している。「学修者本位の教育」では、各学位プログラムの学位授与方針に基づき入学から卒業に至る学修を学生自身が設計し（P）、その設計に基づき計画的に学修を進め（D）、自らの学びのプロセスと成果を常に把握し（C）、把握した現状や成果に基づき当初の計画を修正する（A）サイクルを経て、最終的には卒業や社会的自立をもって学生が自らの質保証を達成することを目標としている。この目標を実現するために、DP 達成度（「各学位プログラムが学位授与方針に定めている学修目標を、学生がどの程度達成できているか」を可視化したデータ）を個々の学生にフィードバックして「自身の学びの現在地」を把握してもらうために、DP 達成度評価の可視化システムを 2023（令和 5）年度より導入し、その運用を目指している。

2022（令和 4）年度、各学部・学科においてカリキュラム・マップの点検を実施し、学位授与方針と授業科目との関連度を整理したところであるが、DP 達成度評価の可視化システムは、この関連度と学生の授業科目の成績評価に基づき、学位授与方針に定める各学修目標に対して「DP 達成度」を算出し、レーダーチャートとして表示させる仕組みとなっている（下図参照）。学生はこのシステムを確認することで、現状を把握するとともに、学位授与方針に定める各学修目標を伸ばすためには、どの授業科目を履修すればよいかを把握することが期待される。また、学生の学修を自律的に進めるための活用例として、教員との面談時や就職活動時など、学生が学びを振り返る際や自身の資質・能力を第三者に説明する際などに活用することを想定している。2023（令和 5）年度は、内部質保証推進委員会が検討した大学共通の基本設定に基づきレーダーチャートを表示させ、後期から運用を開始したところであるが、次年度にかけて各学部等の要望に対応したレーダーチャートの表示方法を検討するための検証期間を設け、各学部等と事務局とが連携しながら調整を進めている。



各学部・学科ではそれぞれの学問分野を考慮し、独自に学位授与方針に示す学生の学修目標の把握・評価を実施、もしくは開発を進めている例がある。例えば、理工学部総合理工学科の環境科学系では、以前から、JABEE による評価審査に対応すべく、JABEE

認定教育プログラムを通じて、学生別の達成度評価システムを導入している。具体的には、「学生別達成度評価レポート課題」を設けて、各学生に、毎回「達成度評価のレーダーチャート」に基づく自己分析、今後の履修及び学修計画、さらに、E-ECOSHIP の 8 つの目標や、同学系が推奨する全学共通科目のカリキュラムコア「科学的思考科目群」に求められる履修方法の説明と自身の現状を記述させて、レポートを提出させている。一方、開発を進めている例としては、人文学部日本文化学科では、DP 達成度評価に関わる評価指標の検討が進められおり、この評価指標に基づき、教員及び学生自身が DP 達成度を管理・運用するための「DP 達成度記録ファイル」の開発を進めている。経済学部経済学科では、1 年次、3 年次に加え、2 年次にも学部独自に PROG テストを実施するとともに、卒業論文審査時に統一的な評価基準を導入している。そして、これらを成果指標とする「ディプロマ・ルーブリック」の検討を進めている。また、デザイン学部デザイン学科では、ルーブリックを活用した学修成果の測定や、卒業生やその就職先へのインタビューを行っている。

このように、現時点では一部の学科を除き、学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価することができていないが、その実施に向け、適切に取り組んでいる。

■点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 (1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。また、学習成果の測定結果を、教育改善に向けて、どのように活用しているか。

評価の視点 (2)：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。教育課程及びその内容、方法の適切性に係る自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、学部等の各部局が、大学基準協会が定める大学基準に基づき毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

根拠となるデータについては、前述の通り、学士課程についてはアセスメントプランを定め、その収集及び分析を事務部署が行っている。主な分析組織としては、教務ユニット教学企画・学修分析チームが担っており、分析結果は「教学 IR データ」として、教職員向けポータルサイトや学部長会を通して学内に共有している。そして、これらの活用方法については、部局別委員会が委員長の下で教育データ等を基に自己点検・評価を行う手順等を記載した資料である「教育の内部質保証ガイドライン」に明示している。しかし、これらの取り組みは緒に就いたところであり、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価がすべての部局において組織的に行われているとは言えない

状況にある。今後は適切な根拠に基づく定期的な点検・評価の実現に向け、内部質保証推進委員会が中心となり、学位プログラムの運営主体である各学部等の取り組みを個別に検証し、必要に応じて改善提案を学長に行っていく考えである。

また、「明星大学内部質保証の方針」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、全学及び各部局は FD 活動を通じて改善・向上に取り組んでいくことを明示しており、実際に各部局においては、主に FD や学科会議等で取り組まれている。例えば、教育学部教育学科では、教務ユニット教学企画・学修分析チームの分析結果「1 年前期 GPA のトレンド（コース別、全学共通／学科科目別）」「教員採用試験合否のトレンド」とそれらの考察を中心に、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを部局別 FD（研修会）において行っている。

このように、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 長所・特色

- ・「明星 SATOYAMA プロジェクト 2022→2025」は、ワンキャンパスに 9 学部 1 学環 12 学科が集結する本学の特色を生かした取り組みとして、参加する理工学部、経営学部、教育学部、デザイン学部及び建築学部の教員、職員、学生がそれぞれの専門知識や経験を相互に生かして「調べる」「デザインする」「創る」「整理・管理する」「知ってもらう」「体験する」というサイクルを実践することができるため、学生の広く深い学びに寄与することが期待できる。また、この先行事例が与える影響として、各学部等の連携がさらに活性化して新たなクロッシング事業や教育プログラムが生まれる契機になると期待されることから、評価できる。

(3) 課題・問題点

- ・課程修了時に身に付けるべき学修成果（知識・技能・態度等）の評価方法に関する考え方に改善の余地があることから、学修者にとって理解しやすい教育課程編成・実施方針となるよう、内部質保証推進委員会が各学部等の改善・向上に向けた取り組みを支援していく考えである。
- ・現時点では一部の学科を除き、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価することができておらず、開発に向けて取り組んでいるという状況である。2023（令和 5）年度は、DP 達成度の可視化システムの運用を開始し、アセスメントプランの運用に向けたガイドラインを策定するなど、課題・問題点の解決に向けて取り組んできた。今後もこれまでの取り組みを継続し、学位授与方針に示す学生の学修成果の把握・評価の実現に向けて組織的に取り組んでいく考えである。

(4) 全体のまとめ

本学では、学位プログラムごとに学位授与方針、教育課程編成・実施方針を定め、適切に公表している。2022（令和 4）年度には、全学的にカリキュラム・マップと

ナンバリングを点検し、カリキュラム・ツリーを新規に作成したことで、カリキュラムの体系性・順次性や各授業科目の位置づけが可視化された。

また、教育課程編成・実施方針に基づき、必要な授業科目が開設されている。2023（令和 5）年度から改定された全学共通科目では、全学共通教育委員会の教員を中心に、複数の専門分野の教員によるクロッシング（分野交差）する授業科目を配置し、広い視野からの学びの実践を行っている。また、全学共通科目に配置された初年次教育に係る授業科目も大きく刷新し、自身のキャリアデザインを考えまとめるためのツールである「明星キャリアデザインシート」を活用するなど、よりキャリアを意識した授業科目としている。

成績評価、単位認定及び学位授与について、必要な規程を定め、適切に運用している。各教員はシラバスに成績評価方法、評価基準等を明示し、これに基づき、学生に対して透明性のある成績評価を実施している。各授業科目の成績評価分布状況は教学 IR データとして可視化され、学内で共有されている。各学部・学科、学環においては教授会等でこれらのデータを確認することで教員間の標準化が図られ、成績評価の客観性、厳格性の担保につながることを期待される。

学位授与方針に明示した学生の学修成果の把握・評価については、現時点では一部の学科を除き実施できておらず、開発に向けて取り組んでいるという状況である。全学的な DP 達成度の可視化システムの開発を進めており、アセスメントプランの運用に向けたガイドラインを策定していることから、今後もこれまでの取り組みを継続し、学位授与方針に示す学生の学修成果の把握・評価の実現に向けて組織的に取り組んでいく考えである。

第5章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状

■点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 (1)：学位授与方針 (DP) 及び教育課程の編成・実施方針 (CP) を踏まえた学生の受け入れ方針 (AP) を適切に設定し、公表しているか。

評価の視点 (2)：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) に関して、「3 つの方針策定のための全学的な基本方針」には、その定義を次の通り明示している。

入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) は、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) に基づく教育内容等を踏まえ、「どのように入学者を受け入れるか」を定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める資質や学習成果を示すものとする。

また、策定にあたっての留意事項として、次の通り明示している。

○入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) は、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) および教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) との一貫性・整合性をもって、かつ以下を要件として策定する。

学士課程においては、以下を要件として策定する。(1) 学力の3要素 (「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」) を踏まえ、入学者に求める入学前の学習歴、学力水準、能力、態度等を示していること。

(2) 上記(1)の学習歴、学力水準、能力、態度等をどのように評価するかを示していること。

博士前期課程、修士課程、博士後期課程においては、以下を要件として策定する。

(1) 基礎となる学部等の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を踏まえ、入学者に求める入学前の学修歴、学力水準、能力、態度等を示していること。

(2) 上記(1)の学修歴、学力水準、能力、態度等をどのように評価するかを示していること。

従前、本学では「明星大学の入学者受け入れ方針」を掲げており、「学力の3要素」を踏まえ、入学前に身につけておくべき能力等として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性・多様性・協働性)」を示していた。この方針を見直し、「3 つの方針策定のための全学的な基本方針」を策定し、上記(2)の通り、「(略) 学習歴、学力水準、能力、態度等をどのように評価するかを示していること。」を新たに加え、入学者受け入れ方針に示した能力・資質等の入学者選抜における評価方法・基準についても入学者受け入れ方針に記載する方針を定めた。

2022（令和4）年度時点では、(2)の要件を満たしておらず、自己点検・評価において課題・問題点として取り上げていた。そこで、『教学マネジメント指針（追補）（令和5年2月24日大学分科会）』を参照しつつ「3つの方針策定のための全学的な基本方針」に基づき、入学者受け入れ方針への評価方法及び基準の付記に関する検討が入試部会（全学入試運営委員会）を中心に開始され、2023（令和5）年5月及び6月の大学評議会の議を経て、評価方法及び基準が明示された各学部学科等の入学者受け入れ方針が策定された。学士課程においては、「一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜における評価方法と評価基準」「学校推薦型選抜における評価方法と評価基準」「総合型選抜（Ⅰ・Ⅱ期）における評価方法と評価基準」「総合型選抜（学びの探究）における評価方法と評価基準」をそれぞれ明示している。たとえば、心理学部心理学科は、入学者受け入れ方針を以下の通り定めている。

(AP1) 国語・数学・英語の基礎学力を備えている人。

(AP2) 客観的な事実やデータを基に、ものごとを論理的に考え、判断し、そのプロセスを正確に他者に伝えられる人

(AP3) 心理学の幅広い領域のうち、自己の内面としての「心」にだけでなく、自己と他者や環境との関わりとしての「心」にも関心を向けられる人。

(AP4) 実験・検査・調査・統計処理・外国語文献読解など人間を理解するための様々な方法の修得に意欲的に取り組める人。

(AP5) 友人や教員と協調して、自ら目標を定め計画的に学びを深めていける人。

【一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜における評価方法と評価基準】

一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜では、科目別の学力試験により、「学力の三要素」のうち主に「基礎的・基本的な知識・技能」を基準として、心理学部心理学科のアドミッションポリシー（AP）に示した能力・資質を評価します。

【学校推薦型選抜における評価方法と評価基準】

学校推薦型選抜では、心理学部心理学科で学びを進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

エントリーシートにより、「学力の三要素」のうち「(3)主体性を持ちつつ他者と協働する態度」を基準として、AP3・AP4・AP5に示す能力・資質を評価します。

調査書により、「学力の三要素」のうち「(1)知識・技能」を基準として、AP1に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「学力の三要素」のうち「(2)思考力・判断力・表現力等」と「(3)主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を基準として、AP2・AP3・AP4・AP5に示す能力・資質を評価します。

【総合型選抜（Ⅰ・Ⅱ期）における評価方法と評価基準】

総合型選抜（Ⅰ・Ⅱ期）では、心理学部心理学科で学びを進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

エントリーシートにより、「学力の三要素」のうち「(3)主体性を持ちつつ他者と協働する態度」を基準として、AP3・AP4・AP5に示す能力・資質を評価します。

小論文により、「学力の三要素」のうち「(1)知識・技能」と「(2)思考力・判断力・表現力等」を基準として、AP1・AP2に示す能力・資質を評価します。

面接により、「学力の三要素」のうち「(2)思考力・判断力・表現力等」と「(3)主体性を持ちつつ他者と協働する態度」を基準として、AP2・AP3・AP4・AP5 に示す能力・資質を評価します。

【総合型選抜（学びの探究入試）における評価方法と評価基準】

総合型選抜（学びの探究）では、心理学部心理学科が設定する課題について、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う総合的な探究を行います。その成果について、「学力の三要素」全てを基準として、AP1・AP2・AP3・AP4・AP5 に示す能力・資質を評価します。

これらは、大学公式ウェブサイトの情報公開や入試情報、学生募集要項等を通じて、教職員及び学生をはじめ、広く学内外へ周知している。

博士前期課程、博士後期課程、修士課程については、専攻別及び課程別に入学者受け入れ方針を定めている。たとえば、心理学研究科心理学専攻博士前期課程及び博士後期課程では、入学者受け入れ方針を以下の通り定めている。

①博士前期課程

(AP1) 心理学の諸領域に関する幅広い基礎知識を有し、適切なデータ収集及び解析方法を理解できる人。

(AP2) 国内外の学術論文を読み、その内容を把握できる人。

(AP3) 人間の基本的な行動メカニズムや現代社会が抱える諸問題に関心を持ち、心理学の専門的立場から、それらの問題解決に向けた研究を行える人。

(AP4) 研究者あるいは実践家として、学術や社会の発展に貢献できる人。

(AP5) 実証的・科学的な心理学研究を遂行するために必要な一連の研究技法を身に付け、得られた知見を学術論文としてまとめ、的確に発信できる人。

【学内推薦入学試験 における評価方法と評価基準】

学内推薦入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

書類選考により、「5つの能力・資質」のうち「**①**課題発見・解決」「**②**思考・判断」「**③**関心・意欲・態度」「**④**知識・理解・表現」「**⑤**技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

【一般入学試験 における評価方法と評価基準】

一般入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5つの能力・資質」のうち「**①**課題発見・解決」「**②**思考・判断」「**③**関心・意欲・態度」「**④**知識・理解・表現」「**⑤**技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

筆記試験（英語・専門科目）により、「5つの能力・資質」のうち「**②**思考・判断」「**④**知識・理解・表現」「**⑤**技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 5）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

【公募制推薦 入学試験 における評価方法と評価基準】

公募制推薦入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

筆記試験（英語）により、「5つの能力・資質」のうち「②思考・判断」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 5）に示す能力・資質を評価します。

【再入学試験 における評価方法と評価基準】

再入学試験は、APを満了した上で一度入学した者が対象ではあるが、心理学研究科心理学専攻で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質を再確認するため、以下のような方法と基準で評価します。

口頭試問での研究計画書の内容確認や質疑応答により、「5つの能力・資質」すべて（「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」）を基準として、すべてのアドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

②博士後期課程

(AP1) 心理学の諸領域に関する専門知識を有し、各領域における近年の研究動向について理解できる人。

(AP2) 国内外の学術論文の内容を理解し、研究の潮流を見定め、その中に自らの研究課題を位置づけられる人。

(AP3) 人間の基本的な行動メカニズムや現代社会が抱える諸問題に深い関心を持ち、心理学の専門的立場から、それらの問題解決に向けた研究を行い続けることができる人。

(AP4) 研究者として、研究成果を学界ならびに社会に還元し、学術や社会の発展に貢献できる人。

(AP5) 実証的・科学的な心理学研究を遂行するために必要な一連の研究技法を身に付け、得られた知見を学術論文としてまとめ、的確に発信できる人。

【学内推薦入学試験 における評価方法と評価基準】

学内推薦入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻博士後期課程で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5 つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

【一般入学試験 における評価方法と評価基準】

一般入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻博士後期課程で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5 つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

筆記試験（英語・専門科目）により、「5 つの能力・資質」のうち「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 5）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5 つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

【社会人入学試験 における評価方法と評価基準】

社会人入学試験では、アドミッションポリシーに示した心理学研究科心理学専攻博士後期課程で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5 つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5 つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

【再入学試験 における評価方法と評価基準】

再入学試験は、AP を満たした上で一度入学した者が対象ではあるが、心理学研究科心理学専攻で学修及び研究を進めていくために必要な能力・資質を再確認するため、以下のような方法と基準で評価します。

口頭試問での研究計画書の内容確認や質疑応答により、「5 つの能力・資質」すべて（「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」）を基準として、すべてのアドミッションポリシー（AP1, 2, 3, 4, 5）に示す能力・資質を評価します。

各研究科・専攻の入学者受け入れ方針は、各研究科・専攻の学位授与方針と同様、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5項目に沿って定めていた。しかし、2023（令和5）年6月の大学評議会の議を経て、評価方法及び基準が明示された各研究科・専攻の入学者受け入れ方針の策定に伴い、学士課程で修得・養成される5つの能力・資質「課題発見・解決」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「知識・理解・表現」「技術・技能」の5項目を有するかを評価基準とすることが明示された。後述の通り、大学院の活性化に向けた取り組みが進められ、学部教育と大学院教育

との一体化が進められるなかにおいては、このような考え方は必然であることから、内部質保証推進委員会において、この取り組みを追認する形で、「3 つの方針策定のための全学的な基本方針」の改定を検討した。なお、評価方法及び基準が明示された各研究科・専攻の入学受け入れ方針は、2025（令和 7）年度入学選抜（2024 年度実施）から適用することとしている。

このように、各学部・研究科では学位プログラムごとに入学受け入れ方針を定め、入学に求める入学前の学習歴、学力水準、能力、態度等、及びそれらをどのように評価するかを明示し、学生募集要項や大学公式ウェブサイト等を通じて、広く学内外に公表している。

■点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。

評価の視点（1）：学生の受け入れ方針（AP）に基づき学生募集方法及び入学選抜制度を適切に設定しているか。

評価の視点（2）：責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制をどのように整備しているか。

評価の視点（3）：公正な入学選抜を実施するために、どのような措置を講じているか。

評価の視点（4）：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施しているか。

1. 入学受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定

本学では、明星大学学則第 14 条の 3 に定める学長の諮問委員会として位置付けられる全学入試運営委員会、そして学生募集や入試実施に関する事項を担当するアドミッション・就職ユニットアドミッションチーム（アドミッションセンター）が中心となり、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制の整備を行っている。

学生募集について、各学部・学環・研究科における教育研究活動に関する情報や、入学受け入れ方針及び入学選抜制度に関する情報を適切に開示し、本学志願者への正確な情報提供につながるよう、以下の取り組みを行っている。

(1) オープンキャンパス、高校教員対象進学説明会

オープンキャンパスは高校生及び既卒生を対象とし、毎年春から夏にかけて複数回実施しており、特に高校生の夏季休暇期間には重点的に行い、本学の教育研究活動を多くの高校生に理解してもらえるよう努めている。各学科等の説明会や模擬授業、個別相談などを行うほか、入試説明会や面接・口頭試問対策講座、キャンパスツアーなどのイベントを実施している。また、在学生個別相談コーナーとして、学生生活や入試体験、大学はどのように決めたのかなどについて個別に在学生に質問できるイベントを行い、本学での学生生活を具体的にイメージできるよう努めている。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、予定していた多くの日程で中止を余儀なくされたが、一部は対面型からオンライン型に変更し、ウェブサイトを通じた入試個別相談会を中心に行った。また、2021（令和 3）、2022（令

和 4) 年度は、対面型とオンラインイベントを併用しながらオープンキャンパスを実施し、一部ではオンラインのメリットを活かした取り組みも行われた。例えば、経営学部経営学科では、スマートフォンやタブレット端末などからアクセスできる VR（バーチャル・リアリティ）空間でのオープンキャンパス会場を実現し、どこにいても対面型と同じ体験ができるイベントを 2 日間にわたって開催した。2023（令和 5）年度以降は、360° VR キャンパスツアーや Instagram によるライブ配信イベントなどのオンラインイベントを行いつつ、対面によるオープンキャンパスを実施している。2023（令和 5）年度は計 5 日間開催し、延べ 7,083 人が参加し、2024（令和 6）年度は計 4 日間開催し、延べ 6,662 人が参加した。

また、本学の教育研究活動や入試制度に関する理解を深めてもらうことを目的に、高校教員を対象とした「明星大学進学説明会」を年に 1 回開催している。具体的には、前年度の入学試験結果や当年度の入学試験概要の説明、オープンキャンパスのご案内及び教員との個別相談などを行っている。2022（令和 4）年度は 85 校、2023（令和 5）年度は 77 校、2024（令和 6）年度は 87 校より出席いただき、本学にとって貴重な情報交換の機会となっている。

（2） 大学案内、受験生専用ウェブサイト、高校教員用ウェブサイト

本学及び各学部・学環の情報、授業その他の費用や経済的支援に関する情報などを掲載した「大学案内」や、総合型選抜、学校推薦型選抜の選考方法となる面接試験や口頭試問に関して、その対策方法や評価のポイントなどをまとめた「面接・口頭試問対策ガイドブック」などを作成し、資料請求者や進学ガイダンス来場者、訪問先の高校に対し広く配布し、積極的な情報提供を行っている。

本学公式ウェブサイトでは、受験生専用ウェブサイトを設置し、上記の大学案内のデジタルパンフレットや、オープンキャンパスや入試に関する情報を適時発信している。また、高校の教員との直接かつ双方向的な協働を目的とした専用ウェブサイトである「高大接続ダイレクトアクセス」を設置し、入試に関する情報提供のほか、出願書類書式の電子ファイルによる提供を行っている。また、同サイトにて本学見学会や模擬講義依頼などの各種申し込みを受け付けている。

各学部・学環における入学試験区分に関して、本学では以下の通り実施している。

- ・ 総合型選抜
- ・ 一般選抜
- ・ 大学入学共通テスト利用選抜
- ・ 学校推薦型選抜
- ・ 編入学試験
- ・ 社会人特別選抜入学試験
- ・ 外国人留学生特別選抜入学試験
- ・ 再入学試験

総合型選抜は、2期に分けて10月と11月に実施しているが、これに加え、2024（令和6）年度入学者選抜（2023年度実施）から、高大接続をより意識した新方式として「学びの探究入試」を10月に実施している。この入試区分は、教育学部及び経営学部を除くすべての学部・学環で実施され、受験生がこれまでに身につけた探究的活動に関わる能力・資質等を、学力の3要素の観点から総合的に評価する内容となっている。このように、多様な経験をもった学生を受け入れるべく、入学者選抜方法を工夫している。

一般選抜では、全学部統一入試として実施しており、入学試験日程によって「4教科型」「3教科型」「2教科型」「英語外部試験または実用数学技能検定+1教科型」の試験区分を設定している。「4教科型」及び「英語外部試験または実用数学技能検定+1教科型」は2024（令和6）年度入学者選抜（2023年度実施）から導入した入試区分であり、受験生の志向によって選択できるよう、多様な入試方法を設定している。また、一部の入学試験日程では、全国11か所に試験会場を設置し、本学に来訪することなく受験することが可能となっており、遠方の受験生に配慮した運営を行っている。

各研究科（博士前期課程/修士課程、博士後期課程）における入学試験区分に関しては、学内推薦入学試験及び一般入学試験を設け、一部の研究科に限り社会人入学試験及び公募制推薦入学試験を設けている。研究科によって出願資格や選考方法は異なるが、各研究科が入学者受け入れ方針に基づき、適切な入学者選抜を実施している。例えば、一般入学試験において、心理学研究科心理学専攻博士前期課程では、一般心理学コースと臨床心理学コースに分けて実施しており、出願にあたっては「研究計画書」及び心理資格志望者はこれに加えて「臨床実践計画書」の提出を課し、試験科目として「専門科目」「英語」及び「面接」を課している。また、博士後期課程では、「研究計画書」及び「TOEICの公式認定証」の提出を課し、試験科目として「英語」「専門科目」及び「面接」を課している。

2. 責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜体制について、各学部・学環においては、全学入試運営委員会及びアドミッションセンターが中心となり、入学試験区分、入学試験区分ごとの募集定員及び入学試験日程等に関する基本方針の検討を行う。そして、そこで作成した原案を基に、明星大学入学者選考規程に基づき、各学部・学環の教授会による調整を経て、学長が決定している。各研究科においては、研究科長連絡会にて全学的な調整を図った上で、明星大学大学院入学者選考規程に基づき、各研究科委員会による調整を経て学長が決定している。

また、各学部・学環における入学試験全般の責任体制を明確にする目的から、毎年度「全学入試実施本部」を設置し、学長を本部長、学長が指名する副学長を副本部長、学部長又は学部長が指名する教員を本部員として構成し、入学者選抜業務全般に係る運営体制を構築している。

以上のように、入学者選抜実施のための体制は、「全学入試運営委員会」を中心に検討され、「全学入試実施本部」にて取り組まれているものの、同委員会や同本部の役割や手続きが規程等で明文化されておらず、この点は2022（令和4）年度の自己点検・評価において課題・問題点として取り上げていた。そこで、明星大学入学者選考規程及び

明星大学大学院入学者選考規程の改正、また、明星大学全学入試運営委員会細則及び明星大学全学入試実施本部細則の制定に向けた検討を全学入試運営委員会で行い、2024（令和6）年4月1日付けで制定及び改正している。2024（令和6）年度は、これらの規程に則り、適切に入学者選抜実施が行われている。

3. 公正な入学者選抜の実施

公正な入学者選抜を実施するための措置としては、入学者選抜の実施を総括する全学入試実施本部において検討され、その実施体制が整備されている。一般選抜における試験問題作成については、その注意事項として、試験問題作成委員の守秘義務、試験問題作成方針、試験問題ミスに対する措置、試験実施時におけるミスの防止のための留意点などが確認されている。また、試験問題ミス及び漏洩を防止するため、試験問題作成委員、外部の専門家、アドミッションセンターの三者が校正、校閲作業を体系的に行い、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から慎重に対応している。

また、試験当日に公正・公平・確実な入学者選抜を遂行するため、2025（令和7）年度入学者選抜（2024年度実施）においては、「2025（令和7）年度年内入学試験の実施に関する留意事項」を全学入試運営委員会でも共有し、各学部・学環に対する注意喚起が行われた。その他、公正な試験監督業務を遂行するため、業務内容に係る事前説明会の模様を収録し、担当教職員が繰り返し確認できる環境を整えている。各学部等においても、総合型選抜及び学校推薦型選抜に係る評価項目を十分に検討するなど、公正さの担保に努めている。

合否判定については、各学部・学環において、教授会又は学部内の代表者で構成される代表委員会にて審議され、受験番号や氏名、性別等の情報が伏されるよう配慮した上で、公平・公正な合否判定が行われている。また、一般選抜における合否判定に際しては、選択科目間の難易度を是正するため、偏差値換算の処理を行った上で合否判定を行い、公正かつ客観的な入学者選抜を実施している。大学入学共通テスト利用選抜についても、2024（令和6）年度入学者選抜（2023年度実施）より偏差値換算を行った上で合否判定を行っている。各研究科においては、入試の合否判定は各研究科委員会にて審議されている。なお、明星大学大学院入学資格審査委員会細則に基づき、必要に応じて審査委員会が設置される。その場合には、大学院入学資格認定に関する内規に定める基準等に基づき審査し、その後、各研究科委員会にて合否判定を審議している。

入試情報の取扱いとして、「大学入学者選抜実施要項（文部科学省通知）」には、試験問題及びその解答について、原則として公表するものと明記されている。前述した「面接・口頭試問対策ガイドブック」には、総合型選抜の筆記試験問題を掲載しており、また一般選抜においては、2023（令和5）年度よりすべての試験問題を公開している。小論文試験における模範解答など、一部で公表には至っていないものの、改善に向けた取り組みを確実に進めているといえる。

2023（令和5）年度一般選抜を対象に成績開示を開始し、2024（令和6）年度より、大学入学共通テスト利用選抜にも対象を拡大している。

4. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

合理的な配慮を要する入学希望者に対し、アドミッションセンターでは、事前に相談を受けた後、「受験時および入学後の配慮申請書」の提出を求め、受験時と入学後の配慮希望事項を確認の上、前者については、大学入試共通テストに準じた対応を行っている。配慮事項の決定については、当該志望学科の教員、ユニバーサルデザインセンター及びアドミッションセンターの三者が連携を取りながら進めている。

また、2021（令和3）年度入学者選抜（2020年度実施）では、新型コロナウイルス等感染拡大防止の観点から、一定の条件に該当する場合は受験することを認めない措置を講じたが、その場合には併せて、入学検定料の返金申請又は他の入学試験日への出願振替申請を受け付ける措置を講じた。

このように、本学は、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

■点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点（1）：入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数を管理しているか。

＜学士課程 ※学科単位＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・入学定員に対する入学者数比率（直近5カ年の平均）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程、専門職学位課程 ※専攻単位＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学士課程における「入学定員に対する入学者数比率」及び「収容定員に対する在籍学生数比率」は、大学基礎データ表2の通りである。

学士課程全体の入学定員に対する入学者数比率の直近5年の推移を見ると、2020（令和2）～2021（令和3）年度は1.05～1.09であったのに対し、2022（令和4）年度は入学定員未充足の学部・学科が多く、全学的に見ても入学定員未充足の状況であった。2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度は、入学委員充足率を充足させ、入学定員充足率の5年平均はいずれの学部・学環も、大学基準協会が「評価に係る各種指針」に明示する一定の基準値（実験・実習を伴う分野…1.20以上、0.90未満/これ以外の分野…1.25以上、0.90未満）に抵触していない状況にあり、入学定員に対する入学者数比率に関しては概ね適正に管理していると判断できる。

学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率について、直近5年をみると、1.07～1.10で推移していることが確認できる。2022（令和4）年度は入学定員未充足の学部・学科が多く、全学的に見ても入学定員未充足の状況であったものの、収容定員充足率をみると、国際コミュニケーション学科、福祉実践学科以外は収容定員を充足していた。2024（令和6）年度は、総合理工学科、国際コミュニケーション学科、福祉実践

学科、データサイエンス学環において、収容定員充足率が未充足の状況であり、特に福祉実践学科は、大学基準協会が「評価に係る各種指針」に明示する一定の基準値を下回っている状況であるため注意が必要である。学士課程全体の収容定員充足率は 1.09 と適切に管理できているものの、先述の通り一部の学科等における定員管理を適切に行っていく必要がある。

一方、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率の状況は、これも大学基礎データ表 2 の通りである。

修士課程・博士前期課程について、2024（令和 6）年度における収容定員に対する在籍学生数比率は 0.00～1.20 となっており、一部の研究科において定員を著しく下回っている状況にある。博士後期課程については、2024（令和 6）年度における収容定員に対する在籍学生数比率は 0.00～0.78 となっており、一部の研究科を除き、定員を著しく下回っている状況にある。なお、大学基準協会が「評価に係る各種指針」に明示する一定の基準値は、修士課程… 2.00 以上、0.50 未満、博士課程… 2.00 以上、0.33 未満である。

大学院については長年にわたる定員未充足が課題であり、この課題を解決するための大学院の活性化に向けた取り組みが 2022（令和 4）年度からプロジェクト形式で進められている。2022（令和 4）年 6 月 30 日、大学院に係る情報を広く教職員で共有し、また意見を共有する機会として、「大学院の将来像検討会」と題する場が設けられた。ここでは「本学の大学院に関する前回認証評価における指摘事項」「本学の大学院における現状と課題」そして「なすべき今後の対応」について、大学院担当副学長から説明が行われた。その後、同年 11 月の学部長会で、「大学院の人材養成機能の重点化・博士後期課程募集停止」についての意見聴取が各研究科に対して行われ、さらに 2023（令和 5）年 1 月の学部長会では、意見聴取結果報告にあわせて、学長から各研究科に対し、「博士後期課程活性化案」の作成が求められた。これを受け、各研究科で検討が重ねられ、同年 6 月末にすべての研究科から博士後期課程活性化案が提出された。この結果を踏まえ、同年 7 月の学部長会において、学長より、「大学院改革案の実行にかかる今後の対応について」が示され、そのなかでは、活性化案を単体で実行するのではなく、学部教育・大学院教育を一体化させた本学の教育改革とすることが求められている。2024（令和 6）年 2 月には、大学院改革のためのモニタリングシートを各研究科が作成し、今後はモニタリングシートにある入学定員充足率や収容定員充足率、進路決定率、各研究科が定めた指標に基づき毎年度点検・見直しを行いながら、大学院改革を進める考えである。

このように、学部に関しては、2022（令和 4）年度に大学全体の入学定員未充足が発生したが、翌 2023（令和 5）年度には入学定員を上回る入学者を受け入れ、収容定員に対する在籍学生数比率は過去 5 年の平均と同水準になった。一部の学科等では収容定員未充足の状況ではあるが、大学全体の収容定員ベースの在籍学生数に関しては概ね適正に管理していると判断できる。一方、研究科に関しては、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程において収容定員未充足の状況が恒常化しているため、適切な定員の設定と学生の受け入れを行うための改善・向上に向けた取り組みを行っている。

■点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。学生の受け入れの適切性についての自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、学部等の各部局が、大学基準協会が定める大学基準に基づき毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

大学レベルでは、内部質保証推進委員会が自己点検・評価報告書を基に抽出した課題・問題点に対し、学士課程の入学選抜や入試広報、学生募集活動に関する事項を所管する全学入試運営委員会が中心となり、担当事務組織であるアドミッションセンターとともに改善・向上に向けて取り組んでいる。前述の通り、入学者に求める水準等の判定方法が入学者受け入れ方針に含まれていない点や、全学入試運営委員会の役割や手続きが規程等で明文化されていない点は、2022（令和 4）年度の自己点検・評価を基に、内部質保証推進委員会が課題・問題点として学長に報告したものであり、これらは2023（令和 5）年度には改善に向けた取り組みが行われている。

また、学生募集及び入学選抜に関する具体的な実施計画等については、全学入試運営委員会及びアドミッションセンターが中心となり、前年度までの状況を点検・評価し、その結果を当該年度の学生募集や入学選抜の実施計画の策定に活かしており、年度単位で PDCA サイクルを回している。点検・評価に係るデータについては、アドミッションセンター及び教務ユニット教学企画・学修分析チームを中心に取りまとめられている。特に、教務ユニット教学企画・学修分析チームにおいては、入学選抜と大学における学修成果との関係を可視化するためのデータ整理が行われており、2023（令和 5）年 9 月には、全学共通科目における 1 年生の前期 GPA を入試区分別に整理したデータが示された。これにより、初年次に開設される授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えた学生を選抜できているかという点での点検・評価が可能となることが見込まれている。

定期的な点検・評価のほか、2022（令和 4）年度においては、学士課程全体で入学定員未充足となったことを受け、同年 4 月に本学教職員を対象とした「入試分析報告会」を開催した。そこでは、内部及び外部環境の変化を踏まえつつ、入試担当副学長、アドミッションユニットリーダーに加えて、外部から招聘した特別顧問が各々の視点から

2022（令和 4）年度入試結果を振り返ることを行った。この入試分析報告会は、2023（令和 5）年度も引き続き開催し、今後も継続した検証を行う予定である。

このような点検・評価を通じて、本学の教育研究活動や入学者選抜に関する情報が十分に高校に伝わっていないといった課題・問題点が認識された。これを解決するため、高校の教員との直接かつ双方向的な協働を目的とした専用ウェブサイトである「高大接続ダイレクトアクセス」の運用を2022（令和 4）年度より開始した。入学者受け入れ方針に示された能力・資質等を入学者選抜において学力の3要素の観点から評価する方法・基準、人材養成の目的とそれに対応した進路支援の取り組みなどを、学科・学環ごとに提示している。まだ運用開始から間もないものの、全国の高校との新たな接触機会が生まれ、これまで以上に幅広い学生募集活動を実現できている。さらに、本学と高校教員との関係性がスコアリングされることで、先方のニーズや認知度にあわせた適切な情報提供を行うことにつながっている。

学位プログラムレベルでは、各学部等教授会や各研究科委員会を中心に定期的な点検・評価が行われており、同時に次年度の学生募集及び入学者選抜の改善・向上に向けた検討が行われている。例えば、経済学部経済学科では、学位授与方針や教育課程編成・実施方針との関係を踏まえた入学者受け入れ方針の検討や、入試方法の適切性についての検討を、部局別 FD を通して定期的にも実施している。この検討結果を受け、2022（令和 4）年度入試より、総合型選抜入試の小論文試験においては、数値を読み取ることや抽象的な考えを視覚化するようなリテラシーを含む小論文問題を出題することとし、このような小論文問題についての作問方法について、部局別 FD で教員間の情報共有を行った。

(2) 長所・特色

- ・特になし

(3) 課題・問題点

- ・大学院については長年にわたり定員未充足という課題を抱えており、この課題を解決するための大学院の活性化に向けた取り組みが2022（令和 4）年度からプロジェクト形式で進められている。今後は、各研究科から提出された博士後期課程活性化案を単体で実行するのではなく、学部教育・大学院教育を一体化させた教育改革として大学院改革を進めるとともに、各研究科が作成した成果指標に基づき、毎年度点検・見直しを行いながらこれを進める考えである。

(4) 全体のまとめ

本学は入学者受け入れ方針を適切に定め、広く学内外に公表している。また、入学者受け入れ方針に基づき、入学者選抜は適切な運営体制のもと公正に実施されている。また、学生募集についても、各学部・学環・研究科における教育研究活動に関する情報を適切に開示し、本学志願者への正確な情報提供につながるよう、さまざまな取り組みを行っている。

大学を取り巻く環境は毎年変化しており、本学学士課程においては、2022（令和4）年度に大学全体で入学定員未充足となった。現在、大学全体における入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正に管理していると判断できる。修士課程、博士前期課程及び博士後期課程において収容定員未充足の状況が恒常化しているため、適切な定員の設定と学生の受け入れに努めている。

第6章 教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

(1) 現状

■点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか

評価の視点 (1)：大学として求める教員像を策定しているか。

評価の視点 (2)：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を策定しているか。
また、その方針をどのように学内者に周知しているか。

本学は、ビジョンとして「新たな時代を世界の人々と共創する大学」「多摩に根差し、地域に貢献する大学」を、教育目標として「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」を掲げている。このビジョン及び教育目標に基づき、2023（令和5）年2月に「大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針」を策定した。そのなかでは「明星大学が求める教員像」及び「明星大学の教員組織の編制方針」を次のとおり明示し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内に周知している。

大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

明星大学が求める教員像

1. 本学の建学の精神、ビジョンおよび教育目標を理解し、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育の実現に貢献できる教員
2. 本学における教育研究活動に従事するに相応しい能力と資質とを有しており、不断に自己点検・評価を行い、その結果をもとにそれらの改善・向上に努めることができる教員
3. 自らが関わるすべての人々を尊重し、その人々と協働することができる教員
4. 教育研究の成果を還元して、広く社会や地域に貢献することができる教員
5. 本学の持続的発展のために、大学運営に主体的に関わることができる教員

明星大学の教員組織の編制方針

1. 大学設置基準、大学院設置基準、教職課程認定基準等の関係法令に基づき、適切に教員を配置する。
2. 各学部・研究科等が定める3つの方針を達成するために必要な教員組織を編制する。
3. 年齢・性別・職位等について、バランスのとれた教員組織を編制する。
4. 教員の任用、昇格および異動等については、本学が定める規程に基づき、公正かつ適切に行う。
5. 教員の資質を高めて教育の充実を図るため、大学および学部等におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進する。

このように、大学としての教員組織の編制方針は明示しているものの、各学部・研究科等の水準で教員組織の編制方針を明示するには至っていない。しかし、本方針の策定以前から、本学では、学校法人明星学苑法人教職員任用規程及び学校法人明星学苑人事

計画委員会細則に基づき教員人事計画を毎年度策定しており、その際に学長から明示される方針に基づき教員組織を編制している。具体的には、例年11月に開催される学部長会を通じて、各学部・研究科等に対して翌々年度の教員人事計画の提出を求めているが、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度については、「教員編制及び補充人事」に関する大学としての考え方が明示され、この考え方に基づき2023（令和5）年度と2024（令和6）年度の教員人事計画が策定されている。

また、2024（令和6）年度の教員人事計画（補正）では、前述した「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」の取り組みに沿った教員人事計画の策定が行われている。このプロジェクトは、すべての学士課程の学位プログラムを対象として、その将来像の抜本的検討に基づく再活性化や再構築が必要という学長の判断のもと、外部環境と自己の学生募集ポテンシャルを把握し、現行の学位プログラムの問題点を根本から点検して、卒業後進路が明確な、受験生に魅力ある個性的な学位プログラムを再構築する取り組みであり、2027（令和9）年度又は2028（令和10）年度開始の次期学位プログラムの基本構想に資することを企図している。この取り組みを通じて、各学部等は次期学位プログラムを踏まえた教員に求める分野や役割等についても検討を進めており、一部の学部・学科においては、次期学位プログラムをにらんだ2025（令和7）年度の教員人事計画が策定されている。

このように、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示している。なお、今後は、学長プロジェクトの取り組みを踏まえ、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していく考えである。

■点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- 評価の視点（1）：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は、設置基準上、適切か。
- 評価の視点（2）：学部・研究科等ごとの専任教員数を適切に維持するため、計画的に募集・採用・昇任等を実施しているか。
- 評価の視点（3）：教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に教員組織を編制しているか。
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授、講師又は助教）の適正な配置
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
 - ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
- 評価の視点（4）：指導補助者に授業科目の補助を行わせている場合、資格要件、授業担当教員との責任関係や役割が明確にされ、適切な指導計画のもとで行われているか。
- 評価の視点（5）：学士課程における教養教育について、どのような運営体制としているか。

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

各学部・研究科等においては、「明星大学の教員組織の編制方針」のもと、大学設置基準、大学院設置基準に定める必要専任教員数をそれぞれ満たした適切な状況となっている（大学基礎データ表1）。学部等連係課程の制度の下、2023（令和5）年4月に開設したデータサイエンス学環では、兼担する専任教員が18人（理工学部6人、情報学部9人、経済学部3人）及びデータサイエンス学環専任教員3人の計21人を配置しており、適切な専任教員数となっている。大学全体としても、大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしており、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。また、各研究科専攻の教員組織は、主に基礎となる学部・学科に所属する専任教員の兼担によって構成されており、基礎となる学部・学科に対応する教員組織となっている。

2. 適切な教員組織編制のための措置

教育上主要と認められる授業科目の担当状況については、専門教育科目（学部等共通・学科科目）の専任担当率でみると、人文学部国際コミュニケーション学科、日本文化学科、福祉実践学科、経営学部経営学科では100%となっており、心理学部心理学科、デザイン学部デザイン学科では必修科目の専任教員担当率がやや低い傾向が見られものの、多くの学部・学科で高い割合となっていることから、専任教員を適正に配置しているといえる（大学基礎データ表4）。

専任教員の年齢構成については、10歳階級別にみると、多くの学部で40%を超える年齢層があり、年齢構成に偏りがある（大学基礎データ表5）。学士課程全体としては、60～69歳が40.1%、50～59歳が30.3%、40～49歳が26.1%、30～39歳が3.2%などとなっており、高年齢層に偏っている。また、専任教員の男女比率については、複数の学部・学科において女性教員比率の低さを認識している。新規の教員採用にあたっては、「明星大学の教員組織の編制方針」に基づき、各学部における年齢構成や男女比率についても考慮することとし、バランスのとれた教員組織の編制に努めている。

3. 指導補助者を活用する場合の適切性

本学では、学校法人明星学苑ティーチング・アシスタント及びチューデント・アシスタントに関する規程において、学生を教育指導補助者（TA、SA）として雇用する場合の職務内容、選考手続、雇用条件等に関する事項を定めている。このうち、職務内容について、TAは、「授業科目を担当する教員（以下「科目担当教員」という。）の指示に従い、学部等及び大学院における実験、実習又は演習等の授業における教育指導補助に当たる」と定め、SAは、「科目担当教員の指示に従い、学部等における実験、実習又は演習等の授業における教育指導補助に当たる」と定めている。一方、令和4年度大学設置基準の改正により、当該大学の学生その他の大学が定める者（指導補助者）に授業を補助させることができる旨などが確認的に規定された。これは、TAなどの授業への参画が促進され、学生へのより手厚い指導体制が確保されることにより、より一層の教育の質向上を企図したものである。しかし、本学におけるTAやSAの役割は、多くの場合、科目担当教員への補助業務に留まる現状にあることから、大学設置基準に定める指導補助者には該当しないので、現時点では本学は指導補助者の活用には至っていない。

4. 教養教育の運営体制

学士課程における教養教育の運営体制については、主に全学共通教育委員会が担っている。同委員会は、本学の教員で主として全学共通科目を担当する専任の教授、准教授、助教及び講師のうち、委員長の意見を聴いて学長が指名したものをもちて組織すると規定されており、2024（令和6）年度は28名の専任教員から構成されている。同委員会は本学の審議機関である大学評議会の下に設置されており、大学評議会の審議に付するため、「全学共通教育の教育及び研究に関する事項」や「全学共通科目の編成に関する事項」などの審議案を策定することを役割としている。前述の通り、全学共通科目は、2023（令和5）年度より大きく刷新したところであり、同委員会により「2023年度全学共通科目（案）」が取りまとめられ、2021（令和3）年度11月の大学評議会において審議され、最終的に同年12月の学部長会で確認されている。

このように、「明星大学の教員組織の編制方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制していると判断できる。しかし、年齢構成や男女比率については課題として認識しており、教員の募集、採用にあたってはこれらの課題を考慮し、バランスのとれた教員組織の編制に努めていく考えである。

■点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点（1）：教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し、規程を整備しているか。

評価の視点（2）：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。

各学部・研究科等における教員の募集、採用、昇任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程、学校法人明星学苑大学教員選考の基準に関する規程、明星大学教員人事選考委員会細則等の諸規程に則り実施している。学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程には、「学部等又は研究科に所属する大学教員の任用及び昇格は選考によるものとし、大学に設置される教員人事選考委員会の推薦に基づき、当該の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が稟議し、理事長がこれを行う。」と定めている。この条文に基づき、学校法人明星学苑大学教員選考の基準に関する規程を定めており、このなかで、教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤講師の教育研究上求められる資格等を明記している。また、同規程第8条において、「この規程の解釈及び運用に必要な教員の業績評価基準は、各学部及び各学科で定める」と規定しており、これに基づき、各学部等は教員資格審査の基準に関する内規を整備し、募集、採用、昇任等に関する基準の更なる明確化を行っている。また、大学院教員の資格審査については、明星大学大学院教員資格審査細則に基づき、教育研究上の業績を各研究科が定め、これに基づき選考が行われていることから、各学部・研究科等は、教育研究上の必要性を踏まえ、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されている。

さらに、常勤教員（大学において、教育研究活動に従事する任用の期限付の教員）及び特任教員（専門分野における豊富な実務経験と知識を有し、大学において、主に教育活動に従事する任用の期限付の教員）については、それぞれ学校法人明星学苑常勤教員

に関する規程、学校法人明星学苑特任教員に関する規程において選考基準が規定されており、各専攻分野別の詳細な選考基準は、各学部等、研究科又は各附属教育研究機関等において、選考内規をもって定めるとされている。これに基づき、各学部等、研究科又は各附属教育研究機関等は選考基準に関する内規を制定し、教員の募集、採用、昇任等を実施している。

このように、教員の募集、採用、昇任等について、適切に基準及び手続きを定め、実施していると判断できる。

■点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点（1）：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に実施しているか。 ・大学全体としての取り組み ・学士課程 ・修士課程、博士課程 ・全学共通教育 ・通信教育部
評価の視点（2）：教員の資質向上の取り組みとして、教員の教育活動（授業改善等）、研究活動の活性化、社会活動の推進等の評価を行っているか。また、その結果をどのように活用しているか。
評価の視点（3）：指導補助者に対する研修は十分になされているか。

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、明星大学SD・FDに関する規程に基づき、組織的に実施している。同規程では、FDを「自己点検・評価の結果を踏まえた教育研究活動等の改善・向上を推進することを目的とする、教員の資質向上および教員組織の改善・向上を図るための組織的な活動」と定義し、これを推進するため、全学SD・FD委員会、部局別SD・FD委員会を設置することを定めている。

本学では、2021（令和3）年2月に「明星大学内部質保証の方針」を機関決定した。同方針では、自己点検・評価の結果を踏まえ、全学及び各部局はFD活動を通じて改善・向上に取り組んでいくことを明示した。従前のFD活動は、毎年全学及び各部局がそれぞれ任意でテーマを設定し、教育改善に努めてきたところであるが、同方針を踏まえると、自己点検・評価で明らかとなった課題を基に、全学及び各部局で実施するFDのテーマ等を設定する必要があると、課題としての認識があった。そこで、内部質保証推進委員会で検討を重ね、「今後のFDの在り方について（答申）」を取りまとめ、2022（令和4）年3月に学長に答申した。その後、大学設置基準の改正内容を踏まえ、スタッフ・ディベロップメント（SD）を含めた、SD・FDを包括的に企画・運営する組織を整備することが示され、2022（令和4）年度末に従前の明星大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程を廃止し、明星大学SD・FDに関する規程を新たに制定した。また、同規程の制定にあわせて、全学SD・FD委員会の構成員を自己点検・評価委員会の構成員とほぼ同一とし、自己点検・評価とFDとが連動し、内部質保証を円滑に推進できるよう体制を整備した。

全学 SD・FD 委員会、部局別 SD・FD 委員会の任務はそれぞれ次のとおり規定されている。

<全学 SD・FD 委員会>

- (1) 全学的な SD 及び FD のための基本方針の策定
- (2) 全学的な SD 及び FD の研究会、研修会等の企画、実施及び報告
- (3) 授業に関する学生アンケートの企画及び活用方法の検討
- (4) 各部局での SD 及び FD の研究会、研修会等への支援
- (5) 国内外の高等教育の動向に係る情報収集
- (6) その他、全学的な SD 及び FD に係る事項

<部局別 SD・FD 委員会>

- (1) 各部局の SD 及び FD の研究会、研修会等の企画、実施及び報告
- (2) 授業に関する学生アンケートの各部局における活用方法の検討
- (3) その他、各部局の SD 及び FD に係る事項

研修会形式での全学 FD 活動は、全専任教職員を対象に、概ね年に 2 回のペースで実施されている。近年の実施状況は次の通りである。

全学 FD (研修会その他) の実施状況 (2018～2024 年度)

年度	回	テーマ
2018	1	高等教育の現在と明星教育 ー予測不能な社会を豊かに生き抜く力を培うー
	2	教職員で考える学生の成長と授業改善 ーアクティブラーニングの理論と実践を参考にしてー
2019	1	変化する日本の将来と明星教育のあるべき姿
	2	アセスメントテスト結果の活用について
2020	1	オンラインによる授業をよりよいものとするために (前期に実施した各部局 FD 活動の概要及び活動時の資料を全学で共有)
	2	内部質保証の重要性について ～第 3 期認証評価では何が問われるのか～
2021	1	キャリア教育・支援 ー私の試み、大学の試みー
	2	コロナ禍で今後の就職活動が変わる？
2022	1	カリキュラム・マップの点検やカリキュラム・ツリー等の作成を通じたカリキュラムの振り返りと 3 つの方針の見直しといった取り組み (研修会形式の実施は無し)
	2	第 3 期認証評価を受審した大学による説明会 ～関東学院大学における事例紹介～ (内部質保証の取組み・認証評価への対応)
2023	1	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて：全学生に共通で提供されているキャリア形成科目を理解し位置づける
	2	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて：全学共通科目を理解し位置づける
	3	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて：データサイエンスリテラシーを理解し位置づける
2024	1	社会連携・社会貢献に向けた人文学部の取り組み～明星高校での「人文学部 DAY」を事例として～
	2	理工学部における産学連携に基づく課題解決型プロジェクト MICS-PBL

なお、新型コロナウイルス感染症への対応としては、前述の通り、「遠隔授業ミニシンポジウム」と題した勉強会が全学的に行われ、教員一人ひとりが遠隔授業を考える機会が設けられた。

また、部局別 FD 委員会は、毎年度、部局別 FD 実施に係る計画書及び報告書を作成しており、各学部・研究科等では、PROG テスト（アセスメント・テスト）の分析結果や入試結果を用いた FD などが行われている。

その一方で、部局別 FD 委員会から提出される報告書や全学 FD 委員会の実施状況を確認する限り、規程で定めている授業に関する学生アンケートの活用方法については低調となっており、一部の学科においては、学科の授業全体に対する内容・質に関する点検・評価の方法を考える必要があると、自己点検・評価を通じて課題認識している。

さらに、FD 活動に関しては、授業改善等の教育に関する事項のみならず、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動について、その資質向上を図る取り組みも必要であるが、2023（令和 5）年度までそのような取り組みが実施されていなかった。このような課題認識のもと、全学 SD・FD 委員会が「明星大学 SD・FD に関する基本方針」の原案を策定し、2024（令和 6）年 3 月の大学評議会でこれを機関決定し、2024（令和 6）年度は、社会貢献をテーマにした FD を実施した。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動（授業改善等）、研究活動の活性化、社会活動の推進等の評価に関しては、現在、構築段階の状況にある。2020（令和 2）年度に学長の諮問を受け、「教員の教育・研究活動成果の可視化制度に関する諮問委員会」が設置された。同諮問委員会では、教員の教育・研究・大学運営・社会貢献等の活動成果の可視化方法の在り方と、それを活用した自発的改善の遂行の在り方に関する検討が進められ、2021（令和 3）年 3 月、「教員諸活動の可視化方法・指標・その活用について（答申）」が示された。この答申では、教員の諸活動の成果（業績）を可視化することと、その可視化された指標を活用して、教員が自らの諸活動を自発的に改善することを目的とした制度導入を提案している。また、教員の教育活動の可視化にあたって、教員が実施した授業を把握して改善につなげる営みが不可欠であることから、授業アンケートの内容、実施方法、結果の活用方法に関する提案も採り上げられている。この答申を受けて実現したのが、2022（令和 4）年度から本格的に導入している「学生による授業改善のためのアンケート」と「授業改善実施記録」である。「学生による授業改善のためのアンケート」とは、履修した授業がシラバスを遵守していたか、教員の授業運営、授業技術、教材がシラバスに記載された当該授業の教育目標の達成にとって適切であったか、授業を履修することで成長を実感できたかなどについて、学生がアンケート形式で回答するものとなっている。また、「授業改善実施記録」とは、教員が「アンケートの回答結果を活用して授業を振り返り、当該科目の教育目標の達成にとって最適な授業を実現するために授業を改善する活動」を支援するツールである。この仕組みを通じて各教員は授業の教育成果を把握し、授業改善に努めている。一方、各教員における研究活動、社会貢献活動、大学運営活動に関する活動成果の可視化に至っていない状況である。今後は内部質保証推進委員会を中心に、体制整備に向けた検討を進める考えである。

3. 指導補助者に対する研修の実施

前述の通り、本学では、指導補助者の活用は認められず、研修は実施されていない。なお、TA 及び SA に対する研修については、各学部・研究科または科目担当者により口頭または書面で業務説明が行われており、それらは個別対応となっていることから、大学としてこれらの状況を適切に把握することが求められる。

このように、本学は、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。今後は、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動について、その資質向上を図る取り組みも実施し、多角的な FD 活動を実施する考えである。

■点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 (1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点 (2)：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。教員組織の適切性についての自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、学部等の各部局が、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

改善・向上に向けた取り組みとしては、前述の通り、点検・評価結果を改善につなげる内部質保証の仕組みを構築するための全学 SD・FD 委員会の設置や、「学生による授業改善のためのアンケート」、「授業改善実施記録」の導入といった体制整備が進められてきた。一方、実施方針や具体的内容は策定されたものの現時点で実装できていない、教員の研究活動、社会貢献活動、大学運営活動の可視化については、内部質保証推進委員会を中心に検討を進め、体制整備を行う考えである。

(2) 長所・特色

- ・教員の諸活動を可視化する取り組みとして、教員が実施した授業を把握して改善につなげる営みが不可欠であるという考えに基づき、2022（令和 4）年度から「学生による授業改善のためのアンケート」と「授業改善実施記録」を導入している。「学生による授業改善のためのアンケート」とは、履修した授業がシラバスを遵

守っていたか、教員の授業運営、授業技術、教材が適切であったか、授業を履修することで成長を実感できたかなどについて、学生がアンケート形式で回答するものとなっている。また、「授業改善実施記録」とは、教員が「アンケートの回答結果を活用して授業を振り返り、当該科目の教育目標の達成にとって最適な授業を実現するために授業を改善する活動」を支援するツールである。これらの取り組みは、学生の視点を重視し、教員が自主的・自律的に授業改善する仕組みとして有効的であり、評価できる。

(3) 課題・問題点

- ・各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針が策定されていないことから、「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」の取り組みを踏まえ、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していく考えである。
- ・教員組織の年齢構成や男女比率については課題として認識しており、教員の募集、採用にあたってはこれらの課題を考慮し、バランスのとれた教員組織の編制に努めていく考えである。
- ・教員諸活動の可視化制度も構築の段階にあるため、教員の研究活動、社会貢献活動、大学運営活動の可視化については、内部質保証推進委員会を中心に検討を進め、体制整備を行う考えである。

(4) 全体のまとめ

本学のビジョン及び教育目標に基づき、「大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針」を策定し、そのなかで「明星大学が求める教員像」及び「明星大学の教員組織の編制方針」明示している。ただし、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針が策定されていないことから、「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」の取り組みを踏まえ、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していく考えである。

また、「明星大学の教員組織の編制方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制しているが、年齢構成や男女比率については、その数値が適切なものになるよう努める必要がある。

教員の募集、採用、昇任等については、基準及び手続きを定めるとともに規程を整備しており、適切に行っている。

FD 活動については、全学及び各部局レベルで適切に実施されている。今後も、全学 SD・FD 委員会を中心とした新たな体制での FD 活動を組織的かつ多面的に実施する考えである。

各教員組織の適切性については、毎年度の教員人事計画の策定時や、部局別委員会による点検・評価において、点検・評価を定期的に行っている。また、大学全体としては、部局別委員会が作成した「自己点検・評価シート」に基づく自己点検・評価委員会による点検・評価において、点検・評価を定期的に行っている。

第7章 学生支援

第7章 学生支援

(1) 現状

■点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 (1)：学生に対する修学支援、生活支援、進路支援等に関する方針を策定しているか。また、その方針をどのように学内者に周知しているか。

本学は、ビジョンとして「新たな時代を世界の人々と共創する大学」「多摩に根差し、地域に貢献する大学」を、教育目標として「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」を掲げている。このビジョン及び教育目標に基づき、2023（令和5）年2月に「学生支援に関する明星大学の方針」を策定した。そのなかでは「修学支援」「学生支援」及び「進路支援」を次のとおり明示し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内に周知している。

学生支援に関する明星大学の方針

修学支援

1. 学生一人ひとりの多様なあり方を尊重し、誰もが広く深く学修できるよう支援する。
2. 学生が入学から卒業に至る学修を自ら設計し、そのプロセスと結果を常に把握して必要な学修を意識できるよう支援する。
3. 本学の多様な学問分野が交差する仕組みを充実させ、学生がさまざまなテーマに興味をもち、学問分野間で協働しながら学修できるよう支援する。
4. 公的な奨学金制度に加え本学独自の奨学金制度を充実させ、それらについて適切な情報提供を行い、意欲ある学生が学修に専念できるよう支援する。
5. 留年や退学につながりやすい学生を早期に発見し、適切に支援する。

生活支援

1. 学生一人ひとりの多様なあり方を尊重し、誰もが有意義な学生生活を送ることができるよう支援する。
2. 学友会活動やボランティア活動等の課外活動を通じて、学生一人ひとりが自律性と協調性を育むことができるよう支援する。
3. 多様な学生の心身の健康、保健衛生等に係る指導、相談等を適切に行うための支援体制を整備するとともに、学生の人権を保障し、ハラスメントの防止に向けた啓発活動を行い、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう支援する。
4. 経済的支援を必要とする学生が安心して学生生活を送ることができるよう支援する。

進路支援

1. 学生一人ひとりの多様なあり方を尊重し、誰もがキャリア・進路を考えることができるよう支援する。
2. 体系的なキャリア教育プログラムを正課内に設け、全学的なキャリア教育を推進するとともに、常に時代の変化に対応した教育課程を編成できるよう改善・向上に努める。

3. 個別相談やガイダンス等を充実させ、学生一人ひとりが適切なキャリアを選択できるよう支援する。
4. キャリア教育と就職支援の連携を図り、学生の成長実感や満足度の向上に努める。

また、上記に加えて、障がいのある学生に対して、充実した学生生活を送るための支援を行うユニバーサルデザインセンターが「障がいのある学生および志願者支援に係る理念等」を明示しており、本学公式ウェブサイトを通じて公表している。

障がいのある学生および志願者支援に係る理念等

理念

明星大学の教育目標は、「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」です。このことは、障がいの有無に関係がありません。明星大学は、学生および志願者に対して、障がいに由来する差別的取り扱いを行わず、現代の高等教育にふさわしいインクルーシブな（誰も排除されない）学修環境を実現するよう、教員・職員・学生が力を合わせて取り組んでいきます。

学生支援方針

明星大学は、本学の教育目標のもと、障がいのある学生の自立支援を行うことに伴い、誰もが安心して学修を行い、学生生活を送ることができるよう合理的配慮としての支援を提供します。さらに大学のユニバーサルデザイン化に向けた取り組みを全学的に推進します。

支援の対象者

支援の対象者は、本学のすべての学生および志願者で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）など心身の機能に障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とします。

このように、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断でき、さらに、入学する学生の特性が広がっている状況に鑑みて、一部の組織ではその業務の特色を踏まえて、より詳細に方針を掲げ明示している。

■点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点（1）：学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）を推進するために、どのような体制を整備しているか。

評価の視点（2）：以下のような修学支援に関して、どのような措置を講じているか。

- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休・退学者の状況把握と対処
- ・学生の能力に応じた補習、補充教育
- ・障がいのある学生に対する支援措置
- ・留学生等の多様な学生に対する支援措置
- ・正課外教育（部活動除く）
- ・入学前教育
- ・奨学金等の経済的支援

評価の視点（3）：以下のような生活支援に関して、どのような措置を講じているか。

- ・学生相談
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）の防止
- ・学生の心身の健康保持及び増進
- ・衛生及び安全への配慮

評価の視点 (4) : 以下のような進路支援に関して、どのような措置を講じているか。
・キャリア教育 (正課、正課外)・キャリア支援、就職支援 (インターンシップ等)
・進路選択に関わる指導、ガイダンス ・博士課程におけるプレFD
評価の視点 (5) : 学生の正課外活動 (部活動等) を充実させるための支援
評価の視点 (6) : その他、学生の要望に対応した学生支援

1. 学生支援体制

本学における学生支援は、「学生支援に関する明星大学の方針」のもと、修学支援、生活支援、就職支援それぞれの支援を担当する事務組織又は図書館・附属教育研究機関を設けることで全学的な体制を整備している。一方で、学生支援は事務組織又は附属教育研究機関のみが分掌するものではなく、日々の教育研究活動等を通して学生指導を行っている教員によるところも多い。そのため本学では、各事務組織や附属教育研究機関が学生の所属学部等と連携しながら学生支援を行っている。例えば、成績不振の学生への支援に関しては、事務組織が対象学生を抽出し、対象学生の所属学部の教員が学生との面談を実施し、その結果を本学の修学支援システムに登録し管理するといった、教員と職員とが連携しながら支援する体制を整備している。

全学的な支援のうち、主な修学支援は教務ユニット、海外留学や語学研修に関する支援は国際教育センター、入学前教育に関する支援は明星教育センター、学生生活やクラブ活動、経済的支援や障がい学生の支援は学生支援ユニット、主な就職支援はアドミッション・就職ユニット、教員免許及び保育士資格の取得並びに就職支援は教職センターが担当している。なお、通信教育課程における学生支援全般については、通信教育ユニットが担当している。

2. 修学支援

(1) 学生の自主的な学修を促進するための支援

学生の自主的な学修を促進させるための全学的な支援としては、2023 (令和5) 年4月に開設した「MEISEI HUB (多彩な学びの空間)」が挙げられる。本学図書館の一部をリニューアルすることで誕生した MEISEI HUB では、ボランティアやキャリア教育、国際交流、卒業生との連携といった「明星大学ならではの多彩な学び」を提供することを目指している。具体的には、ランゲージ・ラウンジ、フリースペース、イベントスペース、学びとキャリアエリアの施設から構成されており、このうち、イベントスペースでは、学生や教職員からの応募に基づき、開設以降さまざまな企画が開催されている。例えば、2023 (令和5) 年9月には、本学の学生および教職員を対象として、生成 AI 技術の最前線を体感する企画展として、生成 AI・ChatGPT 展「ChatGPT をゲーム感覚で使ってみよう！」や、本学教員によるトークセッション「君たちは AI とどう生きるか」が開催された。また、同年12月には、「勤労奨学生と明星大学について語ろう！～学生が変える！大学を変える～」が開催され、約80名の学生や教職員が10のグループに分かれ、「学生が興味を持つ&成長するための授業とはどのようなものだろうか？」「他学部他学科の学生と交流を深める方法って何だろうか？」といったテーマについて語り合う「しゃべり場」企画が行われた。2024 (令和6) 年度もさまざまな企画が開催された。例えば、2024 (令和6) 年9月から翌年1月まで、明星大学同窓会と連携事業してキャリア形成科目

「仕事とキャリア」を実施し、毎週、本学のOB・OGがゲストスピーカーとして登壇して、各業界に関する話題提供や社会経験を振り返っての助言などを行った。同年9月には、前年に続いて「学友会・委員会・特待生・勤労生と職員とのしゃべり場」を実施し、学生と職員約90名が9グループに分かれて話し合い、学生の大学に対する考えを共有した。

(2) 学修の継続に困難を抱える学生への支援

成績不振の学生への全学的な対応としては、各学部における成績不振の学生を対象とした面談が実施されている。従前は学部ごとに成績不振の基準を定めていたが、2023（令和5）年度より「GPA1.00未満」を全学的な統一基準とし、これに該当する学生を対象に教員が面談を実施している。面談実施後には、修学支援システムに面談結果を登録することとし、教員と職員とが対象学生の情報を共有できる仕組みにすることで、休・退学を未然に防ぐよう努めている。なお、GPA1.00未満という基準は、これまでの学生の成績と離籍率との関係を分析し、1年生前期の成績がGPA1.00未満になった場合、その後の4年間の離籍率が約6割に達するという結果、及び3期連続でGPA1.00未満になった場合、その後の4年間の離籍率が約8割に達するという結果を受け設定されたものである。

留年者に対しては、修学支援システムを通じて留年となる旨を通知するとともに、本人の同意がある場合は保証人にも通知し、職員が本人及び保証人からの学修継続に係る相談に個別に対応している。また、履修登録時点で留年が見込まれる学生についても、修学支援システムを通じて履修に不備がある旨を通知し、職員が個別に履修相談を受けるなど、留年対策を講じている。留年者又は留年見込み者との面談結果は、修学支援システムに記録され、関係部署間で共有するとともに、必要に応じて当該学部・学科の教員との面談を設定するなど、学修継続の支援を行っている。

(3) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、レポートの書き方や英語・数学などの学び直しなど、汎用的な能力の涵養を目的とした「学習ステーション」を設置し、運営していた。しかし、学生の利用実態と各学科等が期待する機能・役割との乖離があること、必要とされる指導内容が学科等ごとに大きく異なることから、正課外の学習支援の意義と学内組織の役割を再定義する必要があると判断したため、2022（令和4）年度より閉室している。現在は、必要に応じて学部・学科がそれぞれに補習教育、補充教育を行っている。例えば、理工学部総合理工学科電気電子工学系では、LMSの各科目コースの機能を用いて、補習教育、補充教育に相当する個別指導を行ったり、入学時学力実態調査の結果を基に、補習教育、補充教育が必要な学生のリストを作成して物理演習を実施したりするなどの支援を行っている。情報学部情報学科では、学業不振の原因が学習量に依拠する場合、学部独自の補習・補充教育の場である「寺子屋」の利用を指導している。また、心理学部心理学科では、2名の実習指導員が週に3日勤務しており、学生が個別相談できる体制を整えている。

(4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、2015（平成 27）年に設置されたユニバーサルデザインセンターを中心に実施している。同センターでは、支援の対象者を「本学のすべての学生および志願者で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）など心身の機能に障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と明示している。障がいのある人が教育を受ける権利を行使できるよう、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うこと、そして、その状況に応じて個別に必要とされるもので、かつ大学に対して過度の負担を課さない配慮のことを合理的配慮として位置付けている。この考えに基づき、支援にあたっては、個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行い、申請者（支援を必要とする人）と大学との間で建設的対話を行い、支援の内容を決定している。決定された支援内容は、大学から直接本人へ通知され、その内容を本人が担当教員に申し出ることにより、支援を受けることができる体制としている。

同センターには臨床心理士1名、公認心理師2名を含む計6名の職員を配置している。学生個々の支援計画は、障がいのある学生からの要望と各学部・学科及び関係部署における受け入れ態勢との調整を行い、障がい学生支援検討委員会専門委員が検討した上で学長が決定している。この支援計画に基づき、学生一人ひとりに適合した支援を学内各部署が連携・分担して行っている。本学において実施されている支援の例は以下の通りであり、これ以外に必要な支援については、学生と相談した上で決定している。

- ・講義室内での座席位置の配慮
- ・講義室への補助機の配置
- ・板書等の撮影許可
- ・補助器具（PC、タブレット、ルーペ、サングラス、補聴器、ノイズキャンセラー等）の使用許可
- ・グループワーク、ペアワーク、口頭発表などの際、障がいの特性を把握した具体的な指示や参加への促し
- ・学外授業等で現地集合する際の配慮
- ・講義中、定期試験中の入退室の許可
- ・講義の録音許可
- ・定期試験における時間延長及び別室受験
- ・定期試験問題用紙、解答用紙の色及び印字フォントサイズの配慮
- ・レポート、リアクションペーパー等の提出期限延長
- ・障がいを原因とする講義欠席時、授業で配布した資料の後日配布
- ・休憩場所の確保
- ・修学、学生生活での日々見守り支援 等

また、大学全体で支援体制を充実させることを目的に、教職員向けの「障がい学生支援研修会」を例年実施している（下表参照）。さらに、2022（令和 4）年度末には、本学における障がい学生支援の情報や支援方法をまとめた「障がい学生支援ハンドブック」を作成し、大学に所属する教職員全員が同ハンドブックを確認できる体制をとっている。

このように、生活支援において、多様な学生を受け入れることを前提に、学生が学修に専念できるような環境づくりを目指し、教職学が一体となって取り組んでいることは、方針として掲げている「障がいのある学生および志願者支援に係る理念」を具現化した本学の特色であるといえる。

教職員向け「障がい学生支援研修会」

開催日	テーマ	参加者数
2020. 12. 3	精神科医の立場から見た、明星大学の精神・発達障がい を有する学生の困難及びその対応方法について	88名
2021. 9. 30	精神科医の立場から見た、明星大学の精神・発達障がい を有する学生の対応方法について	56名
2022. 2. 24	視覚障がい学生支援	120名
2022. 9. 29	合理的配慮の提供に関する、本学における課題の共有と 法律を基にした対応方法	86名
2023. 9. 28	障がい学生支援ハンドブックの利用方法について～本学 の合理的配慮の事例から～	28名
2024. 9. 28	発達障害専門医師による発達障害の特性理解と大学にお ける合理的配慮の具体例について～研修会アンケートへ の回答～	34名

(5) 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援については、主に奨学金制度によって行われており、本学独自の奨学金のほか、日本学生支援機構奨学金や外部団体による奨学金制度を運用している。本学独自の奨学金制度は、給付型奨学金又は減免型奨学金に区分され、いずれも返済を要しない制度としている。例えば、学業・人物ともに特に優秀な学生を対象とした「明星大学特待生奨学金」や学内での実務体験を伴う「明星大学勤労奨学金」、入学者選考に組み込まれている「明星大学スポーツ・文化活動特別推薦奨学金」や「明星大学特待生奨学金」、災害救助法の適用を受けた場合の経済的支援を目的とした「明星学苑災害被災学生等の特別支援措置」など、学生それぞれの状況に対応した多種多様な制度を設け、きめ細やかな支援を行っている。各制度の前年度の給付・減免の実績については、大学基礎データ表7のとおりである。

国の「高等教育の修学支援新制度」が2020（令和2）年度より開始され、本学も開始時より対象機関に指定されているが、この制度の導入を機に本学独自の奨学金制度の見直しを行い、2021（令和3）年2月開催の理事会で関係規程の改正が行われた。また、奨学金制度の整理統合による奨学金制度数の削減や、学費減免型奨学金から給付型奨学金への変更など、中期的な奨学金制度の再編案が同理事会で承認された。その後、再編計画より進捗は遅れているものの、従前より課題として認識されていた交換留学、認定留学の派遣基準の改正など、奨学金制度の改善を適切に進めている。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策としては、「オンライン授業等学修環境整備に関する奨学金」及び「新型コロナウイルスの影響に伴う修学支援緊急奨学金」として、総額5億円の経済的支援を行うことを2020（令和2）年4月28日に決定し、学内外に公表した。オンライン授業等学修環境整備に関する奨学金では、学生の経費負担を軽

減することを目的として、通学課程の在学学生全員に対し一律 3 万円を給付し、学生の遠隔での学修に対する支援を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う修学支援緊急奨学金では、家計状況の変化に対応した奨学金を創設し、学生の学修の継続に対する支援を行った。

(6) 国外留学に対する支援

本学の学生が国外の大学等へ留学する際の支援は、附属教育研究機関として設置されている国際交流センターで行われている。同センターは、海外の大学、研究機関等との教育、学術及び文化の交流を推進し、もって本学の教育及び研究の充実、発展及び質的向上に寄与することを目的としている。

支援内容としては、キャンパス内外にて実施される国際交流と語学学習プログラムを学生へ提供しており、例えばキャンパス内で外国語会話と文化を学ぶ「ランゲージ・ラウンジ」や「TOEIC 対策講座」「TOEIC IP テスト」などを実施している。また、留学プログラムとして、国内にある海外の大学で英語を学ぶ「国内留学」、海外の学術交流提携校や語学学校へ留学する「長期留学」と「短期留学」の制度を設計し、これらを利用する学生を支援している。長期留学には、専任科目学習などを目的とした「交換留学」と、海外の学術交流提携校付属の語学センターで主に言語の習得を目的とする「認定留学」の 2 種類の制度がある。いずれの制度にも減免型奨学金である「明星大学における海外留学の奨学金」が適用され、入学金及び施設維持費を除く学費の減免支援を行っている。この他、外国の語学や文化を学びたい学生に対し、ガイダンスや個別相談を実施するほか、LMS や修学支援システムを通じて情報発信を行っている。

(7) 入学準備教育

本学の入学前教育に関しては、附属教育研究機関として設置されている明星教育センターが、全学科に共通する講座や学科等が推奨する通信講座を実施している。また、日本文化学科、デザイン学科及び心理学科では、学科独自に課題を用意して入学予定者に課している。2025（令和 7）年度入学生を対象とした入学準備教育（2024 年度実施）では、全学部の入学予定者に汎用性のある内容で実施することとし、「①レポートの書き方講座」、「②英語講座」、明星教育センター教員による「③学びとキャリア プレ講座」を無償で実施している。さらに希望者に対して、有償ではあるが、汎用的な「英語レベル別問題集を活用した講座」、各学科等が推奨する「通信講座」を受講する機会を用意している。2024（令和 6）年度入学生では、レポートの書き方講座に 437 名（受講率 36%）、コミュニケーション講座に延べ 266 名、学びとキャリア プレ講座に関してはオンライン 97 名、対面 80 名が参加している。

3. 生活支援

本学は、学生生活等の支援を一体的に検討・実施する体制を構築するため、「学生支援ユニット（統合学生支援室）」を配置し、学生支援ユニットのもとに、①学生サポートチーム（学生サポートセンター）、②地域交流センター、③ウェルネス・UD サポートチーム（ユニバーサルデザインセンター）、④保健管理室、⑤学生相談室、⑥診療所を

組織している。これらの組織が相互に連携を図りながら、学生一人ひとりにあわせた生活支援を行っている。

学生サポートチーム（学生サポートセンター）は、学生の生活支援全般や奨学金制度の運用、学友会の支援などを行っている。また、地域交流センターは、本学の地域交流活動を推進し、地域交流活動に関する学内外への情報発信などを行っている。さらに、学生の心身の健康保持・増進及び安全衛生・修学上の配慮として、ウェルネス・UD サポートチーム（ユニバーサルデザインセンター）、保健管理室、学生相談室、診療所を設置している。

（１）学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導、相談

心身の健康保持のため、学校保健安全法に基づき、毎年４月に「保健管理室」が定期健康診断を実施している。保健管理室には校医と看護師が常駐しており、学生及び教職員を対象に応急措置、健康相談、保健相談を行い、病気の早期発見や早期治療に努めている。また、2020（令和２）年度から2021（令和３）年度初めに、希望する学科の学生に対しストレスアンケートを実施し、アンケート結果から高ストレス・中ストレス状態にある学生一人ひとりに連絡して心のケアを行った。また、「学生相談室」では臨床心理士・公認心理師が常駐しており、学生及び教職員を対象としたカウンセリングを実施している。

2019（令和元）年９月に「診療所」を開所し、内科医（管理医１名）、精神科医（非常勤２名）、看護師１名、事務職員（診療日１名）で週に３日（精神科は週１日・月に１回のみ週２日）の診療を行っている。大学敷地内に診療所があることから、学生及び教職員は通院時間の制約なく利用することができる。内科においては、慢性疾患やアレルギー等への対応を通じて学生の健康保持に貢献している。また、精神科では学生が予約を取りやすくなるよう配慮しており、継続的に診療が必要な学生にとって利便性が高いといえる。医師の診断書が早期に発行されるため、修学上の合理的配慮の申請や授業担当教員への配慮依頼等の手続きをスムーズに行うことができ、初めて診療所を利用する学生をはじめ多くの学生が安心して学業に取り組めるような環境づくりを進めている。

（２）ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応

本学では、ハラスメントのない教育環境の体制整備を目指し、「コンプライアンス基本方針・行動規範」を制定し、また、学校法人明星学苑コンプライアンス基本規程、学校法人明星学苑ハラスメントの防止等に関する規程及び学校法人明星学苑ハラスメント不服申立てに関する細則を定めている。具体的なハラスメント防止体制として、すべての教職員に対して「コンプライアンス研修」（e-learning）を実施している。この研修の受講及び合格を義務づけており、コンプライアンス啓発活動を行うことで、学生へのハラスメントの防止・抑止を図っている。また、「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を大学公式ウェブサイト等に掲載し、「啓発ポスター」を構内数カ所に掲示するなどしてハラスメント防止に努めている。

また、各学部教員１名、学生相談室スタッフ及び事務職員複数名から構成される「ハラスメント相談員」を置いている。この相談員が記載された名簿は、修学支援システム、

LMS に掲示するとともに、学生サポートチーム、ウェルネス・UD・サポートチーム、人事チーム、総務チームといった各事務部署にも掲示し、学生が相談しやすい環境を整備している。また、ハラスメント事案対応の所管部署であるコンプライアンス室では、相談員の任期初めに相談員対象の説明会を開催し、対応マニュアルを用いて業務の説明・相談対応方法などをレクチャーしている。随時相談員のサポートも行っている。

学生から相談員にハラスメントの相談または申立があった場合は、相談員は聞き取り内容を直ちにコンプライアンス室に報告し、それを受けてコンプライアンス室は、当該学生にヒアリングを実施している。そして学生が申立てした場合は、本人の希望を尊重することを基本として、被申立人、参考人のヒアリングを通して解決方法（意見の調整、調停、措置勧告）を決定し、解決に向けた対応を行っている。また必要に応じ、学部・学科等とも連携のうえ、解決に向けた対応を図っている。

4. 就職支援

(1) 学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）

本学の全学共通キャリア形成科目等の企画立案及び実施は、附属教育研究機関として設置されている明星教育センターが行っている。全学共通キャリア形成科目は、2023（令和5）年度に改定され、キャリア形成基礎科目2科目とキャリア形成発展科目3科目の計5科目の構成となった。具体的には、全学共通科目に位置づけられている「学びとキャリア」（1年前期・必修）を出発点とし、「社会とキャリア」・「仕事とキャリア」（キャリア形成基礎科目）、「キャリアデザイン基礎」「キャリアデザイン応用」「働き方とキャリア」（キャリア形成発展科目）を時系列で履修できるよう配当することで、学生が学士課程を通じた一貫したキャリア教育を受講できるよう構想されている。

一方、キャリア教育とキャリア支援の一体的な改革が必要であるという考えの下、2021（令和3）年度に「全学キャリア教育・キャリア支援検討委員会」を臨時的に設置し、2022（令和4）年4月には、同委員会によって「本学のキャリア教育とキャリア支援のあり方および接続について（答申）」が取りまとめられた。本答申では、キャリア教育及びキャリア支援をつなぐ場としての委員会の必要性や、キャリア教育及びキャリア支援に係る各学部等や明星教育センター、全学共通教育委員会、事務組織であるキャリアセンター（当時）間の連携の重要性が謳われ（明星大学キャリア教育・キャリア支援グランドデザイン）、この考え方に基づく支援体制の構築が目指された。そして、2023（令和5）年4月には、同委員会は「本学の今後のキャリア教育について、特に学科の参画と意識改革を促し、継続的に課題解決を図ること」を目的とし、恒常的に設置する学長の諮問委員会として再編され、名称も「全学キャリア教育検討委員会」と改められた。一方、キャリア支援については、事務組織であるアドミッション・就職ユニット就職チーム（就職センター）が新たに設置され、これが各学部・学科と連携して進めることとされた。

このように、キャリア教育については学内各所で推進され、それらが連携することでより効果的なキャリア教育を実現できると期待されているものの、現時点では実現には至っていない。専門的な能力と専門性を活かし将来を見据えた学部等におけるキャリア教育と、総合的・汎用的な能力を培うための明星教育センターによるキャリア教育との

連携については、これを推進するための取り組みが緒に就いたところであり、2023（令和 5）年度は、明星教育センター所属の教員がいずれかの学科を担当し、情報交換を行ったところである。

（2）学生の進路に関する支援（就職支援）

本学における就職支援は、各学部等と就職センターが連携することで行われている。各学科には就職指導委員が配置され、各学科等所属学生の就職活動状況の把握などに取り組み、月に 1 回、就職センター職員を交えての全学的な就職指導委員会を開催し、情報共有等を図る体制を構築している。

具体的な就職支援策については、就職センター内で検討し、学生がより必要とする支援策を実施できるように努めている。特に、学部 3 年生に対しての講座やイベントについては、年間スケジュールを予め提示しており、必要な時期に必要な講座・イベントを設定するとともに、学生が参加しやすいよう、可能な限り同じ内容のものを、曜日を換えて複数回開催している。具体的には、前期の 4 月に第 1 回の就職ガイダンスを行い、就職活動の進め方について指導し、その後、夏のインターンシップ等への参加に向けて、各種対策講座（書類、筆記試験、面接、企業研究、マナー等）を行っている。後期には、就職活動に十分取り組めていない学生のためのガイダンス、秋・冬のインターンシップや早期選考を見据えたガイダンスなどを行っている。加えて、11 月から、企業・団体の人事部門や現場の担当者による学内企業セミナーを複数回行い、実践を通じて業界・企業研究を深めることと多くの企業・団体との接点を持てるよう努めている。4 年生に対しては、選考・採用を見据えた学内企業説明会や求人紹介会を複数回実施している。このような支援に加え、2024（令和 6）年度は他大学と連携し、「-理工系学生限定- 優良企業×三大学理工系学部コラボレーションセミナー」や「明星大学×実践女子大学コラボ就職イベント」を開催している。なお、学生面談等については、就職センターにカウンセラー 4 人を配置し、学生の要望に応じて面談できる体制を整えている。

（3）教職に関わる学生支援

本学における教員を志望する学生への支援は、附属教育研究機関として設置されている教職センターが行っている。主な支援内容は、教職に関するガイダンス、進路選択に関わる指導・相談、キャリア教育（教育インターンシップ・介護等体験・教育実習など）、就職支援（自治体説明会、教員採用試験対策など）である。これらに関する業務（計画立案、広報、運営・管理、学生指導、保護者対応、実習・インターンシップ教育関係機関などとの連絡・調整）は、教務ユニット教職チーム職員から担当者を配置し行っている。進路支援の実施にあたっては、実務家教員である特任教員、専門職教員、相談員と連携、協働して進めている。各学部学科教員とも、必要に応じて学部支援センターや明星大学教職センター運営委員会を通して情報共有、連携を図っている。また、学生に対しては、教職への進路支援の実施計画全体を資料「教職課程に係る年間スケジュールについて」で示し、教職ガイダンスなどで説明、周知している。さらに、教職へのキャリア支援に関する情報を LMS などで連絡するなど、細やかに対応している。そ

の他、『教職課程の手引』に教員免許や保育士資格取得に関わるサポートについて掲載し周知を図っている。

さらに教職センターでは、教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫がなされている。例えば、1・2年生の教職課程登録者全員に行う教職必修面談で学生の意欲や適性を把握し、個々の学生のキャリア支援に活かしている。また、進路選択に関わる指導・相談や教員採用試験対策について、特任教員を中心とした教職希望学生への支援・指導体制を整備し、本学における免許状取得数や教員採用試験合格者数に見る高い実績をあげている。

5. 正課外における学生の活動支援

学生の正課外における活動の充実及び学生生活支援の検討や報告については、学長の諮問委員会である全学学生生活委員会を設置し、協議している。部活動やクラブ活動に関して、本学には94の団体があり、その内訳は委員会5団体、体育会33団体、文化会24団体、愛好会32団体となっている。学生から徴収する学友会費を原資に、これらの委員会・体育会・文化会に予算を配分しており、明星大学育星会（在籍学生の保護者の団体）からも活動援助費として支給されている。支援体制としては、学生サポートセンターに学友会担当を配置し、学友会組織や学友会に所属する個々の団体等からの相談を受け、大学との調整を行っている。また、学友会の各団体の顧問・指導者に対して、指導援助費（育星会より支援）を支給することにより、指導環境体制を整備している。

部活動強化の一環として、入学者選抜においてスポーツ・文化活動特別推薦枠を設け、優秀な学生には奨学金の給付を行っている。強化指定クラブ7団体へは活動援助費を支給しており、指導者の招へい・指導費用にあてることにより、一般学生の模範となるような人材育成を行うとともに、大学の活性化及び一体化につながっていくことを目指している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大下においては、感染防止対策の周知と共に活動レベルマップを作成し、感染状況を踏まえた活動が展開できるよう周知を行った。また、各団体に対し、活動再開に伴う誓約書の提出を義務付けるなどの対応を行った。

■点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。学生支援に関する自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、各学部等、附属教育研究機関及び学生支援に関係する事務組織が、大学基準協会が定める大学基準に基づき毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己

点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

また、内部質保証推進委員会が自己点検・評価結果に基づく検証及び改善方法の検討を全学的な観点から行うため、当委員会には学生生活部会を置くことが認められている。この部会は、学長の諮問委員会である全学学生生活委員会の構成員をもって組織することとしており、恒常的に議論している会議体による確認機能を設けている。

2022（令和4）年度の自己点検・評価では、内部質保証推進委員会による全学的な観点からの検証の結果、「修学支援、生活支援、進路支援に関連する組織や委員会等の役割分担を明確化すること」が課題・問題点として指摘されていた。具体的には、関連する学長の諮問委員会について、その役割等が明文化されていない状況にあった。このうち、全学学生生活委員会については、奨学金の選考を同委員会が担うことにあわせて役割の整理が行われ、2023（令和5）年7月1日付けで明星大学全学学生生活委員会細則が制定された。一方、全学キャリア教育検討委員会については、役割等が明文化されておらず、引き続き課題となっている。

また、各附属教育研究機関では、それぞれに設置された運営委員会においても点検・評価と改善に向けた取り組みが行われている。例えば、国際教育センターでは、長期留学である交換留学と認定留学の語学能力の基準が同一であることが課題として認識されていた。そこで、国際教育センター運営委員会にて課題解決に向けた検討が進められ、大学規程整備委員会での協議、各学部教授会及び研究科委員会への意見聴取、大学評議会での審議を経て、関係規程の改正が承認されている。

このように、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

- ・生活支援において、多様な学生を受け入れることを前提に、学生が学修に専念できるような環境づくりを目指し、教職学が一体となって取り組んでいる。特に、障がいをもつ学生への支援について方針を明確に掲げ、その方針に基づく取り組みを実現するために、教職員向けの「障がい学生支援研修会」を例年実施したり、ピアサポーター育成のための講習会を年に数回実施したり、また「障がい学生支援ハンドブック」を作成したりするなどの積極的な活動が確認できる。このような取り組みを通じて、障がい学生への支援に関して多くの教職員が当事者意識をもち、担当部署だけでなく大学全体の組織的な支援につながると期待できることから、評価できる。
- ・学生の心身の健康保持及び増進を目的に、「診療所」を開所し、内科及び精神科の診療を行っている。大学敷地内に診療所があることから、学生及び教職員は通院時間の制約なく利用することができる。内科においては、慢性疾患やアレルギー等への対応を通じて学生の健康保持に貢献している。また、精神科では学生が予約を取りやすくなるよう配慮しており、継続的に診療が必要な学生にとって利便性が高いと言え、診断書が早期に発行されるため、修学上の合理的配慮の申請や

授業担当教員への配慮依頼等の手続きをスムーズに行うことができることから、多くの学生が安心して学業に取り組めるような環境づくりとして、評価できる。

- ・教職課程・保育士養成課程を履修する学生に対しては、教職センターによる丁寧なキャリア支援が行われている。特に、進路選択に関わる指導・相談や教員採用試験対策については、特任教員を中心とした支援・指導体制を整備し、本学における免許状取得数や教員採用試験合格者数に見る高い実績をあげている。

(3) 課題・問題点

- ・専門的な能力と専門性を活かし将来を見据えた学部等におけるキャリア教育と、総合的・汎用的な能力を培うための明星教育センターによるキャリア教育との連携については、現時点では実現には至っておらず、今後、連携体制を強化していく考えである。また、これにあわせて、全学キャリア教育検討委員会の役割を明確化していく考えである。

(4) 全体のまとめ

本学は、学生支援に関する大学としての方針として、「学生支援に関する明星大学の方針」「障がいのある学生および志願者支援に係る理念等」を定め、本学公式ウェブサイトを通じて適切に公表している。

本学における学生支援の体制は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、修学支援、生活支援、就職支援それぞれの支援を担当する事務組織及び図書館や附属教育研究機関を設けることで全学的な体制として整備している。特に、障がいをもつ学生への支援について、ユニバーサルデザインセンターを中心に積極的に取り組んでおり、本学の特色といえる。また、「診療所」を設けて内科及び精神科の診療を行っており、学生にとって利便性が高く、安心して学業に取り組めるような環境づくりに努めている。

キャリア教育については、各学部等によるキャリア教育と明星教育センターによるキャリア教育との連携体制を強化していく考えである。

第 8 章 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

(1) 現状

■点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 (1)：学生の学習及び教員による教育研究等環境の整備に関する方針を策定しているか。また、その方針をどのように学内者に周知しているか。

評価の視点 (2)：校地・校舎・施設に係る大学の計画を定めているか。また、その計画をどのように学内者に周知しているか。

本学は、ビジョンとして「新たな時代を世界の人々と共創する大学」「多摩に根差し、地域に貢献する大学」を、教育目標として「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」を掲げている。このビジョン及び教育目標に基づき、2023（令和5）年2月に「教育研究等環境の整備に関する明星大学の方針」を策定した。そのなかでは「施設・設備」「図書館・学術情報サービス」「情報通信環境」「研究環境」の項目について次のとおり明示し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内に周知している。

教育研究等環境の整備に関する明星大学の方針

施設・設備

1. キャンパス整備に関する中長期的な計画を策定し、施設・設備の改修および修繕を計画的に実施する。
2. 本学に集うすべての人々の交流の場を整備し、日々新しい交流が生まれるキャンパスづくりに努める。
3. 防災等の安全性、バリアフリー等の利便性に加え、自然環境や生物多様性の保全に配慮したキャンパスづくりに努める。

図書館・学術情報サービス

1. 本学設置の学部・研究科等の構成を踏まえ、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を体系的に整備し、多様な教育研究活動を支援する。
2. 学生の学修に配慮した図書館の利用環境を整備するとともに、本学に集うすべての人々の交流の空間を兼ね備えた学修環境を整備する。
3. 明星大学学術機関リポジトリを適切に運用し、本学の教育研究活動の成果および本学が所蔵する学術的資料を広く発信・提供する。

情報通信環境

1. 学生の学修および教員の教育研究が円滑かつ効果的に行えるよう、学内ネットワーク環境やネットサービス、情報通信技術（ICT）等機器や備品、ソフトウェア等の整備を計画的に実施し、活用の促進を図る。
2. 本学が定める規程に基づき、情報セキュリティの確保に努める。

研究環境

1. 教員の研究機会を確保するため、研究室を整備し、研究費を適切に支給するとともに研究時間の確保に留意する。

2. 科学研究費補助金等競争的資金の応募促進と採択拡大のための支援を行う。
3. 研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止・対策、および研究倫理に関する規程を整備し、適切に運用するとともに、教職員および学生に対し研究倫理確立のための啓発活動を行う。

このように、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するため、教育研究等環境に関する大学としての方針を明示している。

これに加え、本学では、2020（令和 2）年度に定めた「明星学苑における施設の改修および修繕計画方針」を策定し、これに則り、学校法人明星学苑施設・設備委員会において、次年度の施設設備計画、中期（5 年）施設設備整備計画、施設設備長期（10 年）修繕計画の 3 つを策定している。これらの計画は、広く周知すべきものについては教職員向けポータルサイトを通して学内に周知し、範囲及び影響が限定されるものについては関係者に対しメール等により周知を行っている。

■点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

- 評価の視点（1）：校地・校舎の面積等について、設置基準を満たしているか。また、方針や計画に基づき、校地・校舎を整備し、キャンパス・アメニティ（教育研究施設、食堂、学生交流の場など）を形成しているか。
- 評価の視点（2）：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保を行っているか。
- 評価の視点（3）：バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備のために、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点（4）：学生の自主的な学習を促進するための環境整備（ラーニングコモンズなど）のために、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点（5）：ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の環境整備のために、どのような措置を講じているか。
※WIFI 環境、セキュリティ、ソフトウェア、PC、BYOD 等の整備及び初級者への支援など
- 評価の視点（6）：教職員及び学生の情報倫理の確立に関して、どのように取り組んでいるか。

1. 校地・校舎の整備、キャンパス・アメニティの形成

本学は、日野校と青梅校の 2 つのキャンパスを有している。ただし、現在は日野校にすべての学部等を置いており、主な教育研究活動の場としている。各キャンパスの施設・設備の詳細については、大学基礎データ表 1 の通りであり、校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。

校地・校舎の整備については、「教育研究等環境の整備に関する明星大学の方針」及び「明星学苑における施設の改修および修繕計画方針」に基づき、教育研究等環境の整備を計画し実施している。日野校については、2004（平成 16）年度より大規模な再開発を実施し、24～30 号館を新設、さらにその後 31～33 号館を新設した。この結果、講義室・実験室・演習室・研究室等が充足され、また、9 学部 1 学環 6 研究科の多様な学問分

野をワンキャンパスに集約することを可能にしている。また、2019（平成 31）年 3 月には、約 3,000 m²のスペースに、芝生と屋外ステージを主とした憩いの場を整備した。

各建物には、多くの談話室・オープンスペースが設置され、学生同士や教職員間の交流の場として利用されている。このほか、12 号館（学友会委員会室・スタジオ等）、13 号館（温水プール、卓球場、多目的練習場、柔道場、剣道場、弓道場）、25 号館（体育館、フィットネスルーム）、31 号館（部・サークル室）、野球場、テニスコート等を設置している。

2. 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

法令に定められた点検については、外部企業と業務委託契約を締結し実施している。

また、その他の校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生については、以下の取り組みを行っている。

- ・電気設備、給排水設備、空調設備等の主要設備については、中央監視装置による遠隔監視を防災センター及び総務ユニット管財チームにて行い、障害の早期発見に務めている。
- ・防災センターに全棟の消防設備からの発報状況が集約される設備となっており、現況については防災センター要員によって 24 時間体制で監視されている。
- ・感染症対策として、換気量が不十分であった講義室に全熱交換器の増設を行った。
- ・各建物入り口付近には防犯カメラを設置し、防災センターにて監視及び記録している。
- ・夜間、校舎は施錠による防犯措置をとっており、研究活動等のため夜間の利用が必要となる学生、教職員は、身分証による入館管理を可能としている。

3. バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応について、2004（平成 16）年度以降竣工の新しい施設は、東京都ハートビル条例に基づいた設計により対応している。それ以前の施設の入り口には、全てスロープ等段差改善措置を行っている。バリアフリースイッチは 26 棟中 20 棟に設置しており、未設置建物については、隣接建物内での利用を可能としている。ユニバーサルデザインセンターに寄せられた要配慮学生からの環境改善に関する要望については、体育館アリーナ横通路へのスロープ設置、視覚障がい者用誘導舗装や点字表示の増設など、適切に対応している。

利用者の快適性への配慮について、キャンパス内に食堂、カフェ、コンビニエンスストア、ブックセンターを設けることで学生及び教職員が充実した教育研究活動を行えるよう整備している。来校者の過半数が利用するモノレール駅から校舎に至るまでの敷地内高低差の解消として、階段のほかにエスカレータを設置している。さらにモノレール駅からキャンパスが直結しており、屋根付き通路を設置することにより、駅から主な校舎へ傘を必要としない導線を確認している。また、トイレについて、自動水栓、洗浄便座、パウダースペースをほぼ全ての校舎のトイレに完備している。

4. 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進することを目的に、図書館にラーニングコモンズとしての機能を有する場を提供している。図書館では、3フロアのうち1フロアを全面改修し、「第4の学修の場」「多彩な学びを提供する空間づくり」を目的として、「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」を新設した。このフロアは、従前は図書館の中で「知の庭園」と題したオープンスペースと位置づけられ、学生たちの自由な学習や活動の場として非常に活発に利用されていた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、学生たちの授業時間外の活動やコミュニケーションの方法が変化し、利用者のニーズと空間のデザインとが合致しない状況になっていた。そこで、フロア全体を改修し、また事務組織の改編も契機となり、アフターコロナの新しいラーニングコモンズとして2023（令和5）年4月から運用を開始した。「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」は、ランゲージ・ラウンジ、フリースペース、イベントエリア、学びとキャリアエリア、図書館のエントランスで構成されており、それぞれの利用状況を確認しながら運用の工夫を重ねている。2024（令和6）年度前期までの実績として、利用者数は累計26,020名（学生1人あたり約3回）、図書館入館者数は95,954名（学生1人あたり約11回）となっている。

5. ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の環境整備

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）の機器、備品等の環境整備に関しては、附属教育研究機関である情報科学研究センターがその役割を担っており、近年、通信機器をはじめとする設備の整備を進めている。具体的には以下の通りである。

- ① 情報科学研究センター（情報システムチーム）が、学内 LAN および学内 Wi-Fi 環境を、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度末にかけ一新し、2023（令和5）年度末にはネットワーク状況を一括監視・管理できる CiscoCatalystCenter を導入した。特に Wi-Fi を使った授業での不具合発生時には、一定期間ではあるが過去に遡りトラブルシュート等を行えるようになり、より安定したネットワーク下での教育活動を行えるようになった。また CiscoSpaces という人流の可視化サービスを学生・教職員・卒業生の学びと交流の場である MEISEI-HUB に対して導入し、Wi-Fi への接続ログの分析も併せて、通常授業やイベントにおける学内施設の利用状況と滞在状況の分析を進めている。
- ② 情報科学研究センターにおいて、2024（令和6）年度新入生に対して BYOD（Bring Your Own Device）斡旋販売を整備した。および新入生への PC サポート（大学に特化したシステム設定）を実施した。また2023（令和5）年12月には斡旋販売 PC のメンテナンス会を実施した。
- ③ 2023（令和5）年度に更改した PC 演習室および仮想 Windows 環境システムは引き続き2024（令和6）年度も運用している。
- ④ 2023（令和5）年11月に教職員メールシステムを MicrosoftExchangeOnline に移行し、BCP の向上と利用者の利便性および作業効率の向上に寄与している。
- ⑤ 2023（令和5）年5月にフィッシングメール被害等によるパスワード漏洩時の個人情報漏洩防止のため、認証基盤の強化として SSO および多要素認証を一部システムにおいて全学導入したが、その後2023（令和5）年9月に修学支援システム

「勉天」に、2024（令和 6）年 3 月末に明星 LMS に対して SSO および多要素認証を導入した。

- ⑥ ゼミ・研究室活動の支援や、明星 LMS・Zoom に障害が発生した場合の代替手段として、2024（令和 6）年 4 月から Microsoft Teams を学生にも開放した。学部等の枠を超えたクロッシングの促進にも寄与している。チャットやチーム作成に過度の制限をせず、利用上の注意を広く啓発する方針とした。
- ⑦ 2020（令和 2）年時のコロナ禍の遠隔授業を契機に、全学利用の Zoom の導入およびアカウントの配布、授業動画配信環境の全学利用（Zoom 録画、MS-Stream）、オンライン問い合わせ用にチャットボット導入を 2024（令和 6）年度まで継続している。
- ⑧ 2024 年度に全学的なセキュリティ対策として以下を導入・検討した。
 - 1. バックアップシステム（Cohesity）の導入：オンプレ仮想基盤にある学内システムの可用性を高めた。
 - 2. NDR（Darktrace）の試験導入：NDR（ネットワーク上でのふるまい検知システム）を試験導入し、まずは有線ネットワーク上の PC において、ウィルス対策ソフトでは防げない脅威に対する検知を進めている。
 - 3. セキュリティポリシーの検討：2025 年度施行に向けたセキュリティポリシーの策定を行い、情報セキュリティ委員会の体制概要の決定と、情報セキュリティに関する課題の整理を行った。

6. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教職員及び学生の情報倫理の確立に関しては、教職員に対する e-Learning によるコンプライアンス研修を実施している。学生に対しては、全学共通科目「情報の活用と倫理」の授業内において倫理教育を実施している。なお、2024（令和 6）年度、学校法人明星学苑情報セキュリティ基本方針及び学校法人明星学苑情報セキュリティ管理規程を制定し、同規程では「情報セキュリティ責任者は、教職員等を対象に情報セキュリティに関する教育の計画を年度単位で立案するものとする」「教職員等を対象とした情報セキュリティ研修は定期的に行うものとし、最新の脅威に対する注意喚起、関連法規、個人情報等の取り扱い、諸規程の改正に関する留意事項を含むものとする」と定めている。

このように、教育研究等環境に関する方針を策定し、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。また、図書館に設置されていたラーニングコモンズ等のリニューアルや、ネットワーク環境や ICT 機器等の整備を着実に進め、学生や教員が教育研究に取り組むための環境づくりを積極的に推進しているといえる。

■点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。 また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点（1）：図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備状況（所蔵数及び年間購入数など）は適切か。

- 評価の視点 (2) : 学生の学習に配慮した図書館利用環境 (開館時間・座席数・閲覧室・ラーニングcommons・学術情報の検索設備など) について、どのように整備しているか。
- 評価の視点 (3) : 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムについて、どのように整備しているか。
- 評価の視点 (4) : 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者 (司書資格を有する者など) を配置しているか。

図書館における図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備状況に関して、蔵書冊数は約 869 千冊、年間受入図書冊数は 5,166 冊である。これは、学生数が本学と同規模の大学と比較しても相対的に劣っていない。また、電子情報の利便性や効果、学生の BYOD 環境を踏まえて、冊子体の図書や一次資料としての雑誌に固執せず、電子情報との併用又は切替を図っている。

図書館に関しては、滞在型学習施設としての機能を有する 28 号館の地上 2 階～地下 1 階フロアに加え、コレクション資料・貴重書・逐次刊行物バックナンバー・美術書等の収蔵施設としての機能を有する 15 号館 (資料図書館) から構成されている。

開館時間は、28 号館は、授業開講期間の平日 8:30～20:00、土曜 8:30～17:00、夏期休暇等期間の平日・土曜 8:30～17:00 とし、15 号館 (資料図書館) は月・水・金曜日の 9:00～17:00 としている。なお、入学式・学位記授与式や学園祭などの大学行事がある時期、あるいは自然災害の恐れのある場合は、必要に応じて臨時的開閉館の措置をとっている。座席数は、28 号館が 716 席、15 号館 (資料図書館) が 112 席で合わせて 828 席を備えており、在籍学生数約 8,600 人の約 10%の座席数を確保している。なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大学への登校禁止期間中は図書館も臨時休館となったが、その期間中も卒業論文や学位論文に取り組む学生を支援するため、学部 4 年生と大学院生に対して郵送による図書の貸出を行った。

28 号館は、フロアごとにゾーニングしており、2 階は「MEISEI HUB (多彩な学びの空間)」、1 階は「スタディフロア」、地下 1 階は「リサーチフロア」としている。2 階「MEISEI HUB (多彩な学びの空間)」は、ランゲージ・ラウンジ、フリースペース、イベントエリア、学びとキャリアエリア、図書館のエントランスで構成している。ランゲージ・ラウンジは英語を楽しむ、異文化に親しむ空間、フリースペースは緑豊かな憩いの空間、イベントエリアは自由度にこだわった展示・イベントのエリア、学びとキャリアエリアは正課と正課外の学習活動の往還が生み出す表現の場として、8:30～19:00 まで開放している。フロア内には明星教育センター、国際教育センター、ボランティアセンターの窓口カウンターも設けられている。図書館エントランス箇所には、「MEISEI HUB (多彩な学びの空間)」で展開している語学やキャリア教育の関連書を配置し、また学生が図書館蔵書の選定に参加するための場を設けている。1 階は、開架図書と閲覧座席を中心に学生の学習の場となっている。地下 1 階は、学生のより専門的な学習・研究の場となっており、個人用閲覧机 (キャレルデスク) や研究個室 12 室を整えている。学生の学修環境の BYOD 環境支援としては、各階の閲覧席・学習席に電源コンセント、館内全域の Wi-Fi 環境、2 階にはオンラインで音声・発話もできるエリアを確保している。また、15 号館 (資料図書館) は 4 階建てで、1 階が事務室等、2 階が貴重書収蔵庫・同閲覧室、

展示スペース等、3 階が美術書を中心とする開架式書庫・閲覧室、4 階が文庫室となっている。

図書館所蔵の資料については、蔵書検索システム（OPAC）を利用して検索し貸出を受けることができる。この検索には、図書館オリジナルサイトにおいて誰でもアクセスできるようになっている。さらに、図書館の各フロアには検索専用のパソコンを設置しており、図書館入館後に自前のパソコンを所持していなくても検索できるようにしている。各種学術情報の検索、調査の環境整備のため、一次情報、二次情報の Web データベース、またディスカバリーサービスも含め整備提供している。また、学外の学術情報の検索は、図書館オリジナルサイトを通じて各種外部データベースへのアクセスが可能である。2022（令和 4）年時点で、海外を含む有償、無償を合わせて 30 種を設定している。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムについて、国立情報学研究所が提供する目録システム（NACSIS-CAT）及び相互協力（NACSIS-ILL）に参加しており、他大学等が所蔵する書籍等の貸出や文献複写の提供を行っている。NACSIS-ILL に参加をしていない地域の公共図書館や病院図書館、専門図書館については、FAX 等で資料照会や閲覧、複写等申請を、広く受付けている。また、明星大学学術機関リポジトリを開設しており、本学において作成された教育研究活動の成果及び本学が所蔵する学術的資料を電子的に収集・蓄積・保存し、無償で発信・提供している。

図書館には職員を 11 人配置し（専任職員 4 人、契約職員 2 人、パート職員 1 人、派遣職員 4 人）、うち 5 人が司書資格、2 名が学芸員資格を有している。司書資格を備えて専門的な知識を有する職員が複数いることによって、図書館の基本的な機能を維持できているといえる。専門的な人材育成を目的に、図書館に配置された職員を対象に、私立大学図書館協会などの学外研修を積極的に受講する機会を設けている。また、現場のサービス向上のために図書館部署内で独自の勉強会を定期的（週に 1 回を基本）に実施するなど、図書館業務に求められる専門知識を涵養するための取り組みが行われているのは、教育研究等環境の整備に関する方針（図書館・学術情報サービス）に基づく本学の特色ともいえる。

図書館、学術情報サービスの提供に関連する事務組織としては、従前、明星教育ユニット図書館チーム単体で行っていたところ、総合的な学生サービス提供体制として整備するべく、明星教育ユニット全体で、その在り方を 2023（令和 5）年度より刷新した。さらに、「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」を含む図書館全体の運営には、学生が主体的に関わる体制作りを進めている。本学の勤労奨学金制度を活用し、学生を図書館スタッフの一員として参加させているが、以前は数名の学生に配架作業の手伝いなどをさせていたものを、2022（令和 4）年度から位置づけを大きく変え、図書館及び「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」の利用サービスの前面に立つようにしている。登録人数も従前の 5 名から約 20 名に増員し、同年秋からはさらに約 40 名に増員して、関わる業務の幅も拡大した。図書館サービスに主体的に参加し活動できるようスキルアップ、育成に力を入れており、年 2 回の集合研修、初心者向けの業務研修、OJT、リーダー等の役職設置や勤務シフトの作成・運用に取り組ませている。

図書館で新しく入手する学術書の選定作業には、従前から学生によるリクエストの制度を置いていたが、比率としては教職員による資料選定が主だった。そこで、2023（令

和 5) 年 4 月からはより幅広く学生の参加を募り、また学生が学術書に出会い接する機会を増やすことを企図して、新しい取り組み「BOOK PICK (ブックピック)」を開始した。これは、新刊本を定期的に図書館エントランス内の一角に置き、その中から蔵書する本を学生に選定してもらうという取り組みである。本学図書館の選書の在り方として新しい試みだが、教員からも理解、評価を得ており、定着できるよう継続して取り組んでいく。

資料の独自性として、本学図書館には、シェイクスピアのファーストフォリオをはじめとして、欧米の著名な文学者、思想家、教育者等の貴重書が保管されている。特に、シェイクスピアの貴重書については、海外からの問合せや利用依頼も寄せられている。所蔵する貴重書のうち主だったものは、Web サイトに紹介文や画像を掲載しており、この情報に基づいて学外の研究者や博物館などから資料の問合せが寄せられている。貴重書は単に所蔵するのみでなく、学術利用には極力貢献できるよう努めており、研究目的での貴重書閲覧や、出版物等への画像使用、博物館等への現物貸出など、学内外からの要請に応じている。

このように、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能していると判断できる。

■点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 (1)：研究活動を促進するために、以下の取り組みについてどのように整備しているか。

- ・研究費の支給
- ・研究室の整備
- ・研究時間の確保
- ・研究専念期間の保障
- ・学内における共同研究の支援

評価の視点 (2)：外部資金獲得のための組織的な支援について、どのように措置しているか。

評価の視点 (3)：研究活動を支援するために、以下の体制についてどのように整備しているか。

- ・ティーチング・アシスタント (TA)
- ・リサーチ・アシスタント (RA)
- ・リサーチ・アドミニストレーター (URA)

評価の視点 (4)：教育活動を支援するために、以下の体制についてどのように整備しているか。

- ・ティーチング・アシスタント (TA)
- ・スチューデント・アシスタント (SA)

1. 研究に対する大学の基本的な考え方

研究に対する大学の基本的な考え方は、前述の通り、「教育研究等環境の整備に関する明星大学の方針」の「研究環境」に明示している。

2. 研究費の支給

研究費については、教員一律に助成する教員研究助成費、科研費に採択された教員に対し助成する科研費採択インセンティブ研究費、学内において競争的研究費の性格をもつ若手研究費、重点支援研究費、一定の期間研究に専念する環境を確保する特別研究期間制度を設けている。

(1) 教員研究助成費

教員研究助成費は、学生教育の根幹を支える教員個々の研究活動を充実させることを目的としており、専任教員のほか、任期付きである常勤教員、特別教員、特任教員を対象として一律に助成する制度である。なお、2023（令和 5）年度の一人あたりの配分額は次の通りである。

専任教員・常勤教員・特別教員		特任教員	
実験系学部	非実験系学部	実験系学部	非実験系学部
550,000 円	350,000 円	200,000 円	150,000 円

※実験系学部：理工学部、情報学部、デザイン学部、建築学部、データサイエンス学環
非実験系学部：人文学部、経済学部、教育学部、経営学部、心理学部

なお、この教員研究助成費は、教員数に上記単価を乗じた額を学部等へ配分するといった建付けにしており、学部長等の判断により、学部等に配分された予算内で傾斜配分を行うことを可能としている。各教員は一定の執行ルールの下、図書資料・研究用機器材料等の購入、学会参加等の研究活動出張費などに使用することができる。

(2) 科研費採択インセンティブ研究費

効果的な研究活動の推進及び柔軟な予算執行を可能とするため、科研費の採択者に対して、当該年度の配分額に応じた研究費を助成する制度である。2024（令和 6）年度においては、間接経費額の 60%を配分額とし、対象件数は 79 件、予算総額は 9,439 千円となっている。

(3) 若手研究費

若手教員が行う萌芽的な研究を支援することを目的とした研究費助成制度であり、42 歳以下の教授を除く専任教員で外部資金への応募意思がある者を対象としている。2022（令和 4）年度の対象者は 4 名、予算総額は 1,986 千円、2023（令和 5）年度は 2 名、予算総額は 892 千円、2024（令和 6）年度は 2 名、予算総額は 999 千円となっている。

(4) 重点支援研究費

学術的重要性・妥当性の高いもしくは社会に対して波及効果の高いイノベーションの契機となるような研究を支援することにより、研究機関としてのプレゼンス向上を図ることを目的とした研究費助成制度である。本研究費は、学内外者との共同研究による応募を認めている。年度によって応募件数にばらつきが見られるが、2022（令和 4）年度の採択実績は 7 件、予算総額は 14,773 千円、2023（令和 5）年度は 2 件、予算総額は 5,899 千円、2024（令和 6）年度は 6 件、予算総額は 14,896 千円となっている。

(5) 特別研究期間制度における特別研究費

特別研究期間制度は、3 か月以上 1 年以内の連続する期間で本学における校務を免除し、特定の研究に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度である。特別研究費が配分される 2 号特別研究員の場合、教員一人あたりの年間上限額は、生活拠点が自宅外の場合は 250 万円、自宅の場合は 70 万円となっており、1 年未満の場合は、特別研究期間に応じて上限額が設定される。2024（令和 6）年度の対象者は 2 名、予算総額は 35 万円、2025（令和 7）年度の対象者は 3 名、予算総額は 1,690 千円となっている。

3. 研究室の整備

教員研究室の整備に関しては、一部の客員教員及び非常勤講師を除く教員に貸与しており、照明、空調、換気設備、洗面台が標準設備として整備されている。専任教員・常勤教員・特別教員については、24 m²の教員研究室及び室内基礎什器として両袖机、椅子、書架 3 連、書庫 1 式、ロッカー、ミーティングテーブル 1 セットを着任に合わせ整備、貸与している。特任教員については、18 m²の教員研究室及び室内基礎什器として両袖机、椅子、書庫 1 式、ロッカー、ミーティングテーブル 1 セットを教員着任に合わせ整備、貸与している。

4. 研究時間の確保・研究専念期間の保障

専任教員には、教育、研究、社会貢献、教学管理運営など、さまざまな責務がある。「適正なカリキュラム運営のためのガイドライン」には、専任教員の責任コマ数として、週当たり 5 コマが設定されており、これが教育上の時間の基準となっている。この基準に則り、各学部等においては各専任教員の担当コマ数の調整が行われ、これに伴い研究時間の確保の調整も行われている。なお、学部等によっては、学部長等の役職者はコマ数を減じる措置が行われている。

また、本学では特別研究期間制度を設けている。この制度は、3 か月以上 1 年以内の連続する期間で本学における校務を免除し、特定の研究に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度である。特別研究員の人数は理事会の議を経て決定すると規定されており、各学部等はこの範囲内で各年度の特別研究員を決定し、学長に推薦するという手続きを行っている。近年、この制度を利用した教員数は次の通りである。

年度	2020(令和 2)	2021(令和 3)	2022(令和 4)	2023(令和 5)	2024(令和 6)
人数	2 人	2 人	1 人	3 人	2 人

5. 学内における共同研究の支援

学内における共同研究の支援については、前述の重点支援研究費によって予算的措置を施している。同研究費の中に「共同研究」という区分を設け、その対象を「申請者が学内外の研究者と共同して行う研究」としており、書面審査と面接審査に基づいて採否及び配分額を決定する方法をとっている。また、リサーチ・アドミニストレーター（URA）による学内研究者のマッチングコーディネートを行うことで、学内研究者間の異分野融合による共同研究や共同プロジェクト体制づくりの支援を行っている。

6. 外部資金獲得のための組織的な支援

外部資金獲得のための組織的な支援については、専門人材としてURA2名を配置し、科研費計画調書の添削支援、公募情報の提供、外部資金獲得のためのセミナーの開催などを行い、外部資金の獲得支援を行っている。また、企業ニーズとのマッチングを行い、共同・受託研究の獲得支援を行っている。

7. 教育研究活動を支援する体制

本学では、2018（平成 30）年に附属教育研究機関である連携研究センターが共同利用施設（研究室）の有期貸与制度を整備し、科研費等の競争的資金を獲得した研究者や企業等との共同・受託研究を行っている研究者に対し、研究室の貸与を行っている。施設利用の採否は、連携研究センター長及び副センター長が面接を実施し、その内容及び必要性や緊急性等、併せて利用状況を踏まえた優先順位を検討の上、連携研究センター運営委員会の意見を聴いて、連携研究センター長が決定すると定められている。

また、本学では、学校法人明星学苑ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程を定め、学生を教育指導補助者（TA、SA）として雇用する制度を有している。TA となる大学院生は、実験、実習又は演習等の授業における教育指導補助や準備作業等に従事することにより、担当教員の教育活動の促進を図っている。

また、産学官連携支援においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で過去 3 年間実施できなかった「産学交流会」を 2023（令和 5）年度に再開し、多摩地域の企業及び自治体や商工会・商工会議所の関係者を招き、本学研究者と企業などのニーズとのマッチングや知的財産の技術移転活動を支援している。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、あらかじめ講義内容を収録し、動画で配信するという方法を取る教員を支援するため、「講義収録ヘルプデスク」を開設し、機材の接続や設定の支援や、YouTube や Microsoft Stream への動画の掲載方法の解説などを行った。

このように、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動を促進していると判断できる。

■点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点（1）：研究倫理に関する規程を整備しているか。

評価の視点（2）：教員及び学生（主に大学院学生）における研究倫理確立のための機会等の提供について、どのような運用体制を講じているか。

評価の視点（3）：研究倫理に関する学内審査機関の体制について、どのように整備しているか。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイド

ライン（実施基準）」（2021年2月1日改正 文部科学大臣決定）に基づき、研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止体制を定めている。

研究活動及び研究費の適正な管理・運営に関わる規程としては、明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程を整備している。この規程に基づき、「明星大学における研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針」及び「明星大学 研究活動における行動規範」が定められており、本学公式ウェブサイトを通じて、学内外に広く公表されている。また、同規程に基づき、「研究活動における不正防止等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する基本方針に基づく防止計画」が毎年度策定され、年末には各学部等において、モニタリングが実施されている。

研究倫理に関わる規程としては、明星大学研究倫理規程を整備している。また、研究倫理確立のための機会等の提供については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日 文部科学大臣決定）に基づき、教員及び大学院生に対し、e-APRIN を教材とした研究倫理教育（e-ラーニング）の受講を義務付けている。また、「研究倫理に関する説明資料」を活用し、全ての学部生、大学院生に対して研究倫理教育を行う体制を整備している。その他、論文の剽窃の有無を確認できるよう、論文剽窃チェックシステムによるチェックが可能な体制を構築している。

また、研究倫理に関する学内審査機関の体制については、明星大学研究倫理審査に関する内規を整備し、学内で研究倫理審査を行う体制を構築し、年5回の研究倫理審査申請の受付を行っている。

この他、明星大学産学公連携活動に伴う利益相反マネジメントに関する規程を整備し、産学公連携活動に伴う利益相反に係る基本方針及びマネジメント体制について必要な事項を定めている。また、明星大学安全保障輸出管理規程を整備し、本学の安全保障輸出管理の基本方針及び輸出管理を適切に行うために必要な事項を定めている。

このように、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

■点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。教育研究等環境の適切性についての自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、図書館や附属教育研究機関及び教育研究等環境に関係する事務組織が、大学基準協会が定める大学基準に基づき毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証

推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

2022（令和4）年度の自己点検・評価では、内部質保証推進委員会による全学的な観点からの検証の結果、「図書館や附属教育研究機関における運営委員会に関して、教育研究等環境の整備に関わる役割分担や組織間連携の在り方の明確化」が課題・問題点として指摘されていた。その後、2023（令和5）年4月の「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」の誕生とともに、図書館、明星教育センター、国際教育センターの担当事務組織である明星教育ユニットにその企画やイベントの運営が集約されることになり、「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」を中心とした図書館や附属教育研究機関の運営委員会の在り方の再定義が行われつつある。現在、「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」に関するミーティングが定期的に行われており、学生主体での運営体制構築に向けたミーティングの在り方や、教職学の役割・連携に関する試行を踏まえ、今後の図書館や附属教育研究機関の運営委員会の在り方を検討する考えである。

一方、急速な社会の変化に対応するため、迅速に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを行う事例もある。2022（令和4）年に公開された「チャットGPT」は、公開直後から大学における教育研究活動に影響を与えることが指摘されており、本学においても、「チャットGPT」の利用に係る総合的方針を早急に策定する必要があるとの認識があった。そこで、2023（令和5）年4月の学部長会で、「チャットGPTの利用方針に係る検討プロジェクト」を設置し、本学の教育研究活動におけるチャットGPT等人工知能チャットボットの利用について、研究倫理、リテラシー教育、授業における利用等を含め幅広く検討し、大学としての方針を策定することが承認された。そして、直ちにプロジェクトによる検討が行われ、2023（令和5）年7月、本学としての生成系AIへの対応方針として「生成系AIに対する明星大学の方針について」を策定し、教職員及び学生それぞれに通知を行った。

このように、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

- ・図書館では、3フロアのうち1フロアを全面改修し、「第4の学修の場」「多彩な学びを提供する空間づくり」を目的として、「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」を新設した。このフロアは、ランゲージ・ラウンジ、フリースペース、エリア、学びとキャリアエリア、図書館のエントランスで構成されており、学生、教員、職員が協働しながら多彩な学びを体験できる環境づくりに取り組んでいるこのことは方針に掲げる「学生の学修に配慮した図書館の利用環境を整備するとともに、本学に集うすべての人々の交流の空間を兼ね備えた学修環境を整備する」を目指す取り組みとして、評価できる。

(3) 課題・問題点

- ・特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、「教育研究等環境の整備に関する明星大学の方針」を策定し、明示している。また、この方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）の機器、備品等の環境整備に関しては、情報科学研究センターがその役割を担っており、近年、通信機器をはじめとする設備の整備を進め、適切に行っている。

図書館における図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料は適切に整備されている。また、専門能力を有する職員を適切に配置するなど、利用環境も適切に整備されている。2023（令和 5）年度には 1 フロアを全面改修し、新たに「MEISEI HUB（多彩な学びの空間）」としてリニューアルし、従前のラーニングコモンズとしての機能を充実させつつ、国際教育センターが展開するランゲージ・ラウンジもこの一角に設けるなど、学生、教員、職員が協働しながら多彩な学びを体験できる環境づくりに取り組んでいる。

研究活動の促進については、大学の基本的な考え方を示すとともに、多様な研究費助成制度や研究専念期間のための制度を設けている。また、URA2 名を配置し、外部資金の獲得支援を行うなど、研究活動を促進させるための環境を適切に整備している。

教育研究等環境に関する自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、図書館や附属教育研究機関及び教育研究等環境に関係する事務組織が毎年度自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みが行われている。

第9章 社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状

■点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 (1)：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を策定しているか。また、その方針をどのように学内者に周知しているか。

本学は、ビジョンとして「新たな時代を世界の人々と共創する大学」「多摩に根差し、地域に貢献する大学」を、教育目標として「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」を掲げている。このビジョン及び教育目標に基づき、2023（令和 5）年 2 月に「社会連携・社会貢献に関する明星大学の方針」を次の通り策定し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内に周知している。

社会連携・社会貢献に関する明星大学の方針

1. 本学の教育研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。
2. 本学がもつ知的資源をもって積極的に産学公連携活動を推進し、地域の活性化および地域の課題解決を通して社会に貢献する。
3. 企業や地方自治体、教育機関等との連携を推進し、学生教育の場と機会を広げ、学生の社会的・職業的自立に必要な能力を涵養する。教員の研究機会を確保するため、研究室を整備し、研究費を適切に支給するとともに研究時間の確保に留意する。

新たなビジョンに「多摩に根差し、地域に貢献する大学」とある通り、本学が立地している多摩地域への貢献を目標としており、本学は社会連携・社会貢献への高い意識のなかで教育研究活動を行っている。これは、従前の教育目標「自己実現を目指し社会貢献ができる人の育成」にも表れており、2024（令和 6）年で開学 60 周年を迎える本学が長年重視してきた理念ともいえる。

全学的な推進体制としては、学生や教職員の地域交流活動を推進するため、2015（平成 27）年に「地域交流センター」を設置し、学内外への情報発信や自治体、企業等の情報収集を行っている。同センターは、事務組織として学生支援ユニット（統合学生支援室）に置かれ、学生支援を担う学生サポートチームと連携しながら業務にあたっている。また、学生や教職員のボランティア活動を支援するため、2008（平成 20）年に「ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の紹介や情報提供を行っている。同センターも事務組織であるが、2022（令和 4）年 4 月より、学生支援ユニット（統合学生支援室）から明星教育ユニット（明星教育事務室）に移管され、学生支援という視点はもとより、学生主導によるボランティア活動の推進体制の構築に努めている。

また、産学公連携活動を推進するため、2009（平成 21）年に附属教育研究機関である連携研究センターを設置し、産学公連携活動に係る連絡調整や学外機関からの業務の請負等を行っている。連携研究センターでは、「明星大学の連携研究ポリシー」を次の通り策定し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表している。

明星大学の連携研究ポリシー

1. 明星大学の教育目標に基づき、大学として社会に貢献するため、積極的に産学公の連携研究を推進し、その成果を社会に還元する。
2. 本学の研究情報を学外（社会）に発信するとともに、知的財産の創出により本学の研究の社会的付加価値を高める。
3. センターの施設・設備を活用した体験型の教育及び研究を行い、本学における教育と研究の活性化に寄与する。
4. 産学公の連携研究を推進するにあたり、透明性を確保し、学内規程及び国内外の法令等を遵守するなど社会的説明責任を果たす。

このように、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、その具現化に努めているといえる。

■点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点（1）：学外組織との適切な連携体制を構築しているか。

評価の視点（2）：地域交流事業への参加に取り組んでいるか。

評価の視点（3）：国際交流事業への参加に取り組んでいるか。

評価の視点（4）：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進しているか。

本学は、前述の通り、地域交流センター、ボランティアセンター、連携研究センター等の社会連携・社会貢献に寄与する専門組織を有している。

1. 学外組織との連携

(1) 自治体との連携

自治体との連携体制としては、2024（令和 6）年度時点において、本学が設置されている日野市をはじめ、5 つの地元自治体と連携協定を交わし、地域の抱える問題解決に向けた協働、生涯学習の推進、人的及び知的資源の提供を進めている。

日野市とは、2015（平成 27）年に、相互協力・連携に関する包括協定を締結した。これを契機として地域交流センターを設置し、各部局それぞれの自治体との活動を同センターが取りまとめ、組織的に推進する体制を整備した。なお、締結後から 2019（平成 31）年までは、年に 1 回、日野市職員と本学教職員との合同研修会を開催し、連携事業の報告や意見交換などを行っていた。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020（令和 2）

年以降は開催が見送られているものの、現在も同センターを中心に、適切な連携体制の構築に努めている。

自治体との具体的な連携事業として、たとえばデザイン学部では、学生有志が「東京 2020 オリンピック・パラリンピック日野市ボランティアユニフォーム」をデザインし、2021（令和3）年3月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において日野市をホストタウンとしているウクライナとの文化交流イベントで披露され、同年7月に行われた「東京2020オリンピック聖火リレーの点火セレモニー」では関係者に着用された。



また、同学部では、日野市などが実施する、レジ袋の削減を目的とした「レジごみ袋」の導入及び販売に参加している。「レジごみ袋」はマイバッグを忘れた時やマイバッグに入りきれない買い物をした時などに、レジ袋代わりに使える日野市の新しい指定収集ごみ袋であり、学生がデザインした15点の中から1点が選ばれた。2022（令和4）年9月から2024（令和6）年3月まで実証実験事業として展開され、2024（令和6）年4月から本格導入されている。

さらに、同学部では、3年次の必修科目「企画表現5」にて、さまざまな自治体とプロジェクト型の授業を行っている。2016（平成28）～2018（平成30）年度は日野市、2019（平成31）～2021（令和3）年度は八王子市、2022（令和4）～2024（令和6）年度は立川市と連携し、各市からの依頼に対し、学生が市の現状や課題を調査した上で、活性化につながる具体的な提案を行う内容となっている。2024（令和6）年度に実施された「立川活性化プロジェクト2024」では、5つのテーマで20個の提案が学生からあり、「防災意識を高めるための動画」「子育てひろばの周知と利用を促進するためのイベントおよびツール」「立川市の自治会に多世代が参加する仕組み」「『パパママ教室』周知のための広報物」「たちむにいサークル」などが事業化されている。

（2） 企業・産業界との連携

企業との連携については、各学部等がそれぞれの特色を活かした取り組みが行われている。

本学は、2024（令和6）年3月、地域の課題に適切に対応し、持続可能な地域社会の共創に寄与することを目的に、イオンモール株式会社との包括連携に関する協定書を締結した。この協定に基づき、同年8月には開業から10周年を迎えるイオンモール多摩平の森とともに、デザイン学部の学生たちが「10周年シンボルデザイン」を制作した。また、同年8～10月には、デザイン学部によるワークショップ「たまだいらボ」が開催され、10周年シンボルデザインの認知拡大などが図られた。



経営学部では、多摩信用金庫と共催し、多摩地域の中小企業の次世代経営者を対象とする次世代ビジネスリーダーを育成プログラム「TAMA NEXT リーダープログラム」を実施している。このプログラムのマネジメント能力養成講座等には、同学部の学生も参加し、現役の経営者などと一緒に実践的・体験的に学ぶことで、経営者としての資質向上を目指すことができる。

産業界との連携体制に関しては、主に連携研究センターが窓口となり推進している。2023（令和5）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で過去3年間開催できていなかった「産学交流会」を再開した。多摩地域の企業及び自治体や商工会・商工会議所の関係者など約60名の参加があり、ラボツアーや本学教職員との情報交換会が行われた。また、同センターでは、「研究シーズ集」を公表しており、学部・学科別の研究シーズ一覧や、具体的な研究者名、所属、専門分野、研究概要、応用例・用途、研究設備などを掲載することで、産業界等との共同研究・受託研究の活性化に寄与している。

（3）公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩、大学コンソーシアム八王子との連携

多摩地域の活性化に資する人材供給及び多摩地域全体の活性化を目的に、多摩地域の大学、企業、団体及び行政が加盟する「産官学」の地域コンソーシアム「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟している。また、同法人が運営する事業にも積極的に参画しており、「多摩の学生 まちづくり・ものづくりコンペティション2023 まちづくり・ものづくり部門」においては、本学学生の取り組みが奨励賞を受賞している。

また、八王子市を魅力ある学園都市にすることを目的に、大学・市民・経済団体・企業・行政等が連携・協働して設立された「大学八王子コンソーシアム」に加盟しており、研修会、セミナー及び学生発表会等のイベントに参画している。

2. 地域交流事業・国際交流事業への参加

（1）明星大学×読売新聞立川支局共催 連続市民講座

本学は、読売新聞立川支局と共催し、2024（令和6）年4月から12月にかけて、全10回にわたる連続市民講座を開催した。「わたしたちの多摩」を総合テーマに掲げ、本学の教員がそれぞれの専門的な知見や経験を活かし、多摩地域に関するさまざまな事柄について

て解説を行った。各回とも多くの市民の方々にご参加いただき、地域との交流を深める貴重な機会となった。

(2) 明星 SATOYAMA プロジェクト 2022→2025

本学では、学内の自然環境・資源・歴史に着目し、多摩地域でも有数の学内「里山」環境の過去と現在を知り、その活用と地域連携について考える「明星 SATOYAMA プロジェクト 2022→2025」を 2022 年（令和 4）年より進めている。これは、ワンキャンパスに 9 学部 1 学環 12 学科が集結した総合大学である明星大学ならではの取り組みとして、幅広い学部の教員や学生が、それぞれの視点や専門性を持ち寄り、掛け合わせながら考える、学部横断型のクロッシング・プロジェクトである。プロジェクトには、2024（令和 6）年度時点で、理工学部、教育学部、デザイン学部、建築学部の教員が参画しており、「多摩の里山を楽しむキャンパス」という基本理念のもと、学生や地域の方々とともにそれぞれの専門領域を活かした取り組みが行われている。具体的には、季節ごとの野鳥の分布調査、調整池や畑といったビオトープの整備、里山の魅力を伝える移動式展示の企画・制作、日野市程久保地域の伝統的な生活文化の調査などが行われている。2024（令和 6）年度は、前述のイオンモール株式会社との包括連携に関する協定に基づき、イオンモール多摩平の森でビオトープ活性化プロジェクトが行われ、理工学部の学生や、自校でビオトープ作り取り組む小学生が参加した。

(3) 夏休み科学体験教室

理工学部の教員と学生が中心となり、近隣の小中学生を対象に科学実験などを行うイベント「夏休み科学体験教室」を毎年実施している。2024（令和 6）年度は、子どもたちの科学に対する興味や関心を育てることを目的に、理工学部、情報学部、建築学部に所属する 10 名の教員による 10 種類のプログラムが企画され、多くの小中学生が参加し行われた。

(4) 明星サマースクールプロジェクト

近隣の小中学生を対象に、楽しく分かりやすく英語を教えるイベント「明星サマースクールプロジェクト」を毎年実施している。このイベントは、人文学部国際コミュニケーション学科の授業科目「サマースクール」の一環として実施されており、学生は英語でディスカッションをしながらイベント内容の検討を行っている。2024（令和 6）年度は、机に向かって英語の勉強をするのではなく、ゲームやアクティビティを通じた活動を行うことで、苦手意識を持たずに英語に親しむことができるよう 6 日間のプログラムが企画され、世界各国から集まった国際ボランティアとともに行われた。

(5) 高校生アントレプレナーズキャンプ TAMA

2022（令和 4）年度より、起業を体系的に学ぶ体験教育プログラム「高校生アンレプレナーズキャンプ TAMA」を学校法人明星学苑として開催し、多摩地域で学ぶ高校生を対象に、起業活動の体験学習の機会を提供している。本学経営学部の教員が講師となり、3 日間の日程で行われ、起業に関連する基礎的な知識・スキル、プレゼンテーションを

体系的に学ぶことができるプログラムを展開している。2024（令和 6）年度は「日常生活の課題から、革新的なサービスを企画しよう！」をテーマに実施され、15 名の高校生が参加した。

（6）ゼミ活動による地域交流事業

各学部等のゼミ活動も社会貢献活動に寄与している。例えば、人文学部人間社会学科の熊本博之ゼミでは、東京都が実施する「都民による事業提案制度（都民提案）」に参加しており、提案した「誰もが使いやすい東京都防災アプリ」事業が見事に選出され、事業化されるなどの高い評価を得ている。また、経営学部経営学科の田原洋樹ゼミでは、2018（平成 30）年度よりあきる野市及びあきる野商工会と連携して、秋川渓谷の食の魅力を PR するための JR 五日市線沿線グルメマップ制作事業に取り組んでいる。2023（令和 5）年度は武蔵五日市駅「武蔵五日市駅グルメマップ」が制作され、約 2 万部があきる野市内などに配布された。

（7）学生によるボランティア活動・地域活動

ボランティアセンターでは、多摩地域を中心に各地からのボランティア情報を登録・管理し、福祉・教育・環境保護・まちづくり・災害復興支援などの多様な分野に関するボランティア活動を取り扱っている。外部団体からの希望登録制の体制をとっており、そこで外部団体からの希望によって登録されたボランティア依頼内容を、LMS 等を通じて学生に向け発信し、学生は自身に合ったボランティア活動に参加している。このほか、学生が主導して構成した「きらぼ学生サポーター」により、ボランティア活動にあたってのスキルアップを企図した交流会や各種ボランティア講座（ボランティア初心者対象講習会「はじめのいっぽ」など）の開催に加え、各種相談を受け付けている。ボランティア活動を始める際に義務付けているボランティア保険の加入（1 年毎に更新）状況は、2023（令和 5）年 12 月現在、850 名となっている。活動の状況は、個人でのボランティア活動のみならず、ボランティア団体での活動や教職希望者等の学校における活動など、幅広い場で様々な活動を行っている。

また、校友会団体による地域活動も行われており、例えば、硬式野球部や男子籠球部は地域の子どもたちを対象としたスポーツ教室を実施している。

（8）附属教育研究機関による地域交流事業・国際交流事業

各附属教育研究機関では、それぞれの専門分野を生かし、地域社会に開放された相談窓口を設置して、専門家による相談対応等を通じて社会貢献に努めている。これらの機関は定期的に公開講座等を実施し、加えて、その活動内容や研究内容に関するニュースレターや紀要等を公開している。

心理相談センターでは、心理相談機関として年間約 2,000 件以上の相談面接を受け付けており、地元自治体の教育委員会等との提携活動を通じて積極的に社会貢献を実施している。また、「センター便り」「多摩心理臨床学研究」等を定期的に発行しているほか、毎年、専門家を招いての公開講演会を開催している。

情報科学研究センターは必要に応じて各学部公開講座や体験教室に、資源（サーバ等）を利用し、システムの支援を行っている。具体的には応募フォームおよび Wi-Fi 環境の提供を実施している。また、2024（令和 6）年度は情報学部との共催で公開講座を実施し、「はじめてのサイバーセキュリティ演習 ～ネット家電に関わるサイバー攻撃～」と題し、近年身近になったネット家電にまつわる題材を取り上げ、サイバー攻撃手法の理解を目的とした演習などを行った。

国際教育センターでは、留学生対象の国際交流イベントについて、LMS を通じて留学生へ紹介している。具体的には、八王子市内の小学校にて開催されるイベントや、多摩観光推進協議会主催「地酒列車モニターツアー」等がある。

社会連携・社会貢献に関する取り組みの情報公開について、地域交流センターでは、「明星大学地域活動報告書」「地域交流センターNewsletter」を毎年発行し、それを本学公式ウェブサイトに掲載することで広く学内外へ公開している。また、ボランティアセンターにおいても、学生のボランティア活動や学外者との交流について、本学公式ウェブサイトを通じて確認することができる。このほか、2020（令和 2）年度には、本学における地域交流活動をマップで紹介するウェブコンテンツとして「地域交流マップ」を公開し、継続した情報発信を行っている。

このように、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する多様な取り組みを実施し、教育研究成果を社会に還元することに努めているといえる。また、取り組み内容を適切に情報公開しているといえる。

■点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。社会連携・社会貢献の適切性に関する自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、地域交流センターやボランティアセンター、連携研究センターが、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

2022（令和 4）年度の自己点検・評価では、各学部等で実施している社会連携・社会貢献に係る取り組みを可視化できていないといった課題が指摘されていた。しかし、「明星大学地域活動報告書」や「地域交流センターNewsletter」、「地域交流マップ」な

ど、学内各所で可視化されており、その内容も充実していることから、引き続きこれらの取り組みを推進し、学内外への広報にも努めていく考えである。

また、社会連携・社会貢献に係る取り組みが個人的・局所的なケースがあるという課題も指摘されていた。これに対しては、社会貢献等の教員に求められる諸活動に係る FD 活動の実施によって改善を図っており、2024（令和 6）年度は理工学部及び人文学部の活動に関する全学 FD（研修会）を実施した。今後も社会連携・社会貢献に係る取り組みを学内で共有し、活性化を図っていく考えである。

(2) 長所・特色

- ・多摩共創企画 2023、高校生アントレプレナーズキャンプ TAMA、明星 SATOYAMA プロジェクト 2022→2025 など、本学が立地している多摩地域に関する事業を多く実践しており、本学の理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。

(3) 課題・問題点

- ・特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針として、「社会連携・社会貢献に関する明星大学の方針」を定め、本学公式ウェブサイトを通じて適切に公表している。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、自治体や企業・産業界をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、本学の教育研究成果を適切に社会に還元している。

社会連携・社会貢献の適切性については、地域交流センター、ボランティアセンター、連携研究センター等の専門組織が自己点検・評価を行い、この結果を基に全学的な検証を行う体制を整備している。

第 10 章 大学運営・財務

第10章 大学運営・財務

＜大学運営＞

(1) 現状

- 点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 (1)：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を策定しているか。

評価の視点 (2)：大学運営に関する方針を、どのように学内者へ周知しているか。

本学は、ビジョンとして「新たな時代を世界の人々と共創する大学」「多摩に根差し、地域に貢献する大学」を、教育目標として「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」を掲げている。また、大学の将来を見据えた中期計画として、2022（令和4）年度に「明星大学第2期中期事業計画（2023～2027年度）」を策定している。このビジョン、教育目標及び中期計画を実現するため、2023（令和5）年2月に「大学の運営に関する明星大学の方針」を次の通り策定し、本学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表するとともに、教職員向けポータルサイトを通して学内で共有している。

大学の運営に関する明星大学の方針

1. 大学の適正な運営のため、関係法令及び学内規程に則り、学長のリーダーシップのもと、教学組織および事務組織を整備するとともに、役職者の権限および責任を明確にする。
2. 健全な財政基盤を維持するため、中期財務計画を策定し、これに基づく予算編成・執行を行う。また、学生の収容定員数を確保し、各種補助金、外部資金および寄付金などの獲得に積極的に取り組む。
3. 理事会とその運営を支える法人事務組織および法人設置の明星中学校・高等学校、明星小学校、明星幼稚園との適切な連携体制を維持する。
4. 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員および事務職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施する。
5. 三様監査（監事、監査法人、内部監査室）を行い、大学運営の健全性と透明性を確保し、社会に対して財務状況を積極的に公表する。

このように、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示し、この方針は適正な大学運営を図るものとなっているといえる。また、この方針は適切に大学内で共有されている。

- 点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

- 評価の視点 (1) : 学長の選任方法と権限について、どのように学内者に周知しているか。
- 評価の視点 (2) : 次の役職者の選任方法と権限について、どのように学内者に周知しているか。
・副学長 ・学長補佐 ・学部長、研究科長
- 評価の視点 (3) : 学長による意思決定及びそれに基づく執行等を円滑に行うために、次の会議体の組織的な位置づけ及び権限について、規程上、どのように定めているか。
・大学評議会 ・学部長会
・学長の諮問委員会 ・その他の会議体
- 評価の視点 (4) : 教授会の組織的位置づけ及び役割について、規程上、どのように定めているか。
- 評価の視点 (5) : 学長による意思決定と教授会の役割との関係について、規程上、どのように定めているか。
- 評価の視点 (6) : 学生、教職員からの意見への対応について、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点 (7) : 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任について、規程上、どのように定めているか。
- 評価の視点 (8) : 危機管理対策について、どのような体制を整備しているか。

本学は、学校法人明星学苑及び各設置校に関する諸規程を「学校法人明星学苑規程集」として編纂している。同規程集は、「第1編 法人」「第2編 明星大学」「第3編 高等学校・中学校・小学校・幼稚園」「第4編 その他」と体系化され、「第2編 明星大学」は、「第1章 学則」「第2章 運営組織」「第3章 人事」「第4章 自己点検・評価」「第5章 研究」「第6章 教務」「第7章 奨学金」「第8章 防災」「第9章 附属施設」「第10章 情報管理等」から構成されている。また、同規程集は、教職員向けポータルサイトを通して学内で共有している。

1. 学長の選任方法と権限について

学長の選任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程において、「学校法人明星学苑大学学長候補者選考規程により行い、理事会の議を経て、理事長が行う」と定めている。学長候補者の選考については、学校法人明星学苑大学学長候補者選考規程及び学校法人明星学苑大学学長候補者選考規程施行細則に基づき、選挙により行われる。まず、学長候補適任者を選定するにあたり、選挙人による予備選挙が行われ、この結果を受けて、学長候補選考委員会が学長候補適任者を選定するため2人以上6人以内の候補を選定する。同委員会委員長は選定した候補に本選挙への立候補の意思確認を行い、学長候補適任者を決定する。そして、学長候補適任者のうちから1人を選出するため、選挙人による本選挙を行い、その結果、有効投票総数の過半数を得たものを学長候補者とすることが規定されている。

学長の職務については、学校法人明星学苑組織管理規程において、「学長は、理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督し、大学を代表する」と定めている。

2. 役職者の選任方法と権限について

副学長の選任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程に基づき、「大学教員の中から、学長が大学評議会の意見を聴いて推薦し、理事会の議を経て、理事長が行う」とことと定めている。また、職務については、学校法人明星学苑組織管理規程に次の通り定めている。

- (1) 教育研究及び学生の厚生補導に係る学長の職務を補佐する。
- (2) 学長から委任された権限の範囲での業務を執行する。
- (3) 前号に定める副学長の業務の範囲は、学長が定め、理事長に報告する。
- (4) 副学長は、学長に支障があるとき学長の職務を代理する。副学長を複数名置く場合の代理順位については、予め理事長の承認を得るものとする。ただし、学長が欠けたときの学長職務の代理者は、理事会の意見を聞いて理事長が選任する。

学長補佐の選任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程に基づき、「大学教員の中から、学長が学部長会の意見を聴いて推薦し、学長の稟議を経て、理事長が行う」とことと定めている。また、職務については、学校法人明星学苑組織管理規程に次の通り定めている。

- (1) 学長の企画・立案作業の補佐及びそれに付帯する事項
- (2) 前号のほか、学長を補佐する上で必要な事項
- (3) 学長補佐は、学長の業務執行上の職務権限の委任を受けない。

学部長及び大学院研究科長の選任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程において、「学校法人明星学苑大学学部長候補選考規程、学校法人明星学苑明星大学大学院研究科長候補選考規程により行い、学長が稟議し、理事会の議を経て、理事長が行う」と定めている。学部長候補及び大学院研究科長候補の選考については、学校法人明星学苑大学学部長候補選考規程、学校法人明星学苑明星大学大学院研究科長候補選考規程に基づき、当該学部又は研究科の選挙管理委員会の管理下において、当該学部又は研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教を選挙人とする投票を行い、その結果、投票の過半数を得た者を候補者とすることが規定されている。また、学環長の選任については、学校法人明星学苑教員等の選任等に関する規程において、「大学の教授の中から、学長が大学評議会の意見を聴いて推薦し、理事会の議を経て、理事長が行う」と定めている。学部長、学環長及び大学院研究科長の職務については、学校法人明星学苑組織管理規程において、「学部長及び学環長は、学長の命を受け、当該学部等の校務をつかさどり、所属教員の管理を行う」「大学院研究科長は、学長の命を受け、当該研究科の校務をつかさどり、所属教員の管理を行う」と定めている。

3. 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学における主要な会議体の組織的な位置付け及び権限については、次の通りである。

① 大学評議会

大学評議会は、明星大学学則第 8 条及び第 9 条において、学長の諮問に応じて審議することとし、その審議事項は次の通りである。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項

- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

なお、構成員については、学長、副学長、学部長、学環長、大学院研究科長、通信教育課程長、全学共通教育委員会委員長、図書館長、各学部所属教授各 2 名及び全学共通教育委員会構成員教授 3 名としている。

② 学部長会

学部長会は、明星大学学則第 14 条において、「大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため」に置くものと定めており、その構成員は、学長、副学長、学部長、学環長、全学共通教育委員会委員長、大学院研究科長、通信教育課程長及び事務局長としている。なお、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができるとしている。

また、明星大学学則第 14 条の 2 第 1 項には、「学環の運営に関する事項を連絡調整するため」に学環運営協議会を置くことが規定されている。

③ 学長の諮問委員会

学長の諮問委員会は、明星大学学則第 14 条の 3 において、学長が必要と認めたとき置くことができると定めており、明星大学学長の諮問委員会に関する細則第 2 条において、恒常的に設置する「恒常委員会」と、特定事項について期限を定めて臨時的に設置する「臨時委員会」の 2 種類に区分して設置することを明示している。なお、各「恒常委員会」については、同細則において、次の通りに示されている。

- (1) 大学規程整備委員会
- (2) 全学カリキュラム検討委員会
- (3) 全学教務委員会
- (4) 全学学生生活委員会
- (5) 全学入試運営委員会
- (6) 全学キャリア教育検討委員会
- (7) 明星大学内部質保証推進委員会
- (8) 全学 SD・FD 委員会
- (9) 前各号に定めるものの他、学長の職務執行に必要な恒常委員会を別表のとおり設置する。

(別表)

- (1) 明星大学研究倫理委員会
- (2) 明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会
- (3) 明星大学利益相反マネジメント委員会
- (4) 明星大学安全保障輸出管理委員会
- (5) 明星大学組換え DNA 実験安全委員会
- (6) 明星大学動物実験委員会
- (7) 明星大学海外研修危機管理委員会
- (8) 明星大学教育研究ウェブサイト管理委員会

- (9) 明星大学障がい学生支援検討委員会
- (10) 明星大学発明審査委員会

なお、学長の諮問委員会に関しては、2022（令和 4）年度に整理・見直しが行われ、2023（令和 5）年度から一部の委員会の位置づけが変更されている。例えば、これまで臨時委員会として位置づけていた全学カリキュラム検討委員会を恒常委員会へ整理し、また臨時委員会として位置づけていた全学キャリア教育・キャリア支援検討委員会を全学キャリア教育検討委員会という名称変更とともに恒常委員会へ整理した。また、SD の定めがないという課題を解消するため、既存の全学 FD 委員会を全学 SD・FD 委員会として整理するといった対応を講じている。このように本学の大学運営の状況を踏まえて定期的に内容を精査しながら、学長の諮問委員会を運営している。ただし、全学カリキュラム検討委員会や全学教務委員会、全学キャリア教育検討委員会など、一部の委員会では役割や権限が明示されていないといった課題がある。現在、改正大学設置基準への対応や「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」など、一部内容が重なり合いながら、複数の場で検討が進められている状況になりつつある。現時点では具体的な計画はないが、検討を進めるなかで各組織や会議体の役割や権限を明確にしていき、今後は正していく考えである。

4. 教授会の役割の明確化

教授会は、明星大学学則第 10 条に基づき、当該学部にも所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織すること、第 11 条において、当該学部等に関わる次の事項について審議することと定められている。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

また、明星大学学則第 11 条において、学長は、上記事項の決定にあたり、教授会の審議結果の報告を受け、これを参酌すること、そして、教授会は上記事項のほか、当該学部等の教育研究に関する事項について審議し、学長へ報告することを定めている。

なお、上記(3)の「学長が定める教育研究に関する重要な事項等」については、明星大学教授会運営細則第 7 条第 1 項において、次の各号に定める事項について審議するものと定めている。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生補導、賞罰に関する事項
- (3) 学則及び教則に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学則第 9 条各号その他の学長からの諮問に関する事項

また、明星大学教授会運営細則第 7 条第 2 項において、学部の教授会は、次の各号に定める事項について審議し、報告するものと定めている。

- (1) 授業運営に関する事項
- (2) 試験その他の評価に関する事項

- (3) 学生の履修及び単位認定に関する事項
- (4) 学生の留学に関する事項
- (5) 進級、卒業基準に関する事項
- (6) 教員の人事に係る業績の審査基準に関する事項
- (7) 学部長選考に係る選挙管理委員会に関する事項
- (8) 教育研究予算に関する事項
- (9) 学部運営に係る委員会に関する事項
- (10) その他教授会が必要と認める事項

教授会の運営については、明星大学教授会運営細則及び明星大学学環教授会運営細則に定めている。学部の教授会は、これを円滑に運営するため、教授会運営委員会を置くことができるほか、(1)教務委員会、(2)入試検討委員会、(3)学生生活委員会、(4)就職指導委員会、(5)教職課程委員会、(6)学則及び教則検討委員会、(7)自己点検・評価委員会、(8) その他教授会が必要と認める委員会を置くことができると定めている。また、教員の採用・昇任に関わる事項については、教員人事選考委員会を置かなければならないと定めている。なお、学環に置く教授会については、重要事項を協議するために、学環長を含む教授会構成員の 5 分の 1 以上かつ 6 名以上を構成員とする代表委員会を置くことができることや、学環の運営を円滑にするために、学環長及び学環専属専任教員を含む専任教員数名を構成員とする学環連絡会を設けることを定めている。学部等連係課程により設置されたデータサイエンス学環に関しては、所属する専任教員の多くが連係協力学部である理工学部、情報学部、経済学部に所属しているため、通常の学部教授会と異なる運営方法をとっている。

また、通信教育部については、明星大学通信教育部学則第 8 条において、教育学部教授会構成員の一部をもって組織する通信教育代表委員会を置くことが規定されている。通信教育代表委員会の組織及び運営については、明星大学通信教育代表委員会運営細則に定めており、同細則 11 条には、「委員長は、委員会で審議し、議決した事項を教育学部教授会に報告しなければならない。」と定めている。

5. 学生、教職員からの意見の対応

学生からの意見の対応については、学生の入学から卒業までの学修行動や成長実感等を把握することを目的とした「在学生アンケート」や、学食の利用満足度の向上を目的とした「学生食堂満足度アンケート」などで意見を聴く機会を設け、対応している。また、新型コロナウイルス感染拡大により実施が見送られていた学生と学長とが直接対話する場を復活させ、「学長等と学生の意見交換会」を 2024（令和 6）年 12 月に開催した。参加した 9 名の学生からは、成績評価、卒業生の活用、大学スポーツの広報への活用、クロッシングに関する指摘など、多岐にわたる率直な意見が出され、今後どのような検討が必要か意見交換を行った。学長が学生の意見を直接聴く機会として、次年度以降も引き続き開催していく考えである。

また、教職員からの意見の対応について、教員は学部長会や教授会等を通じて意見を述べることができ、職員はユニット・チーム間の意思疎通を円滑に行うことを目的とし

た「ユニットリーダー（UL）ミーティング」、「チームリーダー（TL）ミーティング」を通じて意見を述べることができる。

6. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任について

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任については、学校法人明星学苑理事会業務委任規程及び学校法人明星学苑理事会業務委任規程施行細則において、理事会が担う業務の執行についての担当委任事項を定め、各役職者への委任事項を可視化することで、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係性を明確化している。

理事会については、学校法人明星学苑寄附行為第 11 条において学長を理事として選任することを定め、同第 17 条において理事会を置き、理事長を議長とすることを定めている。また、理事会運営を円滑に行うため、理事長が招集する協議機関として、学校法人明星学苑学苑運営会議を設置している。これは、原則、毎月 1 回、必要に応じて随時招集し開催されるもので、主に、理事会の議案に関する事項を協議する。なお、構成員は、理事長、副理事長、常任理事、明星大学学長、学苑・大学企画局長、学苑・大学事務局長、府中校事務ユニットリーダー、その他理事長が認めた者であり、大学が理事会議案として上申する前に、教学組織と法人組織が適切に協議した上で、理事会に諮る運用をとっている。

7. 危機管理対策について

危機管理対策については、地震、火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故といった危機に迅速かつ的確に対応するため、学校法人明星学苑における危機管理態勢その他基本的事項を学校法人明星学苑危機管理基本規程に定めている。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 学生・生徒等及び教職員等の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 二次災害防止に努める。
- (4) 学苑の財産の保護に努める。
- (5) 設置校における教育及び研究活動等の継続又は速やかな再開に努める。

また、学苑、学生・生徒等又は教職員等への影響が大きい災害及び事故等が発生した場合は、その危機の状況に応じて、理事長又は学長を本部長とした危機対策本部を設置して危機に対処することを定めている。その他、災害発生時に学生及び教職員の安否を確認するシステムの展開や事務組織における事業継続計画（BCP）の整備をしている。

上記のほか、「学校法人明星学苑防火・防災管理規程」「学校法人明星学苑コンプライアンス基本規程」「学校法人明星学苑リスク管理基本規程」「学校法人明星学苑公益通報等に関する規程」「学校法人明星学苑個人情報保護規程」「学校法人明星学苑個人情報取扱規程」「学校法人明星学苑ハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人明星学苑労働安全衛生管理規程」「明星大学研究倫理規程」「明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程」「明星大学安全保障輸出管理規程」等を定め、管理責任者や教職員の責務等を明示している。また、リスク管理、コンプライアンス推進及びハラスメントや個人情報漏えい事案等の調査を分掌する部署としてコンプライアンス室を 2022（令和 4）年度より設置している。なお、情報セキュリティに

関しては、組織的な体制や方針は策定されていないものの、2023（令和5）年11月より、情報科学研究センター長及び外部有識者の助言に基づき、体制構築に向けた検討を開始している。

このように、本学は各種規程に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確に明示し、それらに基づいた大学運営を適切に行っている。しかし、一部の会議体では役割や権限が明示されていないことから、今後は是正していく考えである。

■点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

- 評価の視点（1）：予算単位（予算の立案・申請及び予算執行の活動単位）について、規程上、どのように定めているか。
- 評価の視点（2）：予算編成方針の策定方法及びその通知方法について、どのような体制を講じているか。
- 評価の視点（3）：予算編成のプロセス及び査定方法について、どのような体制を講じているか。
- 評価の視点（4）：予算執行に伴う効果について、どのような体制で、分析及び検証を行っているか。
- 評価の視点（5）：予算の流用、予備費の使用及び補正予算等の弾力的な予算措置について、どのような仕組みを講じているか。

予算単位について、本学では学校法人明星学苑予算管理規程第5条第2項に基づき、「業務（予算）単位」として、①学苑・大学企画局、②学苑・大学事務局、③明星大学、④高等学校、⑤中学校、⑥小学校、⑦幼稚園の7単位を設けている。また、同規程第6条第4項に基づき、各予算単位には業務執行責任者（局長、学長、校長、園長）を設け、予算の編成・執行・管理に対して責任を負うものとしている。

予算編成方針の策定方法及びその通知方法については、理事長が予算統括責任者（常任理事）に予算編成方針案の作成を命じ、予算編成方針案を基に、必要に応じて予算委員会等への諮問を行い、予算編成方針を決定する。その後、理事長が各予算単位の業務執行責任者へ予算編成方針を通知する。なお、学校法人明星学苑予算管理規程処理細則に基づき、予算編成方針には、①学苑全体の事業計画方針に基づき、学苑全体の予算編成のための基本方針を定める、②予算単位の予算編成目標を明確にする、③予算編成日程を定める、の3点を明記する。なお、②予算単位の予算編成目標は、日野校及び府中校の集約単位での予算編成目標に変えることができ、その際の各予算単位への編成目標の割振りについては、各業務執行責任者の協議等によって決めるものとしている。

予算編成のプロセス及び査定方法について、業務執行責任者が予算編成方針に基づき、業務（予算）単位の予算編成のための基本方針を定め、かつ各部署等の予算編成目標を明確にし、予算編成日程を定めている。各部署長は、業務執行責任者の方針に従い、事業計画ごとにその積算根拠を明らかにしながら、各部署の予算案を作成する。その後、業務執行責任者は、各部署の予算案の精査を行い、必要に応じて資料の要求、ヒアリング、予算調整の協議を行った上で業務（予算）単位の予算案を作成する。予算責任者で

ある学苑・大学事務局長が、各部署の予算案の精査を行い、必要に応じて資料の要求、ヒアリング、予算調整の協議を行った上で、学苑全体の予算案（予算原案）を作成する。最終的には、予算統括責任者である常任理事が、予算原案を精査し、予算責任者と協議の上、予算原案に計上する予備費の金額を決定し、理事長が、その予算原案に基づき、「学校法人明星学苑寄附行為」に定める所定の手続きを経て、理事会の決議により予算を決定する。

予算執行に伴う効果の分析・検証は行っていない。一方で、予算執行の結果の分析・検証については、以下の取り組みを行っている。

【期中：中間決算(4～9月の6か月間の決算)を実施】

中間決算により上半期の執行実績を確定させ、①学苑全体の収支状況を分析し、②各部署に対して現状の予算執行状況を確認及び年度末の着地見込みを依頼。その結果をもとに機動的な事業計画の修正を行うことのできる体制を取っている。

【年度末】

決算数値を管理会計ベース（特殊要因を省いた経常的な収支ベース）に組み替え、分析を行い、その結果から、問題点及び今後の検討事項を提起する。なお、2020（令和2）年度決算より試行的に大学部門における学部別（必要に応じて学科・コースまでに細分化）に決算書の数値を組み替え、学部単独での収支状況と間接経費を配分した後の収支状況を明確にし、実質的な収支状況から分析を行い、学長等に限定し報告している。

予算流用については原則として認めていないが、やむを得ない事由がある場合には例外的に流用を認めている。なお、無制限に流用を認めることはせず、予算単位間や一部の予算項目間での流用を禁止している。

予備費については、予算の流用等をもってしても補填できない支出を行わなければならない場合に、予算統括責任者が理事長に対して承認を得たうえで使用することができることとしている。

補正予算については予備費の支出をもってしても補填できない以下の事象が生じた場合に編成することとしている。

- (1) 学納金等の収入に大きな差異が生じ、予算に重要な影響を及ぼすとき
- (2) 災害等による緊急突発的事項で新たな予算措置が必要になったとき
- (3) 新規事業により新たな予算措置が必要になったとき
- (4) 事業計画に大きな変更が生じ予算の見直しが必要になったとき
- (5) その他必要と認められるとき（金額の大きさが予算に重要な影響を及ぼす場合など）

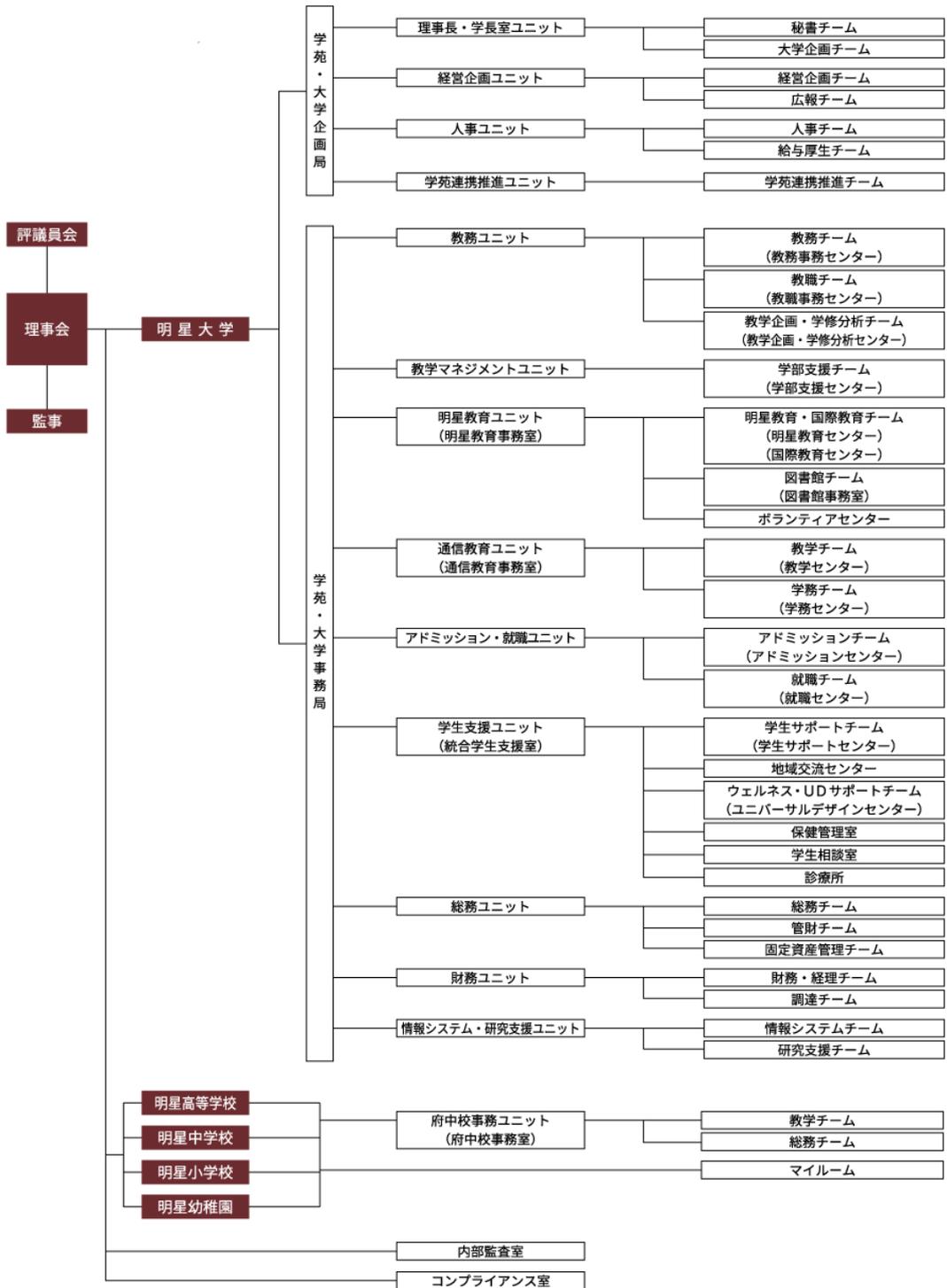
このように、予算執行に伴う効果の分析・検証は行っていないものの、期中及び年度末において法人全体、部門別の収支状況や予算執行状況等を明らかにした上で検証し、必要に応じて事業計画の修正等を講じていることから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

■点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

- 評価の視点 (1)：大学運営を支援する事務組織をどのように設置しているか。また、事務組織の機能向上に向けて、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点 (2)：人員配置について、大学運営に関わる適切な人員を配置しているか。
- 評価の視点 (3)：職員の採用及び昇格について、規程上、どのように定めているか。
- 評価の視点 (4)：業務内容の多様化、専門化に対応するための職員体制について、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点 (5)：教員と職員の連携（教職協働）について、どのような取り組みを行っているか。また、教職協働の活性化に向けて、どのような措置を講じているか。
- 評価の視点 (6)：人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に向けて、どのような措置を講じているか。

本学の事務組織については、学校法人明星学苑組織管理規程第 6 条に基づき設置しており、学苑・大学企画局及び学苑・大学事務局のもとに、大学の管理運営、学生の厚生補導、教育研究活動を支援する「ユニット・チーム（旧部・課）」を設置している。事務組織の機能向上に向けては、2020（令和 2）年度より、これまでの部・課制からユニット制へ移行したこと、またその翌年度以降は、学苑・大学企画局及び学苑・大学事務局の長を常任理事が兼ねることで、意思決定の迅速さを実現している。ユニット・チーム間の意思疎通を円滑に行うため、局長（常任理事）及びユニットリーダーを主な構成員とした「ユニットリーダー（UL）ミーティング」を、局長（常任理事）及びチームリーダーを主な構成員とした「チームリーダー（TL）ミーティング」を月に 1 度の頻度で開催している。

事務職員の配置については、学校法人明星学苑組織管理規程第 13 条において、組織ごとに「管理者及び職員を置く」と定められている。2024（令和 6）年 4 月 1 日現在、日野校（学苑・大学企画局、学苑・大学事務局、内部監査室及びコンプライアンス室）に勤務する事務職員人数は合計 304 人であり、その内訳は専任事務職員 160 人、アソシエイト・契約事務職員 17 人、契約実習指導員 38 人、専門的契約職員（無期を含む）33 人、嘱託職員（無期を含む）10 人、パートタイマー職員（無期を含む）46 人であるこれらの職員が、大学運営に関わる学苑・大学企画局、学苑・大学事務局、内部監査室及びコンプライアンス室のもと、各ユニット及びチームに適切に配置されている。



専任事務職員の採用について、本学苑の教職員の任用等を学校法人明星学苑法人教職員任用規程で定め、任用計画については、第 5 条において「教職員の採用は、理事長の下に設ける人事計画委員会の議に従って、計画的に行う。」としている。そこで、学校法人明星学苑諮問委員会に関する規程及び学校法人明星学苑人事計画委員会細則に基づき、理事長の諮問委員会である学校法人明星学苑人事計画委員会（委員長：学苑・大学企画局担当理事）において、教職員の採用方針・計画（採用人数）が検討される。その後、理事長への答申を経て、理事長の決裁とともに採用人数が確定する。その決裁を得た人数に対して、学苑・大学企画局人事ユニットが事務局となり、募集採用活動を行う。選考の結果、候補者の採用については、管理職相当の専任事務職員の場合は理事長、一般職相当の専任事務職員の場合は、学校法人明星学苑理事会業務委任規程施行細則別表第 2 に基づき、学苑・大学企画局担当理事の決裁をもって確定する。その他の事務職員の場合は、学苑・大学企画局人事ユニットが起案者として任用の必要性等を付記した起案を進達し、学苑・大学企画局担当理事の決裁をもって確定する。

昇格については、2019（令和元）年度の理事会において承認された「職員人事制度」の「Ⅱ．ランク・役職体系」及び「Ⅴ．評価体系」で、専任事務職員の職階、評価の考え方、視点、人事評価の流れ、人事考課の方法、評価実施の要領、不服申し立ての方法等を定めている。

専任事務職員の職階は管理職にあたる「マネジメント層」と、一般職にあたる「シニアスタッフ層」「スタッフ層」に分類され、「マネジメント層」は局長クラス、ユニットリーダークラス、チームリーダークラス、マネージャー、エキスパート職群の役職で区分し、「シニアスタッフ層」は課長補佐、主任の役職を設け 3 ランクに区分、「スタッフ層」は 7 ランクに区分している。

また、「シニアスタッフ層」は各ランクを 3 段階に、「スタッフ層」は各ランクを 5 段階に分け、「マネジメント層」にあつては、役職ごと、「シニアスタッフ層」「スタッフ層」にあつては各ランクの段階ごとに賃金が定められている。このため、本学苑にあつては、昇格に相当する各ランクの段階の上昇を「ランクアップ」と定めている。「シニアスタッフ層」「スタッフ層」は、人事考課の結果に応じて「シニアスタッフ層」であれば 3 段階から 1 段階、「スタッフ層」であれば 5 段階から 1 段階の刻みで「ランクアップ」する。人事考課の結果によっては、「ランクダウン」することも明示している。なお、「マネジメント層」は、全ての「マネジメント層」から適任者を当該役職に任命することから、ランクや段階は設けていない。「スタッフ層」から「シニアスタッフ層」、「シニアスタッフ層」から「マネジメント層」への「ランクアップ」にあつては、認定アセスメントを設けており、厳正な審査を通して「ランクアップ」が決定される。また、その際の基準については、「職員人事制度」の「Ⅱ．ランク・役職体系」に定めている。その他事務職員の昇格については、雇用区分ごとの就業規則において、昇格の有無を含め規定している。

事務職員においては、期待される役割、職務（業務内容の多様化、専門化）、労働条件等に応じて、専任職員、アソシエイト・契約事務職員、契約実習指導員、専門的契約職員（無期を含む）、嘱託職員（無期を含む）、パートタイマー職員（無期を含む）の雇用区分を設けている。特に、業務内容の多様化、専門化に対応するための雇用区分とし

て、専門的契約職員（無期を含む）が挙げられる。専門的契約職員（無期を含む）は、学校法人明星学苑契約教職員就業規則第3条において、「高度な専門性、豊富な業務経験等を必要とする業務を遂行する契約職員」と規定されており、当該雇用区分は、看護師、カウンセラー、URA、司書等の資格等を有する職員を、各部署の必要とする専門性に応じて配置している。

教員と事務職員の連携（教職協働）に関して、本学では主要な会議体を教員と事務職員を構成員とすることで担保している。例えば、大学全体の運営に関する事項を連絡調整する学部長会は、明星大学学則第14条において、その構成員を「学長、副学長、学部長、全学共通教育委員会委員長、大学院研究科長、通信教育課程長及び事務局長をもって組織する」と定めており、「学長が必要と認めたととき、他の教職員を加えることができる」とも定めている。2024（令和6）年度は、上記の構成員に加え、局長代理やユニットリーダーの合計13人の事務職員が構成員として加えられており、このほかにも、監事や事務職員の合計9人が陪席者として出席している。また、学長の所掌会議として週に1回開催されている大学業務ミーティングでは、学長、副学長、学苑・大学事務局長、学苑・大学企画局長、学苑・大学事務局長代理、教務ユニットリーダー、教学マネジメントユニットリーダー及び大学企画チームリーダーが構成員として参加し、教職協働で意見交換等を行っている。この会議では、学部長会の議題整理や資料確認、各部署から学長への報告・相談事項等が扱われている。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に向けては、2019（令和元）年度の理事会において承認された職員人事制度において定めている。職員の評価にあたっては、統一化された様式によるミッションノート・チャレンジノート・ベースジョブノートに基づき行われる。期首の部署目標に基づき、管理職、一般職ともに個人目標を各ノートに記載する。各ノートに基づき、上長は事業の進捗管理を行い、中間面談を経て期末に評価を行う。評価は、一次評価、二次評価を経て、「マネジメント層」にあつては常任理事、局長クラス、ユニットリーダークラス、「シニアスタッフ層」「スタッフ層」にあつてはユニットリーダークラスを構成員とする評価委員会を設け、厳正な検討を経て処遇が確定する。評価の機会を3回（複数回）設けることで、より公平公正な評価を担保している。なお、本制度においては、不服申し立て制度も設けており、不服申し立ての内容に応じて評価委員会において再度評価の検討を行う。これにより、より納得感のある評価制度となるよう努めている。

このように、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、また、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

■点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点（1）：事務職員及び教員の資質向上に向けて、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施しているか。

事務職員の資質向上については、2017（平成29）年度の理事会において承認された「明星学苑能力開発体系」に基づき、体系的な育成が行われている。この能力開発体系

は、本学が目指す職員像と 5 つの能力を明記し、これに基づき、能力開発を構成する「OJT（上司との進捗面談）」「自己啓発（eラーニング）」「集合研修（階層別研修）」の 3 本柱を定めた体系的な能力開発となっている。

具体的には、「自己啓発（eラーニング）」は、キャリアポテンシャル診断で自己の特徴を把握後、上司と面談を行い、開発するコンピテンシーと eラーニングコースを決定し受講する。苦手分野を伸ばすことはもちろん、得意な分野を選択し、更なるスキルアップへ繋げることも可能となっている。また、「集合研修（階層別研修）」は、知識学習では得られない自己洞察、気づきの場として役職や年代別に実施している。対象とする階層は、新規採用職員、3 年目、中堅、主任、新任管理職等である。役職や年代ごとに求められる知識やスキルを習得するとともに、同じ立場の事務職員と交流を図ることで、客観的に自らの立ち位置を確認する機会を提供している。

一方、事務職員及び教員の双方を対象とした SD に関しては、これまで、コンプライアンス（ハラスメント含）研修として実施している e-learning 研修のみという状況であった。前述の通り、事務職員を対象とした能力開発を企図した取り組みは充実しているものの、その内容はプレゼン能力や課題解決力等を涵養するプログラムが多かったため、大学運営に資する知識及び技能を習得させるための取り組みとして補完し切れていないという課題があった。また、この能力開発のプログラムは事務職員のみを対象としており、教員向けのプログラムは実施されていないという課題もあった。このような課題を解決するため、2022（令和 4）年度に、明星大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程を廃止し、明星大学 SD・FD に関する規程を制定した。2023（令和 5）年度に施行された同規程では、SD 及び FD を包括的に企画・運営に関する組織として「全学 SD・FD 委員会」を設置することを定め、この構成員を自己点検・評価委員会とほぼ同一としている。これは、自己点検・評価で明らかとなった課題・問題点に対して組織的に SD 及び FD を通じて改善・向上に向けて取り組むことを企図しており、さらに、教職協働で SD を推進することを目指している。2024（令和 6）年度は、「内部質保証と認証評価について」及び「社会連携・社会貢献に向けた人文学部の取り組み～明星高校での「人文学部 DAY」を事例として～」と題する全学 SD（研修会）を行った。

このように、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、コンプライアンス（ハラスメント含）研修や、事務職員を対象とした各種研修を実施していることから概ね適切であるといえる。教職協働で実施する SD に関しては、自己点検・評価の結果に基づいて明らかとなった課題・問題点に対し、全学 SD・FD 委員会を中心に組織的に SD を実施していき、事務職員及び教員の資質向上を図っていく考えである。

■点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（1）：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。

評価の視点（2）：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（3）：三様監査（監事、監査法人、内部監査室）について、それぞれ連携を取りながら役割分担をしつつ、効果的に実施しているか。

本学は、2021（令和 3）年度から、自己点検・評価を基盤とする内部質保証を進めている。大学運営の適切性に関する自己点検・評価は、自己点検・評価委員会のもと、関係事務組織が、大学基準協会が定める大学基準に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、各部局による自己点検・評価結果に基づき全学的な自己点検・評価を行う。全学的な自己点検・評価結果は、内部質保証推進委員会に報告され、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討を行い、これを学長に提案している。

2022（令和 4）年度の自己点検・評価結果では、学長の諮問委員会に関して、役割や権限が明記されていないといった課題・問題点が挙げられた。そこで、学長の諮問委員会のうち、全学学生生活委員会及び全学入試運営委員会については、それぞれ明星大学全学学生生活委員会細則、明星大学全学入試運営委員会細則を 2023（令和 5）年度に制定し、役割を明文化した。しかし、前述の通り、未だ役割が明文化されていない委員会が散見されることから、引き続き体制を整備していく考えである。

監査については、三様監査を定期的実施し、それぞれの監査状況の情報の共有等、連携を密にし、より効率的で実効性のある監査を行っている。

監事監査については、学校法人明星学苑監事監査規程において、その目的を「学校法人明星学苑の教育理念、教育目標を達成する観点から、学苑の財政及び会計の適正を期するとともに、業務の適法かつ合理的な運営を図ること」としており、公認会計士及び内部監査室と密接に関係を保ちつつ、業務、財産、理事の業務執行に関する監査を行っており、監査終了後には、監査報告書を作成し、理事長へ提出している。理事長は、監査結果の報告に基づき、改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答している。なお、監査報告書は、各年度の事業報告書の別添資料として本学公式ウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

会計監査については、公認会計士により公認会計士が作成した監査計画書に基づき収支計算に占める割合の重要性から日野校（明星大学・法人部門）を中心に往査（期中監査・期末監査）を実施するとともに府中校（高等学校・中学校・小学校・幼稚園）に対しても往査（期中監査・期末監査）を実施している。また、監査終了後に長文式監査報告書（マネジメント・レター）を基に公認会計士による監査報告会を役員向けに開催、併せて理事会へ報告している。

また、内部監査については、学校法人明星学苑内部監査規程、学校法人明星学苑内部監査実施細則において、その目的を「学苑等における運営諸活動の全般にわたる業務の管理・遂行状況を、法令、諸規程及び社会的規範等に則り、適法性・合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、その結果に基づく助言・提案を通じて財産の保全、業務の効率化並びに教職員の業務に関する意識の向上を図り、もって学苑等の健全な発展と社会的信頼性の保持に資すること」としており、理事長直属に担当する組織として内部監査室を設けている。内部監査室は、業務監査と会計監査を担い、その結果を

報告書として取りまとめ、理事長へ報告し、監事とも意見交換を行っている。理事長は監査の結果を受け、「内部監査結果通知書」にて、指摘事項等を各部署の責任者へ通知し、責任者は「指摘事項回答書」を作成し、指定された期日までに内部監査室長へ提出している。

監事、会計監査人、内部監査室は、それぞれの監査計画の策定にあたり、「三様監査会」で検討するなど、それぞれ連携を取りながら役割分担を明確にしている。なお、2023（令和5）年度の監査体制は、監事が常勤1名・非常勤1名の2名体制、会計監査人が公認会計士8名及び補助者1名の計9名体制、内部監査室が専任職員3名及び嘱託職員1名の計4名体制で対応している。

このように、大学運営の適切性を担保するための三様監査（監事、監査法人、内部監査室）の体制については、それぞれが密接に連携を取りながら役割分担をしており、効果的に実施していると判断できる。

(2) 長所・特色

- ・特になし

(3) 課題・問題点

- ・学長の諮問委員会では、一部役割や権限が明記されていないことから、これを今後是正していく考えである。

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため、明星大学第2期中期事業計画（2023～2027年度）を策定し、さらに、これを実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を策定している。また、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等については概ね適切に明示している。ただし、一部見直しを要する委員会や、役割や権限を明確化する必要がある会議体等が散見されることから組織的に検証していくことが求められる。

予算編成及び予算執行に関して、予算執行に伴う効果の分析・検証は行っていないものの、期中及び年度末において法人全体、部門別の収支状況や予算執行状況等を明らかにした上で検証し、必要に応じて事業計画の修正等を講じている。

事務組織に関してはユニット制を導入し、「学苑・大学企画局」「学苑・大学事務局」の二局体制で運営している。事務職員の資質向上については、「明星学苑能力開発体系」に基づき行われており、この能力開発体系には本学が目指す職員像と5つの能力が明記され、「OJT（上司との進捗面談）」「自己啓発（eラーニング）」「集合研修（階層別研修）」の3本柱を定めた体系的な能力開発となっている。また、事務職員及び教員を対象にコンプライアンス（ハラスメント含）研修を実施している。今後は、全学SD・FD委員会を中心に、自己点検・評価の結果で明らかとなった課題・問題点に対して組織的にSDを実施していく考えである。

大学運営の適切性を担保するための三様監査（監事、監査法人、内部監査室）については、それぞれが密接に連携を取りながら役割分担をしており、効果的に実施している。

＜財務＞

(1) 現状

■点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点（1）：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則し、将来の目標を明示した中・長期の財政計画を策定しているか。

評価の視点（2）：財務関係比率に関する指標、又は目標を設定しているか。

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5ヵ年を対象とする学校法人明星学苑第4期中期経営戦略では、財務基盤強化のための施策について明示している。具体的には、「健全な財務状況に向けての施策の基本方針」として、①学苑収入の基本方針及び②学苑支出に係る基本方針を示している。①学苑収入の基本方針では、学生生徒等納付金はもとより、経常費補助金収入や寄付金収入、資金運用収入の増加により収入の安定化を図ること、②学苑支出に係る基本方針では、人件費比率が依然として高いため、適正な人件費割合に向けた人事施策を講じることを示している。また、基本方針のほか、財務基盤強化のための施策として「施設・設備の更新計画」「保持すべき金融資産総額」「成長戦略に向けた投資的支出への準備」「寄付金収入の獲得と資産の運用」について示している。

この中期経営戦略に即し、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの中期財務計画を策定している。個々の財務関係比率に関する指標は設定しておらず、金額のみの策定としている。安定的な組織運営において必須となる基本金組入前当年度収支差額の収入超過を維持、ならびに安定的な運営のため、年間約5億～10億程度の資金収支差額の超過を目標に学生確保及び適切な経費執行を引き続き進めていくこととしている。一方で、施設の維持・更新、新規事業への投資、環境悪化時への対応として最低限保持すべき金融資産として350億円を設定している。

このように、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、学内者に周知しているといえる。

■点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点（1）：次の財務関係比率について、定期的に検証をしているか（単年度ではなく、5ヵ年程度の推移）。

- ・要積立額に対する金融資産の充足率
- ・事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額
- ・法人全体の事業活動収支差額比率
- ・大学部門の事業活動収支差額比率

評価の視点（2）：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、どのような措置を講じているか。

評価の視点（3）：外部資金（科研費、寄付金、受託/共同研究費等）の獲得、資産運用等について、どのような体制を整備しているか。

各財務関係比率については、次の通りである。

- ・要積立額に対する金融資産の充足率

2017（平成 29）年度は 72.3%であったが、その後年々減少し 2019（令和元）年度に 69.8%まで悪化したが 2023（令和 5）年度には 73.4%（金銭信託を含めると 75.6%）まで改善した。

- ・事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額

2017（平成 29）年度は 119.5%であったが、その後年々悪化し 2020（令和 2）年度に 133.4%まで悪化したが 2023（令和 5）年度は 111.8%まで改善した。

- ・法人全体の事業活動収支差額比率

2017（平成 29）年度に▲8.3%まで悪化したが 2020（令和 2）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による影響もありつつも、業務見直し・DX による支出の見直しにより改善傾向となり 2021（令和 3）年度はプラスに転じた。通常の教育活動が戻り始めた 2022（令和 4）年度も継続的に取り組んできた業務プロセス等の見直しにより経費支出を抑えるとともに、耐用年数満了による減価償却額満了等により法人全体で 3.2%とプラスを維持した。

- ・大学部門の事業活動収支差額比率

2017（平成 29）年度は▲1.1%にまで悪化したが、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響や業務見直し・DX による支出の見直しにより 1.3%に改善した。2023（令和 5）年度は学生数増加に伴う学納金収入の増加、及び継続的に取り組んでいる業務プロセス等の見直しにより経費支出を抑えるとともに、耐用年数満了による減価償却満了等により 5.9%まで改善した。

- ・教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための取り組みは、次の通りである。

①各部署において業務の棚卸しを行い、内製化やサービス内容の見直しに伴う業務委託や派遣費用の削減、サービスの WEB 化に伴う印刷費・発送費等の削減を継続的に実施している。

②特定の学生のみに対して開講する単位のつかない講座等については受益者負担とし、学生間の公平性を図るとともに、持ち出しとなる経費の抑制を図っている。

各財務関係比率は近年悪化の傾向にあったが、2021（令和 3）年度及び 2022（令和 4）年度決算においては、法人全体で事業活動収支差額が収入超過へ転じた。

大学における事業活動収支差額比率については、新型コロナウイルス感染拡大から完全には回復していない状況ではあるが、継続した支出構造の見直し、耐用年数満了による減価償却額の減額もあり、2022（令和 4）年度の 5.6%から 2023（令和 5）年度の 5.9%へ改善を図ることができた。

制度会計では、例えば職員人件費が発令基準で学部には張り付けている関係から、事業活動収支内訳表の各学部の決算数値は実質的なものとなっていない。また、経費につい

ては学部が使用した経費と間接部門が使用した経費が混在しているため、各学部の純粋な収支が把握できない構造となっている。よって、各学部の財政上の課題がどこにあるのか把握することが困難となっている。

そのため、2020（令和 2）年度決算より、収入と支出をそれぞれ学部単独（直接収入・直接経費）と間接部門（間接収入・間接経費）に大別し、間接収入・支出は一定の配分比率を用いて各学部に分け配分し直すことにより、学部における問題点や間接部門における問題点を把握できるような管理会計手法を展開している。これを基に財務分析を実施し、学部別の問題点、間接部門の問題点を抽出し、学長等へ報告・改善提案を行っている。また、2022（令和 4）年度決算までは報告対象を学長等に限定していたが、2023（令和 5）年度決算より広く教職員の理解を図るべく、2024（令和 6）年 6 月の学部長会で報告した。

外部資金（科研費、寄付金、受託/共同研究費等）の獲得については、共同・受託研究及び職務発明等の関連規程を整備し、産学連携等の外部資金を受け入れるための環境を整備している。また、企業との契約調整や受入れ資金の執行管理の担当者をそれぞれ配置し、外部資金の受け入れと執行管理を円滑に行うための体制を構築している。さらに、専門人材として URA 2 名を配置し、科研費等の競争的資金、産学連携による共同・受託研究費獲得のための支援体制を整備している。

資産運用については、年度の運用計画の立案にあたり、学校法人明星学苑資金運用規程に基づき財務資金運用委員会を開催し、役員等に年度の資金運用方針を説明し、最終的に理事会で承認を受けている。運用状況については、月次・四半期ベースで理事長へ運用報告を行っている。運用にあたっては、学校法人明星学苑資金運用規程において、運用対象資産、決裁権限等の基本的事項を定めている。また学校法人明星学苑資金運用基準において、運用資産毎の上限額、時価の算定方法、評価替え、アラームポイント、ロスカットルール等、運用にあたってのより詳細なルールを定め、リスクが拡大しないよう努めている。

監査については、公認会計士及び内部監査室が行っており、監査終了後に監査報告書を作成し、理事長へ提出している。

(2) 長所・特色

- ・決算数値を管理会計ベース（特殊要因を省いた経常的な収支ベース）に組み替え、分析を行うとともに 2020（令和 2）年度決算より試行的に大学部門における学部別（必要に応じて学科・コースまでに細分化）に決算書の数値を組み替え、学部単独での収支状況と間接経費を配分した後の収支状況を明確にし、実質的な収支状況から分析を行い、広く教職員に報告している。

(3) 課題・問題点

- ・特になし

(4) 全体のまとめ

学校法人明星学苑第4期中期経営戦略に則し、中期財務計画を策定している。このなかで「健全な財務状況に向けての施策の基本方針」を掲げ、「学苑収入の基本方針」「学苑支出に係る基本方針」を示しているほか、「施設・設備の更新計画」「保持すべき金融資産総額」「成長戦略に向けた投資的支出への準備」「寄付金収入の獲得と資産の運用」を明示している。

大学における事業活動収支差額比率は、新型コロナウイルス感染拡大から完全には回復していない状況ではあるが、継続した支出構造の見直し、耐用年数満了による減価償却額の減額もあり、改善を図ることができた。

終章

本学は、2021（令和 3）年 2 月に「明星大学内部質保証の方針」を策定し、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムの整備を進めてきた。2021（令和 3）年度からの 4 年間、機関別認証評価の受審を見据え、多くの教職員がこの自己点検・評価に関わり、多大な時間と労力を費やしてきた。その結果、本学が大学として必要な基本機能を備えていることは確認されたが、一方で、改善活動の機能が十分に果たされていないという指摘もあり、内部質保証システムにはさらなる向上の余地があることが明らかとなった。

本学の自己点検・評価は、単なる書面上の確認ではなく、教育の質を保証し、向上させるための重要な手段である。しかしながら、これまでの取り組みでは、本学の個性や特色を十分に浮かび上がらせることができていない。各学部・学環・研究科における教育成果や学生の学修成果をより精緻に分析し、教育の独自性を明確にすることが求められている。これを実現するためには、教職員が一丸となって自己点検・評価に取り組み、その結果を大学運営に積極的に活かすことが不可欠である。

本学は、多様な学部・学環・研究科が一つのキャンパスに集結する総合大学であり、この特長を活かした分野横断型の教育を推進している。現在進行中の「学位プログラムの再活性化と再構築に向けた学長プロジェクト」は、この理念を具現化する取り組みの一環である。2027（令和 9）年度または 2028（令和 10）年度の新たな学位プログラムの導入に向けた検討が進んでおり、本学の特色をより鮮明にし、教育の質を向上させることを目指している。

今後は、自己点検・評価のプロセスをより深化させ、本学ならではの教育の在り方を明確にし、その成果を社会に広く発信することが求められる。自己点検・評価の結果を、教育課程の見直しや学生支援の充実に直接結びつけることで、より実効性の高い改善活動を推進していく必要がある。教職員一人ひとりが自らの役割を再認識し、主体的に教育の質向上に取り組むことで、本学はさらに魅力ある大学へ成長できると確信している。

明星大学 学長
富樫 伸